自角而公報

 発行所
 亀
 岡
 市
 役
 所

 総務部
 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 条 例 ——	
○亀岡市人事行政の運営等の状況の公表	
に関する条例等の一部改正 (人事課)	8
○亀岡市職員の退職管理に関する条例	
(人事課)	8
○議会の議員及び非常勤の職員の公務災	
害補償等に関する条例の一部改正	
(人事課)	10
○ガレリアかめおか条例の一部改正	
(市民協働課)	13
○亀岡市行政不服審査に関する条例	
(総務課)	13
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例	
の整備に関する条例 (総務課)	15
○亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑	
条例の一部改正 (市民課)	20
○亀岡市消費生活センターの組織及び運	
営等に関する条例 (市民課)	21
○亀岡市国民健康保険条例の一部改正	
(保険医療課)	22
○亀岡市指定地域密着型サービスの事業	
の人員、設備及び運営に関する基準等	
を定める条例の一部改正(高齢福祉課)	22
○亀岡市指定地域密着型介護予防サービ	
スの事業の人員、設備及び運営並びに	
指定地域密着型介護予防サービスに係	
る介護予防のための効果的な支援の方	
法に関する基準等を定める条例の一部	
改正 (高齢福祉課)	23

○亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴	
収条例 (桂川・道路整備課)	25
○亀岡市公共下水道事業受益者負担に関	
する条例の一部改正 (下水道課)	25
○亀岡市消防団員等公務災害補償条例の	
一部改正(自治防災課)	26
○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等	
に関する条例の一部改正 (議会事務局)	33
○亀岡市議会委員会条例の一部改正	
(議会事務局)	33
—— 規 則 ——	
○亀岡市災害対策本部条例施行規則の一	
部改正 (自治防災課)	34
○亀岡市事務分掌規則の一部改正	
(夢ビジョン推進課)	36
○亀岡市会計管理者の補助組織設置規則	
等の一部改正 (夢ビジョン推進課)	46
○亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部	
改正 (人事課)	51
○亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正	
(人事課)	53
○亀岡市職員の退職管理に関する条例施	
行規則 (人事課)	54
○ガレリアかめおか条例施行規則の一部	
改正 (市民協働課)	59
○亀岡市消費生活センターの組織及び運	
営等に関する条例施行規則 (市民課)	59
○亀岡市副市長事務担任規則の一部改正	
(人事課)	60

○行政不服審査法の施行に伴う関係規則		○市道路線の供用開始に関する告示	
の整備に関する規則 (総務課	₹) 61	(土木管理課)	144
		○亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部	
—— 告		改正(子育て支援課)	145
○国民健康保険被保険者証の無効		○亀岡市子育て世帯臨時特例給付金支給	
(保険医療課	₹) 88	事業実施要綱の廃止 (子育て支援課)	145
○亀岡市特別保育事業費補助金交付要網	a	○亀岡市電気自動車等普及促進事業補助	
の一部改正 (子育て支援課	₹) 89	金交付要綱の廃止 (環境政策課)	145
○国民健康保険被保険者証の無効			
(保険医療課	₹) 90		
○公示送達 (税務課	링) 91	○亀岡市総合計画策定推進委員会設置規	
〇公示送達 (税務課	号) 92	程等の一部改正 (夢ビジョン推進課)	146
○亀岡市低所得の高齢者向けの年金生活	<u>.</u>	○亀岡市事務処理規程の一部改正	
者等支援臨時福祉給付金支給事業実施	ī	(夢ビジョン推進課)	148
要綱(地域福祉課	₹) 92	○亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱	
○市道路線の区域変更に関する告示		の一部改正(契約検査課)	149
(土木管理課	₹) 96	○亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程	
○市道路線の供用開始に関する告示		の一部改正 (障害福祉課)	150
(土木管理課	₹) 98		
○国民健康保険被保険者証の無効		—— 公 告 ——	
(保険医療課	₹) 99	○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の	
○亀岡市次世代育成推進市民協議会設置	<u> </u>	縦覧 (農林振興課)	156
要綱の廃止(子育て支援課	₹) 100		
○平成28年度分固定資産税に係る土地	1	任免及び辞令	
価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳	Š		
簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課	₹) 100	議会事務局欄	
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課	₹) 100	—— 規 則 ——	
○公示送達 (税務課	₹) 101	○亀岡市議会会議規則の一部改正	157
○亀岡市官学共同研究会設置要綱等の−	_		
部改正 (夢ビジョン推進課	₹) 102		
○亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助	J	○亀岡市議会全員協議会規程	157
成金交付要綱の一部改正(障害福祉講	₹) 103	○亀岡市議会広報広聴会議規程	158
○亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱			
(健康増進課	₹) 107	監査委員欄	
○かめおか市民活動推進センター設置要	Ę	—— 公 表 ——	
綱の一部改正 (市民協働課	₹) 110	○平成27年度定期監査	159
○行政不服審査法の施行に伴う関係告示	÷	○平成27年度財政援助団体等監査	165
の整備に関する告示 (総務課	₹) 110	○平成27年度財政援助団体等監査	167
		I .	

○平成27年度定期監査	170	――― 任免及び辞令 ―――
○平成27年度工事監査	171	
教育委員会欄		市立病院欄
教育女員女 個 規 則		○ へ
● ・		○电闸用亚州抗发扬从性等切 即以止 10/
実施に関する規則の一部改正	176	—— 公 告 ——
○ 亀岡市立幼稚園保育料減免規則の廃止	179	○
	177	
—— 教育長訓令 ——		
○亀岡市立の小学校及び中学校に勤務す		
る府費負担教職員の服務に関する規程		
の一部改正	179	
選挙管理委員会欄		
—— 告		
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請		
求及び合併協議会設置の請求に要する		
有権者総数の50分の1の数	180	
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の		
解職請求に要する有権者総数の3分の		
1の数	180	
○合併協議会設置協議について選挙人の		
投票に付する請求に要する有権者総数		
の6分の1の数	180	
○亀岡市選挙管理委員会において選挙さ		
れた委員長	180	
トエール 没 切 相関		
上下水道部欄 程 —— 規 程 ——		
ペ 14 ○ 14 ○ 14 ○ 14 ○ 14 ○ 14 ○ 15 ○ 16 ○ 16 ○ 16 ○ 17 ○ 17 ○ 17 ○ 18 ○ 18 ○ 18 ○ 18 ○ 18		
術管理者の職務に関する規程	181	
○ 電岡市公共下水道事業受益者負担に関	101	
する条例施行規程の一部改正	182	
	-	
—— 告		
○公共下水道の供用及び汚水の処理の開		
始	186	
		I .

公布された条例のあらまし

亀岡市人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例等の一部を改正 する条例要綱

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一 部を改正する法律の施行に伴い、関係条例に ついて所要の規定整備を図ることとした。
- 2 行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

亀岡市職員の退職管理に関する条 例要綱

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業 等に再就職した元職員に対する現職員への働 きかけの規制に関する必要な事項を定めるこ とにより、職員の退職管理の適正化を図るこ ととした。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

議会の議員及び非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例要綱

1 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正

する政令の施行に伴い、所要の規定整備を図ることとした。

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を 定めることとした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

ガレリアかめおか条例の一部を改 正する条例要綱

- 1 ガレリアかめおかの休館日を変更することとした。
- 2 この条例は、平成28年7月1日から施行 することとした。

亀岡市行政不服審査に関する条例 要綱

- 1 行政不服審査法(以下「法」という。)の 規定に基づき、市が行う不服審査等に関し必 要な事項を定めることとした。
- 2 法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、市長の附属機関として、 亀岡市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
- 3 法の規定等による書面等の閲覧及び交付に 係る手数料の額等について定めることとした。

4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、条例の施行の日前においてもすることができることとした。

行政不服審査法の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例要綱

- 1 行政不服審査法(以下「法」という。)の 全部改正に伴い、関係する条例について次の とおり改正することとした。
 - (1) 情報公開・個人情報保護制度について次のとおり改正することとした。
 - ア 法の審理員による審理手続の規定を適 用除外とし、引き続き現行の情報公開・ 個人情報保護審査会により不服審査を行 うこととすることとした。
 - イ 情報公開・個人情報保護審査会の調査 審議の手続等に関し、法に則した規定整 備を行うこととした。
 - (2) 法の規定により審理員等の求めに応じて 出頭した者に対する実費弁償の支給を定め ることとした。
 - (3) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を 定めることとした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行 することとした。

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市 印鑑条例の一部を改正する条例要 綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、 希望者に交付される個人番号カードを活用して、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付(以下「コンビニ交付」という。)するための規定を整備することとした。
- 2 コンビニ交付の開始に伴い、市庁舎に設置 している自動交付機用カード(住民票及び印 鑑登録証明書用)の発行を終了することとし た。
- 3 個人番号カードの利用機会拡充のため、窓口において印鑑登録者が自ら個人番号カードを提示すれば印鑑登録証明書の交付を申請することができるよう規定を整備することとした。
- 4 この条例は、平成28年7月1日から施行 することとした。

亀岡市消費生活センターの組織及 び運営等に関する条例要綱

- 1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を 改正する等の法律における消費者安全法の一 部改正に伴い、亀岡市消費生活センターの組 織及び運営等に関する事項を定めることとし た。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行 することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、 保険料の基礎賦課限度額を540,000円 (現行520,000円)に、後期高齢者支援金等賦課限度額を190,000円(現行 170,000円)に改めることとした。
- 2 保険料を減額する基準のうち、5割 軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を 265,000円(現行260,000円) に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額 を480,000円(現行470,000 円)に改めることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を 定めることとした。
- 4 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

亀岡市指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例の一部を改 正する条例要綱

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指 定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を改めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

亀岡市指定地域密着型介護予防 サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例の一部を改正す る条例要綱

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指 定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準等を改めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行 することとした。

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担 金徴収条例要綱

- 1 京都府が施行し、亀岡市が事業費の一部を 負担する急傾斜地崩壊防止事業に関し、地方 自治法の規定に基づき分担金を徴収すること について、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

亀岡市公共下水道事業受益者負担 に関する条例の一部を改正する条 例要綱

- 1 公共下水道事業受益者負担金について、排水区域外からの流入に係る特別使用許可等に対応するため、次のとおり改正することとした。
 - (1) 特別使用許可者を受益者に加えることとした。
 - (2) 年度途中においても、特別の理由がある場合は、賦課対象区域を変更できるものとすることとした。
 - (3) 特別使用許可を受けようとする土地に受益者負担金を賦課することができるものとすることとした。
 - (4) 特別使用許可に係る受益者負担金は、管理者が特に必要と認めた場合を除き、一括で徴収するものとすることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例要綱

- 1 非常勤消防団員等の損害補償の基準を定め る政令の一部を改正する政令の施行に伴い、 所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を 定めることとした。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行

することとした。

条例

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例等の一部を改正 する条例

(亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例(平成17年亀岡市条例第5 号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を 第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績 の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同 号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から 第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次 に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条 第5項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附」を「条件付」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部 改正)

第4条 亀岡市一般職員の給与に関する条例 (昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条 第5項」に改める。

第20条の3第6項中「行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)による不服申 立て」を「行政不服審査法(平成26年法律 第68号)による審査請求」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市職員の退職管理に関する条例をここに 公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市職員の退職管理に関する条 例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号。以下「法」という。)第 38条の6第2項の規定に基づき、職員の退 職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (任命権者への届出)
- 第2条 管理又は監督の地位にある職員の職と して規則で定めるものに就いている職員で あった者(退職手当通算予定職員(法第38 条の2第3項に規定する退職手当通算予定職 員をいう。) であった者であって引き続いて 退職手当通算法人(同条第2項に規定する退 職手当通算法人をいう。) の地位に就いてい る者及び公益的法人等への一般職の地方公務 員の派遣等に関する法律(平成12年法律第 50号) 第10条第2項に規定する退職派遣 者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以 外の法人その他の団体の地位に就いた場合 (報酬を得る場合に限る。) 又は営利企業の 地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者 となった場合その他規則で定める場合を除き、 規則で定めるところにより、速やかに、離職 した職又はこれに相当する職の任命権者に規 則で定める事項を届け出なければならない。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年亀岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.	7 3
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基 礎年金が支給される場合を除く。)	0.	8 8
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.	88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.	7 5
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険 給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年 金」という。)	0.	7 5

	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付 のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」とい う。)	0.	8 9
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基 礎年金が支給される場合を除く。)	0.	8 3
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.	88
	旧船員保険法による障害年金	0.	7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 4
	旧国民年金法による障害年金	0.	8 9
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附 則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24 年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺 族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定によ る遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.	8 0
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基 礎年金が支給される場合を除く。)	0.	8 4
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.	8 8
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険 給付のうち遺族年金	0.	8 0
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険 給付のうち遺族年金	0.	8 0
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付 のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.	9 0

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行 する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (以下「新条例」という。) 附則第5条第1 項及び第2項の規定は、この条例の施行の日 以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償 及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由 の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償 について適用し、同日前に支給すべき事由の 生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び 同日前に支給すべき事由の生じた休業補償に ついては、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改 正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法 律第128号。以下この項において「改正前 国共済法」という。) による職域加算額(被 用者年金制度の一元化等を図るための厚生年 金保険法等の一部を改正する法律の施行及び 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等 のための国家公務員退職手当法等の一部を改 正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共 済組合法による長期給付等に関する経過措置 に関する政令(平成27年政令第345号) 第8条第1項の規定により読み替えられた平 成24年一元化法附則第36条第5項の規定 によりなおその効力を有するものとされた改 正前国共済法第82条第2項に規定する公務 等による旧職域加算障害給付(平成24年一 元化法附則第36条第5項に規定する改正前 国共済法による職域加算額のうち障害を給付 事由とするものをいう。) 又は平成24年一 元化法附則第36条第5項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前国共済

法第89条第3項に規定する公務等による旧 職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則 第36条第5項に規定する改正前国共済法に よる職域加算額のうち死亡を給付事由とする ものをいう。)に係るものに限る。)又は平 成24年一元化法第3条の規定による改正前 の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律 第152号。以下この項において「改正前地 共済法」という。)による職域加算額(被用 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律及び地方公務 員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化 等を図るための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律の一部を改正する法律の施行に伴 う地方公務員等共済組合法による長期給付等 に関する経過措置に関する政令(平成27年 政令第347号。以下この項において「平成 27年地共済経過措置政令」という。) 第7 条第1項の規定により読み替えられた平成 24年一元化法附則第60条第5項の規定に よりなおその効力を有するものとされた改正 前地共済法第87条第2項に規定する公務等 による旧職域加算障害給付(改正前地共済法 による職域加算額のうち障害を給付事由とす るものをいう。) 又は平成27年地共済経過 措置政令第7条第1項の規定により読み替え られた平成24年一元化法附則第60条第5 項の規定によりなおその効力を有するものと された改正前地共済法第99条の2第3項に 規定する公務等による旧職域加算遺族給付 (改正前地共済法による職域加算額のうち死 亡を給付事由とするものをいう。) に係るも のに限る。) の受給権者が同一の支給事由に より平成24年一元化法第1条の規定による 改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金 若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法 附則第41条第1項の規定により国家公務員 共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給

付水準の見直し等のための国家公務員退職手 当法等の一部を改正する法律(平成24年法 律第96号)第5条の規定による改正後の国 家公務員共済組合法第21条第1項に規定す る国家公務員共済組合連合会をいう。)が支 給する年金である給付のうち障害共済年金若 しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法 附則第65条第1項の規定により地方公務員 共済組合(平成24年一元化法附則第56条 第2項に規定する地方公務員共済組合をい う。)が支給する年金である給付のうち障害 共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受け るときは、当分の間、新条例附則第5条第1 項の規定は、適用しない。

「掲示済」

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

ガレリアかめおか条例の一部を改 正する条例

ガレリアかめおか条例(平成10年亀岡市条 例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2上記以外の施設の項中「第2及び」を削る。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市行政不服審査に関する条例をここに公 布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市行政不服審査に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成 26年法律第68号。以下「法」という。) の規定に基づき、市が行う不服審査等に関し 必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 法第81条第1項の規定に基づき、法 の規定によりその権限に属させられた事項を 処理するため、市長の附属機関として、亀岡 市行政不服審査会(以下「審査会」とい う。)を置く。

(組織)

- 第3条 審査会は、5人以内の委員で組織する。 (委員)
- 第4条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、 後任者が任命されるまで引き続きその職務を 行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のために職務の 執行ができないと認める場合又は委員に職務 上の義務違反その他委員たるに適しない非行 があると認める場合には、その委員を罷免す ることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体 の役員となり、又は積極的に政治運動をして はならない。
- 9 委員の報酬及び費用弁償については、別に 条例で定める。

(会長)

- 第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその 指名する委員が、その職務を代理する。 (専門委員)
- 第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、 市長が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門 の事項に関する調査が終了したときは、解任 されるものとする。
- 4 第4条第6項から第8項までの規定は、専 門委員について準用する。

(会議)

- 第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなけれ

ば、会議を開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、議長の決するところによ る。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手続の非公開)

第8条 審査会の行う調査審議の手続は、非公 開とする。

(調査審議の手続の併合又は分離)

- 第9条 審査会は、必要があると認める場合に は、数個の事件に係る調査審議の手続を併合 し、又は併合された数個の事件に係る調査審 議の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る 調査審議の手続を併合し、又は分離したとき は、審査関係人(法第81条第3項において 準用する法第74条の審査関係人をいう。) にその旨を通知しなければならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(手数料)

- 第11条 法第38条第1項(法第9条第3項 の規定により読み替えて適用する場合及び他 の法令において準用する場合を含む。以下同 じ。)及び法第81条第3項において準用す る法第78条第1項の規定による閲覧に係る 手数料は、亀岡市手数料徴収条例(平成12 年亀岡市条例第6号)第2条第32号の規定 にかかわらず、無料とする。
- 2 法第38条第6項の規定により読み替えて 適用する同条第4項(他の法令において準用 する場合を含む。)及び法第81条第3項に おいて準用する法第78条第4項の条例で定 める手数料の額は、次の各号に掲げる交付の 方法の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。

- (1) 行政不服審査法施行令(平成27年政令 第391号。以下「令」という。)第11 条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円(カラーで複写され、 又は出力された用紙にあっては、50円)。 この場合において、両面に複写され、又は 出力された用紙については、片面を1枚と して手数料の額を算定する。
- (2) 令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法 (用紙の片面に複写し、又は出力する方法 に限る。)によってするとしたならば、複 写され、又は出力される用紙1枚につき 10円

(手数料の減免)

- 第12条 次の各号に掲げる規定による交付を 行う場合において、当該各号に定める者(以 下「減免権者」という。)は、当該交付を受 ける審査請求人(法第9条第1項の審査請求 人をいう。)又は参加人(法第13条第4項 の参加人をいう。)(以下「審査請求人等」 という。)が経済的困難により前条第2項の 手数料を納付する資力がないと認めるときは、 当該交付の求め1件につき2,000円を限 度として、当該手数料を減額し、又は免除す ることができる。
 - (1) 法第38条第1項 当該交付を行う審理 員又は審査庁
 - (2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項 審査会
- 2 前項の規定による手数料の減額又は免除を 受けようとする審査請求人等は、前項に規定 する交付を求める際に、併せて当該減額又は 免除を求める旨及びその理由を記載した書面 を減免権者に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護 法(昭和25年法律第144号)第11条第 1項各号に掲げる扶助を受けていることを理

由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。 (委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行 する。ただし、次項の規定は、公布の日から 施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による審査会の委員の 委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の 日前においても、同項の規定の例によりする ことができる。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初の審査会の会議は、 第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招 集する。

「掲示済」

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

行政不服審査法の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例

(亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部 改正)

第1条 亀岡市固定資産評価審査委員会条例 (昭和30年亀岡市条例第43号)の一部を 次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又 は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、 第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、 第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、 総代又は代理人がその資格を失ったときは、 書面でその旨を委員会に届け出なければな らない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただ し書を削り、同項を第3項とし、第1項の次 に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等に おける情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号)第3条第1 項の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用して弁明がされた場合には、 前項の規定に従って弁明書が提出されたも のとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出 があったときは、これを市長に送付しなけ ればならない。

第11条中「においては、」の次に「次に

掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条第2項中「請求者」を「審査申出 人」に改める。

(亀岡市情報公開条例の一部改正)

第2条 亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡 市条例第32号)の一部を次のように改正す る。

第15条中「第1条」を「第2条第32 号」に改める。

第17条第1項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「審査会」を「亀岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する審査請求については、行 政不服審査法第9条第1項の規定は、適用 しない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人(行政不服審査 法第43条第3項の審査請求人及び参加人 をいう。)に対し、当該諮問をした旨を通 知しなければならない。

(亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例 の一部改正)

第3条 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会 条例(平成12年亀岡市条例第38号)の一 部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

(除斥)

第4条の2 委員は、諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(審査手続の併合又は分離)

- 第4条の3 審査会は、必要があると認める 場合には、数個の事件に係る審査手続を併 合し、又は併合された数個の事件に係る審 査手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により事件に係る 審査手続を併合し、又は分離したときは、 審査関係人(行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第74条の審査関係人をい う。以下同じ。)にその旨を通知しなけれ ばならない。

第5条を次のように改める。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認める場合には、諮問を受けた事件に関し、審査関係人にその主張を記載した書面又は資料(以下「主張書面等」という。)の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第5条の次に次の9条を加える。

(意見の陳述)

- 第5条の2 審査会は、審査関係人の申立て があった場合には、当該審査関係人に口頭 で意見を述べる機会を与えなければならな い。ただし、審査会が、その必要がないと 認める場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、審査請求人 (行政不服審査法第9条第1項の審査請求 人をいう。)又は参加人(同法第13条第 4項の参加人をいう。)(以下「審査請求 人等」という。)は、審査会の許可を得て、 補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

- 第5条の3 審査関係人は、審査会に対し、 主張書面等を提出することができる。この 場合において、審査会が、主張書面等を提 出すべき相当の期間を定めたときは、その 期間内にこれを提出しなければならない。 (提出資料の閲覧等)
- 第5条の4 審査関係人は、審査会に対し、 審査会に提出された主張書面等の閲覧(電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算 機による情報処理の用に供されるものをい う。以下同じ。)にあっては、記録された 事項を審査会が定める方法により表示した ものの閲覧)又は当該主張書面等の写し若 しくは当該電磁的記録に記録された事項を 記載した書面の交付を求めることができる。 この場合において、審査会は、第三者の利 益を害するおそれがあると認めるとき、そ の閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、 又は同項の規定による交付をしようとする ときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面 等の提出人の意見を聴かなければならない。 ただし、審査会が、その必要がないと認め るときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(交付の方法)

- 第5条の5 前条第1項の規定による交付は、 次の各号のいずれかの方法によってする。
 - (1) 対象主張書面等の写しの交付にあって は、当該対象主張書面等を複写機により 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで 複写したものの交付
 - (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記

載した書面の交付にあっては、当該事項 を用紙の片面又は両面に白黒又はカラー で出力したものの交付

(3) 電子情報処理組織(審査会の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う方法

(手数料)

- 第5条の6 第5条の4第1項の規定による 閲覧に係る手数料は、亀岡市手数料徴収条 例(平成12年亀岡市条例第6号)第2条 第32号の規定にかかわらず、無料とする。
- 2 第5条の4第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該交付に係る手数料を納めなければならない。
- 3 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる 交付の方法の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。
 - (1) 前条第1号又は第2号に掲げる交付の 方法 用紙1枚につき10円(カラーで 複写され、又は出力された用紙にあって は、50円)。この場合において、両面 に複写され、又は出力された用紙につい ては、片面を1枚として手数料の額を算 定する。
 - (2) 前条第3号に掲げる交付の方法 同条 第1号又は第2号に掲げる交付の方法 (用紙の片面に複写し、又は出力する方 法に限る。)によってするとしたならば、 複写され、又は出力される用紙1枚につ き10円

(手数料の減免)

第5条の7 審査会は、第5条の4第1項の 規定による交付を受ける審査請求人等が経 済的困難により前条第2項の手数料を納付 する資力がないと認めるときは、交付の求 め1件につき2,000円を限度として、

- 当該手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする 審査請求人等は、第5条の4第1項の規定 による交付を求める際に、併せて当該減額 又は免除を求める旨及びその理由を記載し た書面を審査会に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11 条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第5条の8 第5条の4第1項の規定による 交付を受ける審査請求人等は、第5条の6 第2項の規定により納付しなければならな い手数料のほか送付に要する費用を納付し て、対象主張書面等の写し又は対象電磁的 記録に記録された事項を記載した書面の送 付を求めることができる。

(答申書の送付等)

第5条の9 審査会は、諮問に対する答申を したときは、答申書の写しを審査請求人等 に送付するとともに、答申の内容を公表す るものとする。

(亀岡市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 亀岡市個人情報保護条例(平成12年 亀岡市条例第37号)の一部を次のように改 正する。

第26条中「第1条」を「第2条第32 号」に改める。

第28条第1項中「行政不服審査法(昭和 37年法律第160号)」を「行政不服審査 法(平成26年法律第68号)」に、「不服 申立て」を「審査請求」に改め、「又は決 定」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する審査請求については、行 政不服審査法第9条第1項の規定は、適用 しない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人(行政不服審査 法第43条第3項の審査請求人及び参加人 をいう。)に対し、当該諮問をした旨を通 知しなければならない。

(亀岡市行政手続条例の一部改正)

第5条 亀岡市行政手続条例(平成8年亀岡市 条例第25号)の一部を次のように改正する。 第19条第2項第4号中「ことのある」を 削る。

(亀岡市実費弁償条例の一部改正)

- 第6条 亀岡市実費弁償条例(平成21年亀岡 市条例第6号)の一部を次のように改正する。 第2条中第8号を第9号とし、第7号の次 に次の1号を加える。
 - (8) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第34条(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。)又は同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により審理員若しくは審査庁又は亀岡市行政不服審査会の求めに応じて出頭した者

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和 30年亀岡市条例第28号)の一部を次のよ うに改正する。

第17条第4項中「行政不服審査法(昭和 37年法律第160号)第14条第1項又は 第45条」を「行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第18条第1項」に改める。 (亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部 改正)

第8条 亀岡市消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年亀岡市条例第17号)の一部を 次のように改正する。

第25条(見出しを含む。)中「異議申立 て」を「審査請求」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 第1条の規定による改正後の亀岡市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市印鑑条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市手数料徴収条例及び亀岡市 印鑑条例の一部を改正する条例

(亀岡市手数料徴収条例の一部改正)

第2条第1項第30号を次のように改める。 ③ 削除

(亀岡市印鑑条例の一部改正)

第2条 亀岡市印鑑条例(平成6年亀岡市条例 第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「(以下「暗証番号」という。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。

第10条を削る。

第11条の見出し中「又は印鑑カード」を 削り、同条第1項中「印鑑登録証又は印鑑登 録者識別カード再交付申請書」を「印鑑登録 証再交付申請書」に改め、同条第2項中「登 録証又は印鑑カードを再交付」を「登録証を 再交付」に改め、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「暗証番号」を「登録 者暗証番号」に改め、同条中「、暗証番号」 を「、登録者暗証番号」に改め、同条を第 11条とする。

第13条の見出し中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改め、同条第1項中「自動交付機」を「印鑑登録証明書自動交付機(以下「自動交付機」という。)」に改め、同条第2項中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第 14条とし、第16条を第15条とする。

第17条第1項中「場合」の次に「(自動交付機又はキオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「照合し」の次に「、必要があると認めたときは、申請を行う者が本人であることの確認を行い」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者本人が その意思により同項の申請を行うときは、 登録証又は印鑑カードを添えることに代え て、利用者証明用電子証明書(電子署名等 に係る地方公共団体情報システム機構の認 証業務に関する法律(平成14年法律第 153号)第22条第1項に規定する利用 者証明用電子証明書をいう。以下同じ。) が記録された個人番号カード(行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(平成25年法律第 27号)第2条第7項に規定する個人番号 カードをいう。以下同じ。)を職員に提示 して、申請を行うことができる。

第17条を第16条とする。

第18条第1項中「暗証番号」を「登録者 暗証番号」に改め、同条を第17条とし、同 条の次に次の1条を加える。

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)

第18条 登録者は、キオスク端末において、

利用者証明用電子証明書が記録された個人 番号カードを用いて、かつ、キオスク端末 に利用者証明用電子証明書の暗証番号を入 力することにより、自らの印鑑登録証明書 の交付を申請することができる。

第19条第1号中「又は印鑑カード」を 「、印鑑カード又は利用者証明用電子証明書 が記録された個人番号カード」に改める。

第20条(見出しを含む。)中「暗証番号」を「登録者暗証番号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の亀岡市印鑑条例第 10条の規定により届け出られた登録者暗証 番号は、この条例による改正後の亀岡市印鑑 条例に規定する登録者暗証番号とみなす。

「掲示済」

亀岡市消費生活センターの組織及び運営等に 関する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

亀岡市消費生活センターの組織及 び運営等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21 年法律第50号。以下「法」という。)第 10条の2第1項の規定に基づき、亀岡市消 費生活センター(以下「センター」とい う。)の組織及び運営並びに情報の安全管理 に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 亀岡市消費生活センター 位 置 亀岡市安町野々神8番地

- 2 市長は、法第8条第2項第1号及び第2号 の事務を行う日及び時間を定めたときは、遅 滞なく、これを告示しなければならない。当 該日及び時間を変更したときも、同様とする。 (事務)
- 第3条 センターは、次の事務を行う。
 - (1) 法第8条第2項各号に掲げる事務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める 事務

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 センターには、法第10条の3第1項 に規定する消費生活相談員資格試験に合格し た者(不当景品類及び不当表示防止法等の一 部を改正する等の法律(平成26年法律第 71号)附則第3条の規定により合格した者 とみなされた者を含む。)を消費生活相談員 として置くよう努めるものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験 を通じて専門的な知識及び技術を体得してい ることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能 力実証を行った結果として同一の者を再度任 用することは排除されないことその他の消費 生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処 遇の確保に必要な措置を講じるよう努めるも のとする。

(職員に対する研修)

第7条 市長は、センターにおいて第3条第1 号に掲げる事務に従事する職員に対し、その 資質の向上のための研修の機会を確保するも のとする。

(情報の安全管理)

- 第8条 市長は、第3条第1号に掲げる事務の 実施により得られた情報の漏えい、滅失又は 毀損の防止その他の当該情報の適切な管理の ために必要な措置を講じなければならない。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、必要な 事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例 亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市 条例第7号)の一部を次のように改正する。

第16条の6中「520,000円」を 「540,000円」に改める。

第16条の6の10中「170,000円」 を「190,000円」に改める。

第20条第1項中「520,000円」を 「540,000円」に改め、同項第2号中 「260,000円」を「265,000円」 に改め、同項第3号中「470,000円」を 「480,000円」に改め、同条第3項中 「520,000円」を「540,000円」 に、「170,000円」を「190,000円」 に改め、同条第4項中「520,000円」 円」に改め、同条第4項中「520,000円」を「540,000円」

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保 険条例の規定は、平成28年度以後の年度分 の保険料について適用し、平成27年度分ま での保険料については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例の一部を改 正する条例

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例(平 成24年亀岡市条例第33号)の一部を次のよ うに改正する。

第18条及び第19条中「第8条第23項」 を「第8条第24項」に改める。

第68条第1項中「第8条第19項」を「第 8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条 第24項」を「第8条第25項」に改める。

第81条中第2項を第4項とし、第1項を第 3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項 の報告、評価、要望、助言等についての記録 を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第81条に次の1項を加える。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定 認知症対応型通所介護事業所の所在する建物 と同一の建物に居住する利用者に対して指定 認知症対応型通所介護を提供する場合には、 当該建物に居住する利用者以外の者に対して も指定認知症対応型通所介護の提供を行うよ う努めなければならない。

第90条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第112条中「第8条第19項」を「第8条 第20項」に改める。

第132条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第153条第1項中「第8条第21項」を 「第8条第22項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

亀岡市指定地域密着型介護予防 サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例の一部を改正す る条例

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年亀岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第 8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条 第24項」を「第8条第25項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第 3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提 供に当たっては、利用者、利用者の家族、地 域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所が所在する市の職員又は当該 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が 所在する区域を管轄する法第115条の46 第1項に規定する地域包括支援センターの職 員、介護予防認知症対応型通所介護について 知見を有する者等により構成される協議会 (以下この項において「運営推進会議」とい う。)を設置し、おおむね6月に1回以上、 運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営 推進会議による評価を受けるとともに、運営 推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会 を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業 所の所在する建物と同一の建物に居住する利 用者に対して指定介護予防認知症対応型通所 介護を提供する場合には、当該建物に居住す る利用者以外の者に対しても指定介護予防認 知症対応型通所介護の提供を行うよう努めな ければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、 助言等の記録

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第66条第2項第8号中「第64条第2項」 を「次条において準用する第40条第2項」に 改める。

第67条中「、第39条」を「から第40条 まで」に、「読み替える」を「、第40条第1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について 知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模 多機能型居宅介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」 とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの 提供回数等の活動状況」と読み替える」に改め る。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第88条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「第61条、第63条及び第64条」を「第61条及び第63条」に改め、「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通

所介護について知見を有する者」とあるのは 「介護予防認知症対応型共同生活介護について 知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と、」を加え、「と、第64条第1項中 「介護予防小規模多機能型居宅介護について知 見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対 応型共同生活介護について知見を有する者」と、 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例 をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、京都府が施行し、亀岡市 が事業費の一部を負担する急傾斜地崩壊防止 事業(以下「事業」という。)に関し、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第224 条の規定に基づき分担金を徴収することにつ いて、必要な事項を定めるものとする。 (被徴収者の範囲)

第2条 分担金の被徴収者は、事業の実施により利益を受ける者又はそれらの者の組織する団体(以下「受益者」という。)とする。 (分担金の額)

第3条 分担金の額は、その年度における実施 事業費に要する市負担分のうち、10分の4 とする。

(分担金の徴収方法)

第4条 市長は、分担金を定めたときは遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知し、徴収するものとする。

(分担金の減免及び徴収猶予)

第5条 市長は、災害その他特別の事情がある と認めるときには、分担金の徴収を猶予し、 納期を延長し、又はその額の一部若しくは全 部を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市公共下水道事業受益者負担 に関する条例の一部を改正する条 例

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和56年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「所有者」の次に「及び亀岡 市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24 号)第17条による特別使用許可を受けた者 (以下「許可者」という。)」を加える。 第5条に次の2項を加える。

- 2 管理者は、特別の理由により賦課対象区域 に変更の必要を認めたときは、変更する賦課 対象区域を定め、これを公告しなければなら ない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、亀岡市下水道条例第17条に規定する特別使用の許可を受けようとする土地に負担金を賦課することができる。この場合において、当該特別使用許可をもって、第1項の公告があったものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、受益者のうち許可者に係る負担金は、管理者の定める日までに一括で徴収するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合においては、この限りでない。

第8条第1項及び第9条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年亀岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年金(の2 に残上のる 公務上の 害に係る の。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金者しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)	0.73
2 傷病補償 年金(の2 18条の2 に規定の 公務上の 等に の の に の の に の の の の の の の の の の の の	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第 1級又は第2 級の傷病等級 に該等係 に該等係 を に該係る傷病 補償年金に あっては、 0.81)
3 障害補償 年金 (第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも の を く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償 年金 (第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも の に 限 る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第 1級又は第2 級の障害等級 に該当する障 害に係る障害 補償年金に あっては、 0.81)
5 遺族補償 年金(第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも の を 除 く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附 則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24 年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。) 及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改 正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正 法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」と いう。)	0.80

6 遺族補	賞 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
年金 (第	
18条の	2	
に規定す	3	
公務上の	发	
害に係る	£	
のに	R	
る。)		

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償	1 障害厚生年金等	0.88
年金 (第2 18条する (第2 に (第2 に (第2 に (第4 を (第4 で ((((((((((((((((((2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について 平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のう ち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に 規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則 第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保 険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する 旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」とい う。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済 年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
2 傷病補償 年金 (第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係る の に 限	1 障害厚生年金等	0.92(第 1級の傷病等 級に該当する 障害に係る傷 病補償年金に あっては、 0.91)
る。)	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について 平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が 支給される場合を除く。)	0.92(第 1級の傷病等 級に該当する 障害に係る傷 病補償年金に あっては、 0.91)
3 障害補償 年金 (第	1 障害厚生年金等	0.83
18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも の を 除 く。)	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について 平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が 支給される場合を除く。)	0.88

4 障害 (事事 (事事) (事事) (事年) (事年) (日本)	1 障害厚生年金等	0.89(第 1級又は第2 級の障害等級 に該当する障害 補償年金は、 0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について 平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が 支給される場合を除く。)	0.92(第 1級の障害等 級に該当する 障害に係る障 害補償年金に あっては、 0.91)
5 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.84
年金 18条の2 に規 に規 と に に の で を の く。)	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について 平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のう ち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に 規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則 第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済 法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一 元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が 支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償	1 遺族厚生年金等	0.89
年金 18条の2 に規定する 公務上の 害に係る の に る。)	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について 平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が 支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年金 (第 18条の2	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる 保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表におい て「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.	7 5
に規定する 公務上の災 害に係るも	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる 保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表におい て「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.	7 5
の を 除 く。)	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる 給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において 「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.	8 9

2 傷病補(第 年 8 条 年 8 条 年 8 条 年 8 条 定 上 規 8 年 の る 。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(1級の傷病 級に該当する で書に係る係 病補償年金に あっては、 0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(質1級の傷病等級に該当する質別では、1級の傷病等級に該当する質別では、できたのでは、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93()1級又は第2級の傷病等組級の傷病等組に該当する陽補償年金しあっては、0.92)
3 障害補償	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
年金(第	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
18条の2 に規定する 公務上の災 害に係る の を く。)	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害 年金 の 2 1 8 条 定	1 旧船員保険法による障害年金	0. 83 (第4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83() 1級の障害 級に該当する 障害に係る

		害補償年金 0.81、 2級の障害する でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第 1級又は第2 級の障害等級 に該当する障害 補償年金は、 0.92)
5 遺族補償 年 金 (第	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる 保険給付のうち遺族年金	0.80
18条の2 に規定する	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる 保険給付のうち遺族年金	0.80
公務上の災 害に係るも の を 除 く。)	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる 給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償 年 金 (第	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる 保険給付のうち遺族年金	0.87
18条の2 に規定する	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる 保険給付のうち遺族年金	0.87
公務上の災 害に係るも の に 限 る。)	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる 給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

	1
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支 給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は 平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を 除く。)	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

「掲示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

議会の議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正す る条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項」を「前3項」に、「旅費」を「費用弁償」に、「亀岡市職員等の 旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第 14号)中第18条第2項及び第3項の規定を 除き」を「亀岡市職員等の旅費に関する条例 (昭和37年亀岡市条例第14号)の規定(第 1項の旅費にあっては同条例第18条第2項及 び第3項を除く。)を」に改め、同項を同条第 4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」 に、「旅費」を「費用弁償」に改め、同項を同 条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加 える。

2 議長、副議長及び議員が招集に応じて本会 議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員 会又は亀岡市議会会議規則(昭和53年議会 規則第1号)第166条に規定する協議等の 場に出席したときは、住居から参集場所まで の往復の路程に応じて、費用弁償として交通 費の実費相当額を支給する。 別表中

Γ

鉄道賃	船賃	車賃(1キロメート ルにつき)
特別職の職の限の者の例に		円 3 7

を「

交通費		
鉄道賃	船賃	車賃
特別職の職員で常勤の者の例に準じる。		1キロメートルにつ き37円又は実費額

に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

\$ \$\text{\$\ext{\$\exitt{\$\ext{\$\exitt{\$\ext{\$\exitt{\$\ext{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\exitt{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exitt{\$\

亀岡市議会委員会条例の一部を改 正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条 例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条総務文教常任委員会の項第2号中「政 策推進室 | を「市長公室 | に改め、同条産業建 設常任委員会の項中第4号を第5号とし、第3 号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え る。

(3) 土木建築部の所管に属する事項

附則

平成28年4月15日発行

この条例は、平成28年4月1日から施行す る。

「掲示済」

規則

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市災害対策本部条例施行規則 の一部を改正する規則

亀岡市災害対策本部条例施行規則(昭和48 年亀岡市規則第14号)の一部を次のように改 正する。

第6条第1項中「(昭和36年法律第223 号)」を「(昭和36年法律第223号。以下 「法」という。)」に改める。

第14条中「災害対策基本法」を「法」に改 める。

別表第2中 Γ 都市整備班 1 公園等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 を 都市整備班 公園等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 政策交通班 公共交通機関等の被害状況調査及び連絡調整に関するこ と。 に改める。 別表第3中 近畿農政局企画調整室 食糧の確保及びあっせん を 近畿農政局生産部生産技術環境課 食糧の確保及びあっせん に、 Γ 関西電力株式会社京都営業所 電気施設の復旧 を Γ 関西電力株式会社京都支社 電気施設の復旧 に、 Γ 社団法人京都府エルピーガス協会(昭和 LPガスの供給 54年1月4日に社団法人京都府エル ピーガス協会という名称で設立された法 人をいう。) 亀岡支部 日本郵便株式会社亀岡支店 関係日本郵便株式会社の営業所又は郵便 局(日本郵便株式会社法(平成17年法 律第100号) 第2条第4項に規定する 郵便局をいう。) の被害及び滞貨状況等 の連絡通報 を

Γ

一般社団法人京都府LPガス協会(平成25年4月1日に一般社団法人京都府LPガス協会という名称で設立された法人をいう。) 亀岡支部	LPガスの供給
西日本高速道路株式会社関西支社京都高 速道路事務所	高速道路施設の復旧
国土交通省近畿地方整備局京都国道事務 所	一般国道9号の応急復旧
日本郵便株式会社亀岡郵便局	関係日本郵便株式会社の営業所又は郵便 局(日本郵便株式会社法(平成17年法 律第100号)第2条第4項に規定する 郵便局をいう。)の被害及び滞貨状況等 の連絡通報

に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則(平成12年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「政策推進室」を「市長公室」に改める。 第4条第2項中「企画管理部長」を「市長公室長」に改める。 別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

室及び部 市長公室

	悉	別表第2、第2条例
秘書係	広報広聴係	
能力	能力開発係 人事係 給与係	企画管理部
		一
金	企画係 行政改革係	
財	財務係 予算係	能 物 記
		環境市民部
市、係	市民活動推進係 文化・国際交流係 地球環境子ども村 係	健康福祉部 医紫细光部
凼	啓発振興係 男女共同参画推進係	大型では、 一大型では、 一大学を 一大・大・
		H -
粱	総務係 行政係 文書管理係 情報化推進係	工不⊄黎部
申消	自治振興係 防災・危機管理係 セーフコミュニティ係 消防係	
糧	諸稅係 市民稅係 土地係 家屋係 収納係	
灣	環境政策係 環境保全係 施設整備係	
111112	計画係 施設管理係 埋立施設係 若宮管理係	
#	市民相談係 受付係 戸籍係 国民年金係	
掣	高齢者医療係 国保給付係 国保料係	
瞾	福祉総務係 地域福祉係 保護第1係 保護第2係	
÷	子育て支援係 保育幼稚園係	

生涯学習部

総務部

環境市民部

企画管理部

障害総務係 障害者医療係 障害者給付係 地域生活支援係 介護保険係 介護認定係 いきいき支援係 高齢者係 健康企画係 健康診査係 保健衛生係 母子健康係

障害福祉課 高齡福祉課 健康增進課

健康福祉部 地域福祉課

林務係

営農推進係 担い手支援係 食農交流係

計画係 景観係 開発指導係 土地改良係 国営事業係

まちづくり 権進部 <u>地</u>本主動権調

都市整備課 政策交通課

公園綠地係 区画整理係

ものづくり支援係 商工振興係

産業観光部 ものづくり産業課

観光企画係

観光戦略課 農林振興課 農地整備課

ものづくり産業課 桂川・道路整備課 黙 市民力推進課 都市計画課 秘書広報課 企画調整課 環境政策課 地域福祉課 総務課 別表第2 (第2条関係)

管理係 道路維持係 河川維持係 用地係

住宅係 建築係

広城事業係 整備係

土木建築部 柱川・道路整備課

土木管理課 建築住宅課

政策交通係

(第7条関係)	
別表第3	

実及び部 ま	監	分掌事務
市長公室	秘書広報課	市長及び副市長の秘書に関すること。 儀式及び交際に関すること。 市長会及び副市長会に関すること。 乗章及び表彰に関すること。 市長車の運行管理に関すること。 他の主管に属さない外部団体との連絡及び調整に関すること。 広報及び広聴施策の総合企画及び調整に関すること。 市政の普及宣伝に関すること。 神政の普及宣伝に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市民の世論及びは関すること。 市民の世論及びは関すること。 市民の世論及びは関すること。 市民の世論及びは関すること。 市民の世論及びは関すること。
	人事課	職員の任免及び選考に関すること。 職員の定数及び配置に関すること。 職員の進込、賃罰及び服務に関すること。 職員の治夫その他勤務条件に関すること。 職員の常共に関すること。 職員の保健及び衛生管理に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 職員互助会及び共済組合に関すること。 被服貸与に関すること。 被服貸与に関すること。 他の部局の任命権者との連絡調整に関すること。 その他人事に関すること。
	ふるさと <u>創</u> 生 課	定住促進対策及び少子化対策に関すること(他の部 課等の所管に属するものを除く。)。 シティプロモーションに関すること。 ふるさと力向上者附金に関すること。 特命事項の調査、研究、政策立案及び総合調整に関 すること。

	企画管理部	企画調整課	総合計画の策定に関すること。
			その他総合計画推進に係る総合調整及び進行管理に 闘士z - い
) あって。 夢ビジョンシンボルプロジェクトの推進に関するこ
			رح ا ا
			市政の重要施策の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。
			市政運営に必要な情報の収集に関すること。
及び調整に関			重要な国・府に関する陳情及び要望に関すること。
整に関するこ			市政の基本政策に係る事業推進の調整に関するこ ト
			いる谷砂棒権に関われてプレ
			課長会議に関すること。
			総合教育会議に関すること。
٠ ا ا ا			行政改革に関すること。
十里七沙冬事			地方分権に関すること。
果先行に渕19			事務能率に関すること。
			主要事務事業の進行管理に関すること。
			国土利用計画市計画の策定に関すること。
			部の総務担当課事務に関すること。
		財政課	財政計画に関すること。
م کا م			予算の編成に関すること。
رب 			予算の執行計画の調整に関すること。
			予算の執行管理に関すること。
			地方交付税に関すること。
			財政についての調整及び報告に関すること。
			財政状況の公表に関すること。
			税外収入の調定に関すること。
			市債及び借入金に関すること。
۲ ۲			公債費の償還に関すること。
J			
			土地開発公社との連絡調整に関すること。
こと(他の部			その他予算に関すること。
		契約検査課	入礼参加業者の資格審査及び選定の調整に関するこ
			ů
※ 今調整 7 間			指名委員会に関すること。
			物品購入等調整委員会に関すること。 スオカスイエス約約事務の終据に関すること
			/vicko xがずがががばに関うるこの 主要事業の進行管理に関すること。

平成28年4月15日発行

すること。 男女共同参画社会実現に係る総合企画及び調整に関すること。 男女共同参画に係る調査研究及び情報の収集に関すること。 男女共同参画に係る啓発及び施策の推進に関するこ	と。 その他男女共同参画に関すること。 生涯スポーツの推進に関すること。 競技力向上に関すること。 スポーツ推進委員に関すること。 スポーツ団体との連携及び指導者の指導育成に関すること。 体育態係補助金に関すること。 その他スポーツに関すること。 体育協会との連絡調整に関すること。	条例、規則及びその他例規の制定改廃及び公布に関すること。 市議会、監査委員及び教育委員会との連絡に関すること。 こと。 市例規の編さん、整理及び保存に関すること。 事務引継に関すること。 訴訟及び不服申立て(法令等に定めるものを除く。) に関すること。 行政境界に関すること。 行政境界に関すること。 行政境界に関すること。	政に開母に関することへ破員の政に開母に取る両員 請求に関することを除く。)。 個人情報の保護に関すること。 選挙管理委員会に関すること。 庁舎及びその附帯設備の維持管理に関すること。 当直に関すること。 電話及び庁内放送の運用管理に関すること。 市内の受付案内及び市民サービスに関すること。 庁内の受付案内及び市民サービスに関すること。 可又は字の区域の新設等の告示に関すること。 可又は字の区域の新設等の告示に関すること。
	スポーツ推進課	終務	
		終務部	
~ °	つ - 開 - 配	. K II	
8000000000000000000000000000000000000	に関するにと するいと。 調整及び推進 にと。 にと。	整に関すること こ。 と。 及び調整に関す の推進に関する に関すること。	修に関すること。 こ。 5月に関すること。 真に関すること。 高するものを除く。) 5こと。
主要事業の検査及び指導に関すること。 土木及び建築工事の検査 (別に定めるものを除く。) に関すること。 複数の建設工事担当課に係る事務に関すること。 事業の再評価に関すること。 建設工事事故調査委員会に関すること。	I及び調整 MT名に関するに MT名に MT名の MTA MTA MTA MTA MTA MTA MTA MTA MTA MTA	交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。 文化団体等との連絡調整に関すること。 大学等連携の総合調整に関すること。 地球環境子ども村に係る総合企画及び調整に関すること。 地球環境子ども村に係る市民活動の推進に関すること。 地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。 環境学習施設に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。	人権施策に係る総合企画及び調整に関すること。 人権問題の調査研究に関すること。 人権務護委員に関すること。 人権格務で、関すること。 人権相談に関すること。 人権格務資料の収集、作成及び活用に関すること。 他の部及び課に属さない人権問題に関すること。 地域振興(他の部課等の所管に属するものを除く。 に関すること。 文化センター及び児童館に関すること。 隣保事業の届出に関すること。
主要事業の検査及び指導に関すること。 土木及び建築工事の検査 (別に定めるも に関すること。 複数の建設工事担当課に係る事務に関す 事業の再評価に関すること。 建設工事事故調査委員会に関すること。	市民力推進課 生涯学習に係る総合企画及び調整に 生涯学習に係る調査及び研究に関す 生涯学習推進審議会に関すること。 市民協働及び市民活動に係る総合調 すること。 芸術文化の企画及び総括に関するこ 市民憲章及び市歌の普及に関するこ 国際親善に関すること。 国内交流に関すること。 道の会館に関すること。	交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調塞 文化団体等との連絡調整に関するこ 大学等連携の総合調整に関すること 地球環境子ども村に係る総合企画及 こと。 地球環境子ども村に係る市民活動の と。 地球環境子ども村に係る事業推進に 環境学習施設に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。	人権啓発課 人権問題の調査研究に関すること。 人権権護委員に関すること。 人権格務に関すること。 人権啓発活動の推進に関すること。 人権啓発資料の収集、作成及び活 他の部及び課に属さない人権問題 地域振興(他の部課等の所管に属 に関すること。 文化センター及び児童館に関する 矮保事業の届出に関すること。

市税に係る調査及び減免に関すること。 市税に係る統計に関すること。 市税に係る統則に関すること。 市税に係る証明及び閲覧に関すること。 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関 すること。 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 市稅、市稅の督促手数料及び延滞金(以下「市稅等」 という。)の収納に関すること。 市稅等の督促に関すること。 市稅等の過級納金の選付に関すること。 市稅等の微収金の徵収委託又は受託に関すること。 市稅等の不納久損処分に関すること。 市稅等の不納久損処分に関すること。	京都地方稅機構との連絡調整に関すること。 環境政策に係る総合企画、調整及び指導に関すること。 と。 地球温暖化対策に関すること。 新エネルギーに関すること。 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭その他の公害の防止対策の企画、調整及び指導に関すること。 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭その他の公害の防止対策の企画、調整及び指導に関すること。 公害に関する要望等の受付及び連絡調整(各部課等とう連絡調整を含む。)に関すること。 不法投棄対策に関すること。 不法投棄対策に関すること。 不法投棄対策に関すること。 有機強強保全(他の部課等の所管に属するものを除く。) 自然環境保全(他の部課等の所管に属するものを除く。) と関すること。	浄化槽に関すること。 墓地及び水葬場に関すること。 一般廃棄物に係る市民窓口に関すること。 下矢田みどりの郷広場に関すること。 狂犬病予防及び動物の飼養管理等に関すること。 ねずみ族及び昆虫等の駆除に関すること。 4年間当体部の始端はに関すること。
	環境政策課	
	環境市民部	
公用文の取扱い改善に関すること。 情報化推進に関すること。 行政情報システムの導入及び総合調整に関するこ 程章 電算室及び電算機器等の管理運用に関すること。 情報セキュリティ対策に関すること。 公告式に関すること。 法幹統計その他各種統計に関すること。 市公報の発行に関すること。 持書及び印刷に関すること。 神書及び印刷に関すること。 神書及び印刷に関すること。 神書及が印刷に関すること。	題 を を な る ろ い	その他非常備消防及び水防に関すること。 京都中部広域消防組合との連絡調整に関すること。 市民稅、固定資産稅、都市計画稅、軽自動車稅、市 たばこ稅、入湯稅及び特別土地保有稅(以下「市稅」 という。)の賦課並びに調定に関すること。 府民稅に関すること。

公的個人認証の電子証明書発行に関すること。 その他諸証明に関すること。 戸籍法(昭和22年法律第224号)に関すること。 と。 特別永住者及び在留管理に関すること。 民事及び刑事処分の通知及び管理に関すること。 人口動態調査に関すること。 埋火葬許可及び火葬場使用許可に関すること。 相続税法(昭和25年法律第73号)に基づく税務 署長への通知に関すること。 国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請に関すること。 極社年金に関すること。 国民年金の相談に関すること。 基礎年金に関すること。 基礎年金に関すること。 を別論付金に関すること。 を別論付金に関すること。 を別論付金に関すること。		国民健康保険の給付及び保健事業に関すること。 出産育児一時金及び葬祭費の交付に関すること。 医療費支払資金の貸付けに関すること。 療養給付費交付金、財政調整交付金及び前期高齢者 交付金に関すること。 高額不護台算療養費等に関すること。 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等 に関すること。 核期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付 金に関すること。 極知間等ること。
	保険医療 課	
一般廃棄物の処理及び一般廃棄物の処理及び一般廃棄物の処理等に一般廃棄物の収集連勝であるの減量及び資源化と。 にみの減量及び資源化と。 に と。	ムと。 定、徴収及び滞納整理 手続に関すること。 処理に関すること。 すること(他の部課等 。 こと。	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に関すること。 印鑑の登録に関すること。 住民異動に関する届出の受付及び転出証明書の交付 に関すること。 住居表示の実施に関すること。 住民票の写し等の自動交付機の管理に関すること。 自動車の臨時運行許可申請に関すること。 人口統計に関すること。 人口統計に関すること。 人口統計に関すること。 人口統計に関すること。 と、なカード及びつつじカードの交付に関すること。 と。 個人番号の指定及び通知等並びに個人番号カードの 交付等に関すること。
推進課業のリーン	市民課	

国民陸康保険運産協議会に関すること。 国民陸康保険権の選定協議会に関すること。 国民陸康保険権の関立の環境に関すること。 国民陸康保険権の関立ので成のに関すること。 福祉事務所の必要な調整に関すること。 社会福祉法人の諸単監督(他の部課等の所管に属す 各の各企法人の設立の認可に関すること。 社会福祉法人の認立の認可に関すること。 社会福祉法人の認立の認可に関すること。 社会福祉法人の認立の認可に関すること。 社会福祉とメールの認可に関すること。 は全衛社の日本のでした。 和社権職等の所令(別に定めるものを除く。)との連絡 福祉有職を選進を協議会に関すること。 は会福社会工程、の記述を、の記述を、 を与のを決入・フサに関すること。 は会福社を、クサに関すること。 日本会福祉とグライに関すること。 は会福社を、クサに関すること。 社会福祉を、大の際立の認可に関すること。 社会福祉を、大の際立の認可に関すること。 日本会理の決定が関すること。 日本会理の決定が関すること。 日本会理の決定がに関すること。 社会福祉に関すること。 社会福祉に関すること。 は、	保護司会に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。 次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第	属した	青少年の健全育成に関すること。 幸小年問題故業今に聞すること。	-8こと。	児童福祉法(昭和22年法律第164号。別に定め スキのを除く)に関ポストレ	るもびを除へ。」に関すること。 児童手当及び児童扶養手当に関すること。	助産施設の入所に関すること。	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に盟士スニア	110分(に関うること。 家庭児童相談室に関すること。	こども医療に関すること。	ひとり親家庭医療に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。		保育の方針及び計画に関すること。 保育所施設の整備及び管理に関すること。	保育所及び市立幼稚園の運営指導及び連絡調整に関 ナスこン	7 ること。 保育所及び市立幼稚園の入退所(園)に関するこ	つ。これが「おおからが発行で開イント」	休月付い調に及び優収に関うのしこ。 その他保育に関すること。	その他市立幼稚園(他の部課等の所管に属するものを除く。)に関すること。	はいい。 (日)	1	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に関	すること。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和	25年法律第123号) における障害者福祉に関す	ること。 確害者福祉に関すること。	年 1 1 1 1 1 1 1	72800法律(半成17年法律界123号)に関うる
国民権兼保険産産資協議会に関すること。 国民権兼保険産産協議会に関すること。 国民権兼保険対の選定確課及び減免に関すること。 その他国民権事保険が「関すること。 その他国民権事保険に関すること。 と。 福祉事務所の必要な調整に関すること。 格益事務所の必要な調整に関すること。 社会循社社人の指導監督(他の解課等の所管に属するものを除く。) に関すること。 社会循社社人の指導監督(他の解課等の所管に属するものを除く。) に関すること。 社会循社は大人の指導監督(他の解課等の所管に属するものを除く。) に関すること。 基本衛士は大人の指導監督(他の解課等の所管に属するものを除く。) に関すること。 基本衛士は大人の指導監督(他の解課等の所管に属するものを除く。) に関すること。 基本衛士は関すること。 福祉関係諸団体(別に定めるものを除く。) との連絡 福祉関係諸団体(別に定めるものを除く。) との連絡 国本全館に関すること。 日生会館に関すること。 本会衛社は関すること。 社会衛社は関すること。 社会衛社は関すること。 社会衛社は関すること。 社会衛はに関すること。 社会を限別すること。 社会の通常に関すること。 社会の通常に関すること。 社会の確認に関すること。 社会の通常に関すること。 社会の報告を表別すること。 社会の報告に関すること。 社会の報告を表別すること。 社会の報告に関すること。 社会の報告に関すること。 社会のに関すること。 社会の知るするとと。 社会のに関すること。 社会のに関すること。 社会のに関すること。 社会のに関すること。 社会のに関すること。 社会のに関すること。 社会のに関すること。 社会をに関すること。 社会をに関すること。 社会をに関すること。 社会をに関すること。 社会をに関すること。 本人の資金に関すること。 本人の資金に関すること。 本人の資金に関すること。 本人の資金に関すること。 有法権人が廃土人に関すること。 有法権人は関すること。 有法権人は関すること。 有法権人ので行が死亡人に関すること。 社会権との対象に関すること。 本人の首をに関すること。 有法権人ので行が死亡人に関すること。 社会権を提出すること。 な正述とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	子育て支援課																		音字短外課	<u> </u>						
	に関すること。 資格得喪に関すること。 (課及び域免に関すること。 (※単作の)に関すること。		及び調整に関する	4	とのこれをあって、これを表現しています。	されて関すること。 (他の部課等の所管に属す	るてと。	ر ا ا	راد	めるものを除く。)との連絡	調響がいる。	児童委員に関するこ	. م م با	に関するにオイン	14人巻3の二と。 平成25年法律第105号)		するにた。	題すること。 1日 + ケニン	にお置すること。)援護に関すること	٠	(等の接護に関すること。 'ること'	2)	N	ଡ	- ること。
	国民健康保険運営協議会に関すること。国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。国民健康保険料の調定賦課及び減免に関すること。同日健康保険料の調企賦課及び減免に関すること。		及び調整に関する	4	社会福祉統計に関すること。 社会福祉なより部立の割可に関すること	ひ女団在おから改立と記されている。 社会福祉法人の指導監督 (他の部課等の所管に属す	るものを除く。)に関すること。	総合福祉センターに関すること。 同年会館に関すること。	チエム畑に関うること。	福祉関係諸団体(別に定めるものを除く。)との連絡	3議会に関す	児童委員に関するこ	地域福祉計画に関すること。 社会福祉協議会に関すること。	に関するにオイン	生活体験の次た及び失過に関すること。 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)		社会的孤立防止対策に関すること。 自殺予防対策に関すること。	社会を明るくする運動に関すること。	仕会福祉関係の各種募金に関すること。 - 勘労者類和に関すること)援護に関すること	戦没者の慰霊に関すること。	戦傷病者及び戦没者遺族等の接護に関すること。 災害弔慰命の支給に関すること。	交通遺児の支援に関すること。	N	ଡ	社会福祉事業基金に関すること。

特別障害者手当及び特別児童扶養手当等に関するこ		健康增進課	保健衛生についての計画、調査及び統計に関するこ
と。 障害児福祉に関すること。			と。 保健センターの管理運営に関すること。
			休日急病診療所に関すること。
障害者(児)の計画に関すること。 ゥ☆支綏医蛭に聞すること。			国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関するこし
日立文仮区派に関すること。 福祉医療(ひとり親家庭医療を除く。)に関するこ			- C。
			に関すること
障害者相談支援事業に関すること。			かめおか健康プラン21に関すること。
fo			健康づくり事業に関すること。
障害者団体との連絡調整に関すること。 「暗害者に係みば年後目制度に関立メンソ			地域医療連携の推進に関すること。医療機関及び衛生装団体との連絡調整に関するこ
)			9
イ政がなすればいる。			各種防疫(ねずみ族及び昆虫等の駆除を除く。)に
介護保険被保険者の資格得悪に関すること。			属すること。
介護保険料の調定賦課及び減免に関すること。			母子及び成人保健事業に関すること。
介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。			特定保健指導に関すること。
介護保険施設に係る関係機関との調整に関するに			応急救護及び保健指導に関すること。
			衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関す
出域密着型サービスに関すること。			るてた。
申請書の受付に関すること。			感染症に関すること。
対象者の調査、調査委託及び相談業務に関するこ			結核予防に関すること。
ع ا			予防接種に関すること。
かかりつけ医師の意見書に関すること。			発達相談に関すること。
介護認定審査会の運営に関すること。			2
介護予防事業に関すること。			IJ
地域包括支援センターに関すること。			未熟児の訪問指導等に関すること。
	産業観光部	ものづくり産	産業振興計画に関すること。
高齢者福祉計画に関すること。		業課	商工団体の指導育成及び
老人福祉施設等の管理運営に関すること。			
敬老事業に関すること。			企業誘致に関すること。
シルバー人材事業に関すること。			工業団地の調査及び計画に関すること。
高齢者の総合相談に関すること。			
			創業支援に関すること。
高齢者の年きがいづくりに関すること。			西庁街の振興に関するドン
高齢者の自立生活支援事業に関すること。			おおまる
家族介護者支援事業に関すること。			1
養護老人ホーム入所措置費及び費用徴収に関するこ)
رد			エネルギー対策に関すること。
高齢者団体との連絡調整に関すること。			労働政策(勤労者福祉に関することを除く。)に関

と ※ ※ ※ が が が が が が が が が が が が が	部 計 画 課 同 に上土農農農士 国を公第都と市す都景住と	に事業の調整に関すること。 土地改良区の指導に関すること。 土地改良区の指導に関すること。 土地改良資金に関すること。 農業用施設の維持管理指導に関すること。 農道に係る交通安全対策事業に関すること。 農地及び農業用施設災害復旧事業に関すること。 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。市計画 を除く。)施行に関すること。 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律 都市計画の企画、決定、変更及び調整に関すること。 都市計画の企画、決定、変更及び調整に関すること。 都市計画審議会に関すること。 都市計画審議会に関すること。 都市計画審議会に関すること。 都市計画審議会に関すること。
と。 まちづくり推 さものを除		業用施設の維持管理指導に関すること。 道に係る交通安全対策事業に関すること。 地及び農業用施設災害復旧事業に関すること。 地改良工事による整備に関すること。 土利用計画法(昭和49年法律第92号。市計画 除く。) 施行に関すること。 有地の拡大の推進に関すること。 市計画の企画、決定、変更及び調整に関すること。 及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関 ること。 市計画審議会に関すること。 福政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ。
と。 ※ ※ が が が が が が が が が が		地及び農業用施設災害復旧事業に関すること。 地改良工事による整備に関すること。 土利用計画法(昭和49年法律第92号。市計画 除く。) 施行に関すること。 有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律 66号)に関すること。 市計画の企画、決定、変更及び調整に関するこ 及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関 ること。 補計画審議会に関すること。 観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ。。
まちづくり 番部		土利用計画法(昭和49年法律第92号。市計画除く。) 施行に関すること。 有地の拡大の推進に関すること。 66号)に関すること。 市計画の企画、決定、変更及び調整に関するこ。 及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関 ること。 補計画審議会に関すること。 観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ。。
	を公第都と市す都景住と	除く。) 施行に関すること。 有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律66号)に関すること。 市計画の企画、決定、変更及び調整に関するこ 及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関 ること。 観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ。
が を を を を を を を を を を を を を	公第都と市す都景住と知	有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律66号)に関すること。 市計画の企画、決定、変更及び調整に関するこ。 及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関 ること。 市計画審議会に関すること。 観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ
が を を を を を を を を を を を を を	宋都と市 才都景住と	100分)に関すること。 市計画の企画、決定、変更及び調整に関するこ。 及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関 ること。 市計画審議会に関すること。 観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ
で で で を を を を を を を を を を を を を	と市す都景住と知	。及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関ること。 あこと。 市計画審議会に関すること。 観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ
で の が を を を を を を を を を を を を を	いず都景住と	ることでは、1 チャーン 1 手手
が を を を を を を を を を を を を を	都景住と	市計画審議会に関すること。 観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ
· 20 ・ 20 ・ 10 ・ 10	景住と	観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ。 。
でものを発	供り書	居表示(別に定めるものを除く。)に関するこ。
- 20 ものを発	-V \$	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	F	都市計画権特別をの区域内にないるはがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいるがいる
- - - - -	<u> </u>	サるにと。
, ,	か	その他都市計画に関すること。
7	麗	開発行為の指導に関すること。
		発行為に伴う関係部課等との連絡調整に関するこ
		C。 優良字地及7%優良住字認定事務の面扱いご関すると
乗公園に関す	<u> </u>	
	曹	建築行為の指導に関すること。
\(\frac{1}{2}\)	<u>+1</u>	土地区画整理事業の施行地区内における建築の許可

	<u></u>	京都府屋外広告物条例(昭和28年京都府条例第
	<u>ෆ</u>	IJ
J	<u></u>	生産緑地に関すること。
~ ~ ~	部	部の総務担当課事務に関すること。
	都市整備課制	都市公園及び開発公園等に関すること。
	<u> </u>	公園事業に関すること。 ナ井エジナの「カギエト語」。
イン・		<u> 中化及び中の不の普及に関すること。</u> 数士海共场会は 会事終調整に開ナイトに

	その他ものづくり産業の振興に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
観光戦略課	観光振興の企画及び調整に関すること。 観光関連団体との連携及び指導育成に関すること。 観光交流の促進に関すること。 観光で流の促進に関すること。 観光施設の整備及び管理に関すること。 観光資源の発掘及び整備支援に関すること。 広域観光の推進に関すること。 観光輸送サービスの向上に関すること。 風致維持に関すること。
農林振興課	農業経営改善対策に関すること。 農用地利用増進事業等に関すること。 「食農」学習の促進に関すること。 都市と農村との交流に関すること。 都市と農村との交流に関すること。 農業委員会に関すること。 総合農政計画審議会に関すること。 農業委員会に関すること。 農業委員会に関すること。 農業委員会に関すること。 機業委員会に関すること。 機業委員会に関すること。 機業委員会に関すること。 機業委員会に関すること。 未の生産調整推進対策に関すること。 成立書所終に関すること。 森内書所統に関すること。 病虫書所終に関すること。 病虫書所終に関すること。 病虫書所統に関すること。 病虫音が除に関すること。 病虫音が除に関すること。 森林(公有林を含む。)経営の改善に関すること。 森林間を含めの連絡調整に関すること。 森林間を含む。)経営の改善に関すること。 森林間を行為の協議に関すること。 森林間を行為の協議に関すること。 森林間をでの連絡調整に関すること。 森林間を自及び林業施設整備に関すること。 森林間を自及び林業施設整備に関すること。 森林間を自及び本業施設を開すること。 森林間を自及び本業施設を開すること。 森林間を自及び本土が、の世緒調整に関すること。 本本間を自及び加工に関すること。 本本間を自及び加工に関すること。 本本間を自及び加工に関すること。 本本間をいための他人の土地への立入許可に関すること。 倉土駆除等のための他人の土地への立入許可に関すること。

こと。 土地の収用及び使用に関すること。	地価の公示に関すること。 買収用地等の取得状況調査に関すること。 用地対策連絡協議会に関すること。 市有財産及び公の施設の登記事務の調整に関すること。 と。 地籍調査に関すること。 公共基準点の管理及び保全に関すること。 その他市の行う土木事業に関すること。	市営住宅の管理及び処分に関すること。 市営住宅の計画及び建設に関すること。 木造住宅耐震化促進事業に関すること。 住宅改良資金及び住宅建設資金の取扱業務に関すること。 と。 優良賃貸住宅の供給計画に関すること。 その他市有建造物及びその附属施設の調査、設計、 施工並びに維持工事に関すること。 空き家の適正管理の促進に関すること。	
		建築住宅課	
土地区画整理事業に関すること。 市街地再開発事業に関すること。	JR駅舎に関すること。 JR千代川駅関連の整備に関すること。 山陰本線に関すること。 北陸新幹線に関すること。 地域交通輸送計画に関すること。 その他公共交通政策(別に定めるものを除く。)に関すること。 すること。	京都総貫自動車道並びに国道及び府道の整備促進に 関すること。 桂川治水対策事業の促進に関すること。 府管理河川の整備促進に関すること。 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業に関すること。 桂川及び幹線道路に係る国及び府事業の連絡調整に 関すること。 都市計画駐車場整備に関すること。 都市計画駐車場整備に関すること。 道路新設改良事業の調査、設計及び施工に関すること。 河川改修事業の調査、設計及び施工に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。	道路及び河川の維持管理に関すること。 道路、河川及び排水路の修繕工事に関すること。 法定外公共物(農林施設を除く。)の管理、処分及び 登記に関すること。 公共土木施設災害復旧事業に関すること。 市道の認定、廃止及び変更に関すること。 市道及び河川の塩界確定に関すること。 市道及び河川の境界確定に関すること。 道路及び河川の境界確定に関すること。 道路及び河川の境界確定に関すること。 道路及び河川の境界確定に関すること。 越路及び河川の境界をに関すること。 整定外道路整備・認定外道路交通安全施設整備事業 の補助金に関すること。 交通安全対策施設に関すること。 公衆街路灯に関すること。 松雅路がに関すること。 監輪対策に関すること。 監輪対策に関すること。
	政策交通課	株 ・道路勝 機様 ・	上木管 理 課
		上木 建築部	

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市会計管理者の補助組織設置 規則等の一部を改正する規則

(亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一 部改正)

第1条 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則 (昭和42年亀岡市規則第10号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「、会計管理者」を「会計管理 者」に改め、「事務」の次に「及び市長の権 限に属する事務の一部」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

室に置く課及び課に置く係は、次のとおりとする。

財産管理課

管財係

公共施設マネジメント係

会計課

出納係

第2条中第2項を削り、第3項を第2項と

する。

第3条を次のように改める。

(課の事務)

- 第3条 財産管理課の事務は、次のとおりとする。
 - (1) 市有財産の保険契約に関すること。
 - (2) 市有財産台帳(道路及び橋梁を除 く。)の整備及び附属書類の整備に関す ること。
 - (3) その他特別の定めがあるものを除くほか、普通財産の取得及び管理処分並びに登記に関すること。
 - (4) 物品調達基金に関すること。
 - (5) 物品の廃棄処分に関すること。
 - (6) 債権管理に係る調査・研究及び総合調整に関すること。
 - (7) 他の特別の定めがあるものを除くほか、公用車両の配車及び管理に関すること。
 - (8) 公共施設マネジメントに関すること。
 - (9) 指定管理者制度に関すること。
 - (10) 財産区に関すること。
 - (11) 室の総務担当課事務に関すること。
- 2 会計課の事務は、次のとおりとする。
 - (1) 収入及び支出命令の審査に関すること。
 - (2) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納保管及び記録管理に関すること。
 - (3) 有価証券(公有財産及び基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。
 - (4) 小切手の振出しに関すること。
 - (5) 支出負担行為の確認に関すること。
 - (6) 収入支出書類の整理及び保管に関すること。
 - (7) 収入証紙に関すること。
 - (8) 指定金融機関等に関すること。
 - (9) 決算の調製に関すること。
 - (10) その他収入及び支出に関すること(収

入及び支出の命令を除く。)。

第5条第6項中「室長」を「課長及び副課 長」に改め、同条第9項中「、課長」を「、 主管課長」に、「、副課長」を「、主管副課 長」に、「担当副課長」を「主管担当副課 長」に改める。

第6条中「企画管理部長」を「市長公室長」に改める。

第7条第1項に次の2号を加える。

- (3) 財産区特別会計における1件2,000,000円以上20,000,000円未満の支出負担行為の決定に関すること。
- (4) 財産区特別会計における1件3 0 0 , 0 0 円以上2,000,00円未満の負担金、補助及び交付金の決定に関すること。

第7条第2項を次のように改める。

2 課長は、規程第14条に規定する課長の 共通専決事項で所管事務に関することを専 決する。

第7条中第5項を第6項とし、第4項を第 5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次 に次の1項を加える。

- 3 次の事項は、財産管理課長が専決する。
 - (1) 普通財産の登記に関すること。
 - (2) 1件500,000円未満の不用物件 の処分及び売却に関すること。
 - (3) 財産区特別会計予算の配当並びに予算の目及び節の流用に関すること。

(亀岡市庁議等に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市庁議等に関する規則(平成15 年亀岡市規則第15号)の一部を次のように 改正する。

第4条第3項中「政策推進室長」を「市長公室長」に改め、「まちづくり推進部長」の次に「、土木建築部長」を加える。

第5条第3項中「夢ビジョン推進課長、総

務課長、財政課長」を「企画調整課長、財政 課長、総務課長」に改める。

第6条第2項中「政策推進室」を「市長公室」に改め、「各部」の次に「、会計管理室」を加える。

(亀岡市総合計画審議会部会設置規則の一部 改正)

第3条 亀岡市総合計画審議会部会設置規則 (平成26年亀岡市規則第2号)の一部を次 のように改正する。

第6条中「夢ビジョン推進課」を「企画調整課」に改める。

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第4条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第14条関係)

所管課を表す記号

月 目 味 と 衣 り 記 方	1	1	1
部課名	記号	部課名	記号
議会事務局	議	まちづくり推進部	
市長公室		都市計画課	都計
秘書広報課	秘	都市整備課	都整
人事課	人	政策交通課	政
ふるさと創生課	ふる	土木建築部	
企画管理部		桂川•道路整備課	桂
企画調整課	企	土木管理課	土
財政課	財	建築住宅課	建
契約検査課	契	会計管理室	
生涯学習部		財産管理課	財管
市民力推進課	市推	会計課	会
人権啓発課	人権	上下水道部	
スポーツ推進課	スポ	総務・経営課	総経
総務部		お客様サービス課	客サ
総務課	総	水道課	水
自治防災課	自	下水道課	下
税務課	税	教育委員会事務局	
環境市民部		教育委員会教育部	
環境政策課	環政	教育総務課	教総
環境クリーン推進課	環推	学校教育課	教学
市民課	市	社会教育課	教社
消費生活センター	消	学校給食センター	教給
保険医療課	保	中央公民館	教中
健康福祉部		図書館	教図
地域福祉課	地福	文化資料館	教文
子育て支援課	子育	教育研究所	教研
障害福祉課	障福	監査委員事務局	監査
高齢福祉課	高福	選挙管理委員会事務局	選管
健康増進課	健増	公平委員会事務局	公平
産業観光部		農業委員会事務局	農委
ものづくり産業課	もの		•
観光戦略課	観		
農林振興課	農林		
農地整備課	農地		

(亀岡市公印規則の一部改正)

第5条 亀岡市公印規則(昭和30年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表 14 の項中「会計課長」を「総務課長」に改め、「印刷用とっ板」を削り、同表 16 の項中

Γ

国民健康保険の公簿による証明専用	保険医療課長
国民年金関係の公簿による証明専用	保険医療課長

」を

Γ

国民年金関係の公簿による証明専用	市民課長
国民健康保険の公簿に よる証明専用	保険医療課長

」に改め、

同表 1 9 の項中「並びに自動車臨時運行許可用」を「、自動車臨時運行許可用並びに国民年金関係の公簿による証明専用」に改め、同表 2 3 の項中「会計室長名」を「会計管理室長名」に、「会計課長」を「財産管理課長」に改め、同表中

Γ

Γ

	_	
28	京都府亀岡市福 祉事務所印	22
29	京都府亀岡市福 祉事務所長印	23
30	亀岡市福祉事務 所長印	24
31	亀岡市福祉事務 所何何課長印	25
32	亀岡市立何何保 育所印	26
33	亀岡市立何何保 育所長印	27

を

29	京都府亀岡市福 祉事務所印	23
30	京都府亀岡市福 祉事務所長印	24
31	亀岡市福祉事務 所長印	25
32	亀岡市福祉事務 所何何課長印	26
33	亀岡市立何何保 育所印	27
34	亀岡市立何何保 育所長印	28

に改め、27の項の次に次のように加える。

_		•						
2	28	亀岡市消費生活	22	21	隷書	所長名をもってす	消費生活セ	1
		センター所長印				る文書等	ンター所長	

別掲中「27」を「28」に、「26」を「27」に、「25」を「26」に、「24」を「25」に、「23」を「24」に、「22」を「23」に改め、21の次に次のように加える。

22

亀岡市消費生活クで大クつ所長このの

(亀岡市広告掲載規則の一部改正)

(亀岡市職員服務規則の一部改正)

第7条 亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第4号様式、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「企画管理部長」を「人事担当部長」に改める。 (亀岡市職員互助会規則の一部改正)

(亀岡市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第5条第2項中「企画管理部長」を「市長公室長」に改め、同条第4項中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

第12条第2項中「5名」を「5人」に改める。

第15条第1項中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

第24条第1項及び第28条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市退職手当審査会規則の一部改正)

第6条中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

(亀岡市財務規則の一部改正)

第11条 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「部の長」を「室の長及び部の長」に、「第1条に定める室の長、」を「に定める室の長及び課の長、」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 副課長等 亀岡市事務分掌規則第3条に定める副課長、亀岡市会計管理者の補助組織設置規則第4条に定める副課長、亀岡市教育委員会事務専決規程第1条に定める副課長、園長、所長及び館長並びに亀岡市議会事務局規程に定める副課長

第174条第2項第3号、第182条第2項、第185条、第186条、第201条、第203条及び第210条中「会計課長」を「財産管理課長」に改める。

別表第1第1中「亀岡市事務処理規程」を「事務処理規程」に改め、同表第3中「会計課長」を「会計管理室長及び課長」に改め、同表第5第1項中第2号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 議会事務局副課長

事務処理規程第42条に規定する財務に関する事項

別表第1第5第1項第1号中「第6条から第12号までに」を「第9条から第14条まで及び 第16条に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 会計管理室副課長

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則第7条に規定する財務に関する事項

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第12条 出納員及びその他の会計職員設置規則(昭和39年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「市民協働課長」を「市民力推進課長」に、「市民協働課」を「市民力推進課」 に改め、同表中34の項を削り、33の項を34の項とし、同表32の項中「会計課長」を「財 産管理課長」に、「会計課」を「財産管理課」に改め、同項を同表33の項とし、同表中20の 項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

20 市立幼稚園保育料等の収 納	子育て支援課長	子育て支援課担 当職員 幼稚園長及び幼	
		稚園副園長	

(市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第13条 市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則(平成8年亀岡市規則第 14号)の一部を次のように改正する。

別表第3教育長の項中「総務部長」を「企画管理部長」に改め、同表教育部長の項中「まちづくり推進部長」を「土木建築部長」に改める。

(亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則(平成5年亀岡市規則第15号)の一部 を次のように改正する。

第2条第5項中「まちづくり推進部」を「土木建築部」に改める。

(亀岡市河川管理規則の一部改正)

第15条 亀岡市河川管理規則(平成12年亀岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。 第3条中「まちづくり推進部」を「土木建築部」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「手続き」を「手続」に改める。 別表第1中

Γ

一般事務	145,856円
保育士	158, 152円
看護師	164, 088円
保健師	191,648円

」を

Γ

一般事務	148,506円
保育士、幼稚園教諭(1)	160,802円
保育士、幼稚園教諭(2)	163, 558円
看護師	166, 738円
保健師	194, 298円

」に、

6,000円	4,550円	6,400円	810円
6,400円	4,850円	6,850円	/

を

6,100円	4,650円	6,500円	830円
6,500円	4,950円	6,950円	

に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則(平成8年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

7,100円(974円)	122,400円(4,219円)
7,550円(1,037円)	130,300円(4,492円)
8,100円(1,116円)	140,300円 (4,835円)
8,700円(1,195円)	150, 200円(5, 179円)
9,300円(1,279円)	160,800円 (5,543円)
9,800円(1,349円)	169,600円 (5,847円)
12,600円(1,733円)	217,800円 (7,509円)
9,650円(1,329円)	166,900円(5,755円)
11,600円(1,598円)	200,800円 (6,923円)

」を

Γ

7,200円 (991円)	124,600円(4,295円)
7,650円(1,054円)	132,500円(4,568円)
8,250円 (1,133円)	142,500円(4,912円)
8,800円(1,213円)	152,400円(5,255円)
9,450円(1,297円)	163,000円 (5,620円)
9,950円(1,367円)	171,800円 (5,924円)
12,650円(1,741円)	218,900円(7,545円)
9,800円(1,346円)	169, 200円(5, 832円)
11,700円(1,611円)	202,400円 (6,979円)

」に、

810円 を 830円 に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市職員の退職管理に関する条例施行規則 をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市職員の退職管理に関する条 例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号。以下「法」という。)第 38条の2及び亀岡市職員の退職管理に関す る条例(平成28年亀岡市条例第8号。以下 「条例」という。)第2条の規定に基づき、 職員の退職管理に関し、必要な事項を定める ものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間 に在職していた地方公共団体の執行機関の組 織等の役職員に類する者として規則で定める ものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

- 第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の 2第1項に規定する子法人の例を基準として 規則で定めるものは、一の営利企業等(法第 38条の2第1項に規定する営利企業等をい う。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社 員又は発起人その他の法人の設立者をい う。) の議決権(株主総会において決議をす ることができる事項の全部につき議決権を行 使することができない株式についての議決権 を除き、会社法(平成17年法律第86号) 第879条第3項の規定により議決権を有す るものとみなされる株式についての議決権を 含む。以下同じ。)の総数の100分の50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、 一の営利企業等及びその子法人又は一の営利 企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100分の50を超える数の議決権を保有す る法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。 (退職手当通算予定職員)
- 第4条 法第38条の2第3項の特別の事情が ない限り引き続いて選考による採用が予定さ れている者のうち規則で定めるものは、退職 手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に 使用される者となるため退職する時に職員の 退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条

例第28号)の規定による退職手当の支給を 受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

- 第5条 法第38条の2第4項の地方自治法第 158条第1項に規定する普通地方公共団体 の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる 職であって規則で定めるものは、次の各号に 掲げる職とする。
 - (1) 管理職手当支給規則(昭和34年亀岡市規則第7号)別表第1に掲げる区分が2種 又は3種に該当する職(次長及び総括指導 主事を除く。)
 - (2) 亀岡市立病院職員の給与に関する規程 (平成16年病院事業管理規程第26号) 別表第5行政職給料表の部に掲げる区分が 2種又は3種に該当する職(次長を除 く。)

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職 していた地方公共団体の執行機関の組織等の 役職員に類する者)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第 158条第1項に規定する普通地方公共団体 の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定 める職(以下この条において「内部組織の長 等の職」という。)に就いていた時に在職し ていた地方公共団体の執行機関の組織等の役 職員に類する者として規則で定めるものは、 再就職者が離職した日の5年前の日より前に 就いていた内部組織の長等の職が廃止された 場合における当該再就職者が当該内部組織の 長等の職に就いていた時に担当していた職務 を担当している役職員が属する執行機関の組 織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の 職に就いていた時に在職していた執行機関の 組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第5項の在職していた

地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に 類する者として規則で定めるものは、再就職 者が離職前に就いていた職が廃止された場合 における当該再就職者が当該職に就いていた 時に担当していた職務を担当している役職員 が属する執行機関の組織等(当該再就職者が 当該職に就いていた時に在職していた執行機 関の組織等を除く。)に属する役職員とする。 (地方公共団体等の事務又は事業と密接な関 連を有する業務)

第8条 法第38条の2第6項第1号の地方公 共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を 有する業務として規則で定めるものは、地方 独立行政法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第9条 法第38条の2第6項第2号の規則で 定める場合は、法令に違反する事実がある場 合において、その是正のためにされるべき処 分がされていないと思料するときに、当該処 分をする権限を有する行政庁に対し、その旨 を申し出て、当該処分をすることを求める場 合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性 の確保に支障が生じないと認められる場合)

第10条 法第38条の2第6項第6号の規則 で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る 職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給 その他これらに類する継続的給付として市長 が定めるものを受ける契約に関する職務その 他役職員の裁量の余地が少ない職務に関する ものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第11条 法第38条の2第6項第6号の承認 (以下この条において「依頼等の承認」とい う。)を得ようとする再就職者は、次に掲げ る事項を記載した再就職者による依頼等の承 認申請書(別記第1号様式)を任命権者に提 出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の 2第4項に規定する職に就いていた場合に あっては、当該職に就いていた期間を含 む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職 又は特定地方独立行政法人の役員の職及び その職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38 条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象 となる契約等事務(法第38条の2第1項 に規定する契約等事務をいう。)
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

(管理又は監督の地位にある職員の職)

- 第12条 条例第2条の管理又は監督の地位に ある職員の職として規則で定めるものは、第 5条各号に掲げる職員が就いている職とする。 (任命権者への再就職の届出を要しない場合)
- 第13条 条例第2条の規則で定める場合は、 次に掲げる場合とする。
 - (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請 に応じ地方公務員又は国家公務員(以下こ の号において「地方公務員等」という。) となるため退職し、引き続き地方公務員等 となった場合
 - (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5 第1項の規定により職員として採用された 場合

(任命権者への再就職の届出)

第14条 条例第2条の規定による届出は、元

職員再就職届出書(別記第2号様式)を提出 することにより行うものとする。届出を行っ た事項に変更があった場合も、同様とする。

- 2 条例第2条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 離職時の職
 - (4) 離職日
 - (5) 再就職日
 - (6) 再就職先の名称
 - (7) 再就職先の業務内容
 - (8) 再就職先における地位

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

	別記第1号様式 (第11条関係)	3 要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係
2 日	再就職者による依頼等の承認申請書	在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子注 トの契約に関する要求又は依頼
1	Ħ	「
1	(宛先) 任命権者	在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対す スかな): 聞ナヌ亜サフロが加
1] 法 (昭和25年法律第261号) 第38条の2第6項第6号の規	○たがに関うシダインでがた □ 該当する □ 該当しない
1 日前者	¹ 請します。 この申請書の記載事項は、事実に相逢ありません。	
集職	在	夲
氏 名 毎 月 日生(歳) Dight (営利企業等) の名称 動務先における地位(役職等) 度 格 九 1EL (() 生年月日	
# 第 先 TEL () FAX () 5 要 5 要 5 要 5 要 5 要 5 要 5 要 5 要 5 要 5	(明) 年 月 日生(動務先における地位(役職等)	職務內容
第 先 TEL (
### ## ##	終 先 TEL (— —) FAX (— — —	
#職職時及び離職前の状況 # 職 日 年 月 日 離職時の職	勤務先(営利企業等)の業務内容	
#職職時及び離職前の状況		□ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける 契約に関する職務に関するもの
## 開催機時の状況 # 瀬 日 年 月 日 離職時の職		
	離職時及び離職前の状況 ニューニー	職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
所 · 職	職 日 年 月 日 開職時の職	
1	·職	
E	年 月年 月	
6 年 月 日 6 2 年 月 日 1 2 年 月 日 1 2 年 月 日 1 2 年 月 日 1 3 年 月 日 1 4 月 日 1 5 年 月 日 1 6 年 月 日 1 6 年 月 日 1 7 2 6 年 月 日 2 7 3 4 8 4 1 8 4 1 9 4 1 1 1 1 1 1 1 2 2 4 1 1 1 1 1 2 2 3 4 4 1 5 4 6 1 7 1 8 1 9 1 1 1 1 1 <td>年 月 年 月</td> <td></td>	年 月 年 月	
至	自年月	
音 4 月 日 至 4 月 日 至 4 月 日 百 4 月 日 百 4 月 日 百 4 月 日 百 4 月 日 百 4 月 日 至 4 月 日 至 4 月 日	至 年 月	
首 年 月 日 至 年 月 日 首 年 月 日 董 年 月 日 百 年 月 日 至 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 至 年 月	
車 中 力 日 董 年 月 日 董 年 月 日 董 年 月 日 董 年 月 日 至 年 月 日	年 年 日	
五 年 月 日 百 年 月 日 百 年 月 日 至 年 月 日	T !	
自		
自 年 月 日 至 年 月 日	年 月	
至 年 月 日	年 月	
	至 年 月 日	

ガレリアかめおか条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 1 1 3 5 1 1 3 5

ガレリアかめおか条例施行規則の 一部を改正する規則

ガレリアかめおか条例施行規則(平成18年 亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正す る。

第9条第1項第1号オ中「5割」の次に「以内」を加え、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 災害その他の特別の理由により公益の ために使用する場合で、市長が特に必要 があると認めるとき。 免除

第18条中「第9条第1項第1号」の次に「カ」を加える。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市消費生活センターの組織及び運営等に 関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市消費生活センターの組織及 び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年 亀岡市条例第14号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事務)

- 第2条 条例第3条第2号に規定する規則で定 める事務は、消費者行政に関する事務とする。 (職員)
- 第3条 亀岡市消費生活センターに所長のほか、 その他必要な職員として、所長補佐及びその 他の職員を置く。
- 2 所長は、市民課長をもって充てる。
- 3 所長補佐は、市民課市民相談係長をもって 充てる。
- 4 その他の職員は、市民課の市民相談を担当する職員をもって充てる。

(職務等)

- 第4条 所長の職務及び職務権限等は、市長事 務部局の課長の例による。
- 2 所長補佐の職務等は、市長事務部局の係長の例による。
- 3 所長に事故があるときは、所長補佐がその 職務を代理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な 事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市副市長事務担任規則の一部 を改正する規則

亀岡市副市長事務担任規則(昭和38年亀岡 市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「政策推進室」を「市長公室」に改め、「まちづくり推進部」の次に「、土木建築部」を加える。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(亀岡市情報公開条例施行規則の一部改正)

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(審査会に諮問した旨の通知)

第7条 条例第17条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書(別記第6号様式)により 行うものとする。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第 139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、提起することができます。

を「

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌

日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式(第7条関係)

審査会諮問通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

亀岡市長 回

年 月 日の審査請求については、次のとおり亀岡市情報公開・個人情報 保護審査会に諮問しましたので、亀岡市情報公開条例第17条の規定により通知します。

		求に信 の 名								
諮問	諮問をした年月日		月日				年	月	Ħ	
所	管	課	等	電話番号	()		_	(内線)
備			考							

(亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。 (審査会に諮問した旨の通知)

第10条 条例第28条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

別記第1号様式の2中

条 例 第12条・ 第12条の2 条 例 第10条

」を

Γ

条 例 第12条・ 第12条の2

」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第 139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、提起することができます。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式(第10条関係)

審查会諮問通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

亀岡市長 回

年 月 日の審査請求については、次のとおり亀岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、亀岡市個人情報保護条例第28条の規定により通知します。

	有 個	求 に 信 人 信 名								
諮問	見をし	た年月	目目			年	月	日		
所	管	課	等	電話番号(,)	_		(内線)
備			考							

(亀岡市税条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市税条例施行規則(昭和60年亀岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「呈示」を「提示」に改める。

別記第12号様式から別記第15号様式まで、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第21号様式、及び別記第23号様式から別記第27号様式までの規定中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に、「手続き」を「手続」に改める。

別記第29号様式その1中「その1」を「(その1)」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に、「手続き」を「手続」に改め、同様式を別記第29号様式(その1)とする。

別記第29号様式その2中「その2」を「(その2)」に改め、同様式を別記第29号様式(その2)とする。

別記第33号様式(その1)及び別記第33号様式(その2)中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「手続き」を「手続」に改める。 別記第37号様式及び別記第38号様式を次のように改める。

第37号様式(第20条関係)

通知書番号

年 月 日

京都府亀岡市長

年度 市民税·府民税税額変更通知書

市民税・府民税額を、地方税法、市税条例および府税条例の規定により変更(決定)しましたので通知いたします。

◎市・府 民税変更(決定)の明細

賦	課	年	度				年	三度													単位	(円)
	種	類	į		変更前		変更	(決定)	後	差	引增減		稚	£ \$	Į .		変更前	39	E更 (決定)	後	差引增	
	6A F	収入金額	(課	総	所得								
総	給与	所得金額	(税	短	期譲渡	折得							
		公的年金	収入金額									標	長	期譲渡	听得							
所	雑	公的年金	所得金額									準額	山	林所得								
		その他の	雑所得									3	そ	の他の戸	听得							
所得	営業	等所得										Ť	H		市民税			+				_
/日	農業	所得											á	総所得	市民税			+		-+		
金金	不動	産所得										算	-	短期譲	市民税			+				_
	配当	所得										出		亚州酿 度所得	市民税			+		-+		
領額	利子	所得										所	-	長期譲	市民税			+		-+		
内し	総合	譲渡・	一時									得		度所得	府民税			+				_
沢=	短期	譲渡所	得									割	Н		市民税			+				_
1) Bi	長期	譲渡所	得									額	Ц	山林所得	府民税			+				_
D #	土地	等										4	H	その他	市民税			+				_
86	株式等	亨・先物・	分離配当											の所得	府民税			+		-+		_
Ш	林所得	7		Щ								┵	Ľ	- 121 19	市民税			+		-		
	の他の											税	額	控除⑤	府民税			+				_
	午繰起											Pi-1	さ出	入金	市民税			+		+		_
合	計月	斤得 金	額										CTE 引控		府民税			+		-		
雑	損											_			市民税			+				_
	療費											均	等	割額⑥	府民税			+				_
公 社	会保険	・ 小規	模									┵			111 1-4-100			+		-		_
<u>숙</u> 또	命保険											年	移	額 ⑦								
婚 地	震保険											NS 98.1	lol I+ I	り控除できな;	A			+				_
7) P#	障・ 寡・ 勤 配偶者・配偶者特別												 株割控除額 									
力配		巴偶者特別	l									普通	徴	収合計充当	韶			+				
訳	養			<u> </u>								_		収合計充当				+				_
2				Ь.								_										
丑	礎			╙								4										
		の合計		<u> </u>							124 AL	(m)		@ **	W / No. 4	ofa) as W	L.L. Arte					_
	当前の 朝 別	納付額.	及び納期 変 更		र्गाट सम	(決定)	40	差引堆	4-4-1	_	申1V 納 期 限	(円)	1 1	◎ 发	更(伏)	定)の理	田寺					
	91 別	7 1 118	汉 丈	HU	及史	(大足)	120	左列項	八	+	787 F91 193		H									
	产通徴4				-					+			۱ <u>۱</u>	口座	世袂							_
	子通徴	_			_		-			+			ł	● HÆ	10C.H							_
	通微量				1		-			+			11									
-	1 JEE 18X 1	A 1 791			 		+			+			Н									
					 		-			+			11									
					 		_			+			11									
					\vdash					1			1 '	上記口	座か	ら振り	替えさ	せてし	ハただき	ます。		_
朱	- 別徴リ	又税額			 								•				とからの特				単位	(田
													• [収月	_	変更		変更(決	定)後	差引增	
_											226.61	(PPI)	ı		年	4月						_
		納付額	及び納期		who yes	(Na atra)	111	26 71 12	44			(円)	, I		年	6月						_
	朝 別		変更	前	変更	(決定)	俊	差引堆	丁丁	+	納期限		H		年	8月						_
	通徴場	_			\vdash		+			1			H		年 1	0月						_
	子通徴 中				₩		+			╄			П			2月						
	子通徴 中	_			₩		+			+			H		年	2月						_
崔	产通 徴中	又 4 期			\vdash		+			+			١,	来年	度の分		とからの仮	特別後	散収額		単位	(円
					₩		+			+			П		収月		変更		変更(決	定)後	差引增	
					₩		+			+-			П		年	4月						_
					₩		+			-			Н		年	6月						_
					Ь								J İ		年	8月						_
-	- 別徴リ	in 124 dat											1		+	0 71						

市・府民税の賦課の根拠について

地方税法第294条及び亀岡市税条例第23条の規定により市内 に住所を有する(1月1日現在)個人、市内に事務所、事業所、 又は、家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者も市 民税が課せられます。 地方税法第24条及び京都府府税条例第24条の規定により市

地方民族第24条及び京都府府税条例第24条の規定により市 民役が課せられる個人に対しては府民税が課せられます。 この適当事の返申項に不開かる場合は、この適当事の動車を受け扱った日の 翌日から起算して3億月以外に市民に対して書面跡をそすなことができます。 の代表の大きの東日、1年数である。日本に、6億月以外に市を被告として信長が被 高次の代表をたります。接続することができます。 まな、数分の取消に対する競大を依在文では打に提続することが できないこととれていますが、水に強ける場合は、その歳失を経い できないこととれていますが、水に強ける場合は、その歳失を経い でも吹したとされていますが、水に強ける場合は、その歳失を経い でも吹したとされていますが、水に強ける場合は、その歳失を経い でも吹りの政府しの訴えを機能することができます。 ②処分、気分の時代工事権の場所によりますざ春し、明常を避けるため 第念の必要があるとき。 ③その他級大を称がしたにつき正当な理由があるとき。 ③者の他級大を移がしたにつき正当な理由があるとき。 ③者の他級とをないことにつき正当な理由があるとき。 ③者の他級とをないことにつき正当な理由があるとき。 ③者を関いています。 ②者の他級とをないことにつき正当な理由があなとき。 ③者の他数とをないことにつき正当な理由があなとき。 ③者の他数とをないことにつき正当な理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正当な理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正当な理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正当な理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正さな理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正さな理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正さな理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正さな理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正さな理由があるとき。 ③者の他数とをないことにつき正さな理解した。 ②者の様と自然を表するとないます。 ②者の他数とないます。 ②者の他などもないます。 ②者の他などもないます。 ②者の他などもないます。 ③者の他などもないます。 ④者の他などもないます。 ⑥者の他などもないます。 ⑥者のをはないます。

この税金を専期限を過ぎても締められないときば、建滞金・ 替促手数料を納付しなければなりません。 延滞金 44.6%の割合、特例基準剥合が年7.3%未満の場合は、多の場合を17年3.7%未満の場合は、5%の場合に有、3%の割合と加草した。 割合)又は納期限の翌日から1月を経過する日ま 割合)又は解例限の翌日から1月を経過する日までの期間につかての年、30%未満の場合は、特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(上限は年7.3%の割合)を乗じて算出した額となります。 管促手数料 替促抗1週について100円 納付が近い場合は、納期限後20日以内に管促伏

を発送します。

※退職等により特別徴収から普通徴収に切り替えた方について

を表示している。 かなたの市民税・所民税は、今まで特別徴収として6月から翌 年5月まで、12回に分割して給料から差し引いて勤務先から毎 月納入していただいておりましたところ。 かなたが年の途中に 退職(休職、その他の理由)されたため、給料から差し引けな くなりましたので残額を地方税法第231条の7により、あなたか ら直接納付していただく普通徴収に切り替えましたので通知し ます。なお、特別徴収で納付いただいた額は、特別徴収月割額 欄の変更後の額で、普通徴収で納付いただく額は、普通徴収期 割税額欄の変更後の額(納付書の額と同じ)となっております。 納付については、同封の納付書でお願い申し上げます。なお、 口座振替をご利用の方は、手続き済みの金融機関等の預金口座 等から納期限の日に振り替えさせていただきます。



・均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円 ・所得割(総合課税分)市民税 6% 府民税 4%

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。 起当新額又は株式等減速所得制額の診除がある場合は、所得割から控除されます。 3 合計能成所得金額には、所得監除後の課税起所得金額、課促退職所得金額及び課 税以林所得金額の合計額で、課稅長期譲渡所得金額等の分離課稅に係る課稅所得金額」に係る課稅所得金額」に係る課稅所得金額。

				-	т			
◎分離課税による所得割の税率			◎税額控除(計	調整控除)				
課税所得金額	市民税	府民税	合計課税所得金額	頭が200万	円以下の者			
山林	6.0%	4.0%	次の①と②の 3%) に相当	いずれか	少ない額の!	5% (府)	民税2%	、市民税
分離短期譲渡(一般分)	5.4%	3.6%	①下表の哲	除の種類	欄に掲げる	控除の	適用が	ある場合
分離短期譲渡(軽減分)	3.0%	2.0%	において	は、同表	金額欄に掲	げる金	額を合	算した金
居住用財産 6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	②合計課税i	听得金额				
の長期譲渡 6,000万円を超える部分	3.0%	2.0%	合計課税所得金:	盾が200万	円超の者	A 407 (-)		VI
優良住宅地等 2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	①の金額から 合は5万円)の ①下表の哲	200金額	を控除した: 税2%。市民	金額(5. 模3%)	カ円を に相当・	ト四る樹
の 長期 譲渡 2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%	①下表の搭	除の種類	欄に掲げる	控除の	適用が	ある場合
一般の長期譲渡	3.0%	2.0%	において	は、同表	金額欄に掲	ける金	額を合:	単した金
##・才学 ト場核式等 証券会社を通じた売去			②合計課税)	折得金額カ	ら200万円	を控除	した金額	Ø
株式等の譲渡上湖株式等上記以外の売封	3.0%	2.0%	控除の種類	金額	控除	の種類		金額
未公開株式等	1		基礎控除	5万円	配偶者	_	般	5万円
上場株式等の配当	3.0%	2.0%	普通	1万円	控 除	老	人	10万円
先 物 取 引	3.0%	2.0%	障害者 特別	10万円	配偶者 38万	i円超40万	汀円未満	5万円
◎税額控除(配当控除)			日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	22万円	ヤ 別 控 除 40万	円以上45	万円未満	3万円
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1.00	0万円	寡 婦 一般	1万円		_	般	5万円
以下の部分	超の	部分	控 除 特別	5万円	11. de 14.00	特	定	18万円
種類市民税府民	見 市民税	府民税	寡夫控除	1万円	扶養控除	老	人	10万円
利益の配当等 1.6% 1.25	0.8%	0.6%	勤労学生控除	1万円		同居者	老親等	13万円
外貨建等証券投資信託以外 0.8% 0.69	0.4%	0.3%	◎税額控除(配当	割額又は杉	大式等譲渡所	得割額	iの控除)
外貨建等莊券投資信託 0.4% 0.35	0.2%	0, 15%	X 3		市民税	Ė	府	 民税
月異極等能が及異問題 0.16 0.0	0. 2,0	0. 10,0	配当制都	又は	2/5			/=

外1	iji M	等証券	受資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.	.3%	◎税额控除(配当割額又は	朱式等譲渡	度所得	割額	の控除	:)
øL.	합원	1. 拉拉 :	券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0	15%	X	分	市	民税		府	民税
				0. 1/6	0.0%	0. 2/0	٠.	20,0	配 当 割株式等譲	額 又 は渡所得割額		/5		2,	/5
9)	竹	导控除					_								
雑控		損除	(実質損失 合計額×1 出の金額・ か多い方の	0%) 又[-5万円) の金額	ま(災害隊 のうちい	制連支 ハずれ	地震	保	支払金額 50,000円以下の 50,000円超のと			(特別	1書者技 障害者。 1引障害者		26万円 30万円 53万円
医控	Ð	東 費 除	医療費の と総所得 か低い金	実質負担 金額等の 額)(限度	旦額-(1 95%のい (額200万)	0万円 \ずれ 円)	保険料	長	支払金額 5,000円以下の				(寡夫 寡婦σ		26万円 30万円
. 社	会地	除か低い金額)(限度額200万円) 全保険 支払金額			支払金額				5,000円超15,0 …支	00円以下のと 払金額の5+2		勤労	学生	控除	26万円
Ť	11.1.		支払金額	\neg	拉除額		控除	約	15,000円超のと	: è ·······1	0,000円	+		般	33万円
1	П	12,000円	UFote	全額			1	地景	保険、旧長期	の両方がある	場合は、	*	ĕ	人	38万円
1	新	12,000F)	総32,000円以下の	とき 支払:	全額の 1/2+6,0	000円	L	敗馬	額は25,000円			控4	6	常	45万円
	吳約		超56,000円以下の		全額の1/4+14,	000円		配信	昌者 控除	一 般 老 人	33万円 38万円	EQ-		~	
0-		56,000円	超のとき	28,00	10円		\vdash	_	所得金		控除額		り店そ	親等	45万円
会			以下のとき	全額			t	-	380, 001~44		33万円	基	礎 拉	空除	33万円
1¥: [ik]	旧	15,000円	超40,000円以下の		全額の1/2+7,1		58		450,000~49		31万円				
生命保険料枠	葯		超70,000円以下の		全額の1/4+17,	500円	偶	\vdash	500,000~54		26万円	ı			
		TO GOODE		25.00			*								

刑中分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21 年から30年までの入居に係る住宅情と参等物別途除の適用 を受けた場合、(Dから②を控除した金額(前年分の所得税に 係る課税後所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円 を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた 金額

2020 (世紀 へ参示)は、三級変制に「推修の所否で楽した。 だ上、展性を非常な命任力から平成の年(1月 生でであ 、特定原程に該当する場合は、「100分の5」を「100分の に「97,500円」と「108,500円」として計算した金砂 助前年度の所得税に係る住宅借入金等物別控約額(特定増 改業等に係る住宅借入金等の金額と有す る場合には、当該金額がなかったものとして計算した。 20番合には、当該金額がなかったものとして計算して 20mm年分の所得税の額(住宅借入金等物別控除等適用前の 金額)

(2前甲子がの所骨板の線(吐毛管人室等物形/近眺寺總州前の 全額) ※平成11年から18年までの間に入居した者で、市長に住宅借 人金等物別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額 に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額 - 正明 市民税 3/5 府民税 2/5

面に使 (寄附合根類技能)
前中中に次に限げる新物金を支出し、合計額(等附金の合計
前中中に次に限げる新物金を支出し、合計額(等附金の合計
前等内に対して、を担じる場合には、その超える金額の所長限は1%、市民程は7%に担当する金額。
1 都通序線、市市村文は特別に対する新物金
2 京都的ヶ田県金会次は日本条十字社の支部に対する
新物金
3 所得限長等に規定される新命金独跡の対象のうち、住民
の福祉の増進に寄与する書附金として京都停の条例で
定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える 金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得 た額の府民税は5分の2、市民税5分の3に相当する金額 をさらに加算した金額(所得割の10%に相当する金額を超 えるときは、その10%に相当する金額

えるとさは、ての10%に相当する宝額)	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56. 307%
1,800万円超	49.16%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円・未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に 定める割合
	置税総所得金額から、均的総定調整整を控除した金額 195万円を超え300万円以下 195万円を超え300万円以下 695万円を超え900万円以下 695万円を超え1,800万円以下 900万円を超え1,800万円以下 1,800万円超 (現他北京研令組及び環境退職所令金額を有しない場合) 0円米満

第38号様式(第21条関係)

給与所得等に係る 年度 市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) 平成

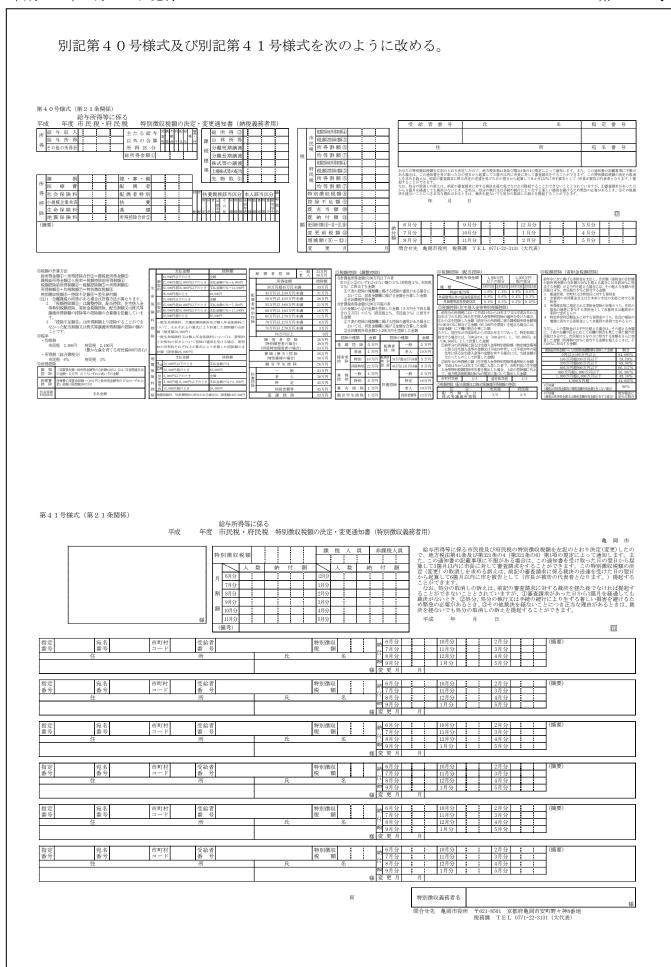
特別徴収税額 数

給与所得等に係る市民程及び所民程の特別機取税額を右記のとおり決定したので、地方 報注第41条取り第21条のの第1項の規定によって適時します。また。この通知書の設備事 項に不履がある場合は、この通知事を支寸限って日の翌日から展して3個月以外には に対して書を請求とすることができます。この特別徴収程額の決定の政府して場所以にが は、前記の書を請求に係る裁決の途速を受けた日の翌日から起席して6個月以内に付 者として(市民が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、処分の親任の野女は、前記の書を請求と対する裁決を指令をつければ提起する なお、処分の数任の野女は、山市支援事がも成めませたをでければ提起する なお、処分の数任の野女は、以下すが、山市支援事があった日から適用を勧慮しても も対かった。とない、ととされていますが、山市支援事があった日から適用を勧慮しても も対からあるとも、温との地裁を各様ないことにつきませな理由があるとされ、故 決を経ないでも処分の取消しの野スを提起することができます。

			級 10月分 11月分 (備考)		4月分 5月分		平成 年 月		印
指定番号	宛名 番号 住	市町村	受給者 番 号 所	氏	税額名	(新) 6月分 7月分 8月分 (初) 9月分 (様) 変 更 月	10月分 11月分 12月分 1月分 1月分	2月分 3月分 4月分 5月分	(摘要)
指定番号	宛名 番号 住	市町村コード	受給者 番 号	£	特別徴収 額 名	納 6月分 7月分 付 8月分 網 9月分 様 変 更 月	10月分 11月分 12月分 1月分 1月分		(摘要)
指定番号	宛名 番号 住	市町村コード	受給者 番 号 所	氏	特別徴収 税 額 名	約 6月分 7月分 8月分 9月分 後変更月	10月分 11月分 12月分 1月分 1月分	2月分 3月分 4月分 5月分	(摘要)
指定番号	宛名 番号 住	市町村コード	受給者 番 号	氏	特別徴収 税 額 名	約 6月分 7月分 8月分 9月分 後 変 更 月	10月分 11月分 12月分 1月分 1月分	2月分 3月分 4月分 5月分	(摘要)
指定番号	宛名 番号 住	市町村コード	受給者 番 号 所	氏	特別徴収 税 額 名	納 6月分 7月分 付 8月分 額 9月分 様 変 更 月	10月分 11月分 12月分 1月分 1月分	2月分 3月分 4月分 5月分	(摘要)
指定番号	宛名 番号 住	市町村コード	受給者 番 号 所	氏	特別徴収 税 額 名	納 6月分 7月分 付 8月分 網 9月分 様 変 更 月	10月分 11月分 12月分 1月分 1月分	2月分 3月分 4月分 5月分	(摘要)

特別徴収義務者名

問合せ先 亀岡市役所 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地 税務課 TEL 0771-22-3131 (大代表)



別記第45号様式中「法人番号」を「法人コード」に、「場合」を「とき」に、「60日」を「3箇月」に、「対して異議の申立て」を「審査請求」に改める。

別記第48号様式を次のように改める。

第48号様式 (第27条関係)

	年 税 額(円)		通	知書番号
	納税義務者氏名			
		Harry (4)	tto m	4141000
		期別 納第1期	期限	納付税額四
		第2期		
		第3期		
		第4期		
付 方 法	上記のとおり決定しましたので:	通知します		
融 機 関 名				
・口座番号		鱼 図 -	t E	(Cri)
リ・口座番号 座 名 義 人	_	亀 岡 ī	市 長	Ē

別記第57号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の 送達」を「裁決の送達」に、「決定を経た」を「裁決を経た」に、「決定が」を「裁決が」に、 「手続き」を「手続」に、「決定を経ない」を「裁決を経ない」に改める。 別記第59号様式を次のように改める。

第59号様式(第38条関係)

納付方法 金融機関名

種別・口座番号

納税義務者 種別 標識番号 税額(円) 通知書番号 期別 納期限 合計金額 円

亀岡市

上記のとおり決定しましたので通知します。

(口座番号は個人情報保護のため、下3桁のみを表示しています。)

領収済通知書は、振替等処理後に市役所から送付します。

あなたは口座振替の手続きをしていただいていますので、納期限に下記の口座から振替させていただきます。

預貯金残高不足により振替不能となった場合は、再振替をさせていただきます。

亀 岡 市 長 印

軽自動車税納税通知書

賦課の根拠・その他

- 1 地方税法第442条の2及び亀岡市税条例第75条の規定により賦課期日(毎年4月1日)現在で原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の
- 1 地方税法第442条の2及び亀岡市税条例第75条の規定により賦課期日 (毎年4月1日) 現在で原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・三輪の小型自動車を所有している方に課税されます。
 2 この納稅通知書に記載された事項について不服があるときは、この納稅通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この稅額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として (訴訟において亀岡市を代表する者は市長となります。) 提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ起記することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 3 この税金を納期限までに納められないときは、延滞金・督促手数料を納付しなければなりません。
 (1) 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%の割合 (特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)又は納期限の翌日から前存を超過する日までの期間について3%の割合 (特例基準割合が年7.3%未満の場合は、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合 (上限は年7.3%の割合)) を乗じて算出した額
 (2) 督促手数料 督促状一通について100円

WET CITE SC LIKE															
		原	動機作	寸 自 転	車	小型特殊	朱自動車		軽 自 動 車						
種	1₹	重	2種・乙	2種・甲						4輪	乗用	4輪	貨物	2	业
1.22	50	сс	90cc	125cc	w11	農	その	2	3		.004			輪	小型自動車
別	(0.6	6kw)	(0.8kw)	(1.0kw)	カー	耕用	他	輪	輪	自家用	営業用	自家用	営業用	D	車
	ま	で	まで	まで						н	Ж	Ж	Ж		
税額		000	2,000	2, 400	3, 700	2, 400	5, 900	3,600	3, 900	10,800	6, 900	5,000	3, 800	6, 0	000

※重課税及び軽課税については別紙のとおり

収納取扱金融機関等〔○印のある金融機関及びゆうちょ銀行・郵便局は口座振替の取り扱いができます。〕

亀岡市役所

○○京都銀行 ○京都信用金庫 ○京都農業協同組合 ○京都北都信用金庫 ○京都中央信用金庫 ○近畿労働金庫 三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 りそな銀行 みずほ銀行 関西アーバン銀行 京滋信用組合 ※近畿2府4県以外に所在する郵便局での納付はお問い合わせください。

別記第69号様式及び別記第71号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に、「手続き」を「手続」に改める。

(亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部改正)

第4条中「福祉医療費受給者証交付申請却下通知書」を「福祉医療費受給資格非該当通知書」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第4条関係)

第 号年 月 日

福祉医療費受給者証交付申請却下通知書

様

亀岡市長 回

年 月 日付けで申請のあった福祉医療費受給資格について審査の結果、下記の 理由により受給資格がありませんので通知します。							
			住 所				
申	請	者	氏 名				
			生年月日	年	月	目	性別 □男 □女
申		請					
却	下	O)					
理		由					

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(亀岡市休日保育の実施に関する規則の一部改正)

第5条 亀岡市休日保育の実施に関する規則(平成17年亀岡市規則第41号)の一部を次のよう に改正する。

別記第2号様式中

平成28年4月15日発行

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があっ たことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起 算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内 に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審 査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部改正)

第6条 亀岡市一時保育の実施に関する規則(平成17年亀岡市規則第42号)の一部を次のよう に改正する。

別記第2号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があっ たことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起 算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内 に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審 査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

Γ

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6筒月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市立保育所延長保育実施規則の一部改正)

第7条 亀岡市立保育所延長保育実施規則(平成21年亀岡市規則第40号)の一部を次のように 改正する。

別記第2号様式中

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があっ たことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起

算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内 に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審 査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起 算して6筒月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

第8条 亀岡市老人医療費支給条例施行規則(平成14年亀岡市規則第1号)の一部を次のように 改正する。

別記第3号様式中

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60 日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったこ とを知った日(異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知っ た日) の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表 する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、 この決定の日(異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えについては、当該異議申立てに 対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き異議

申立て及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6筒月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

別記第9号様式の3中

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。 (なお、この決定が あったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内 に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異 議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日か ら起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌

日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

別記第13号様式中

Γ

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定が あったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

を

Г

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある

ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第16号様式から別記第17号様式の2までの規定中「60日」を「3箇月」に改める。

別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

(亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正)

別記第15号様式及び別記第18号様式中「60日」を「3箇月」に、「6ヶ月」を「6箇月」に、「3ヶ月を経過していても」を「3箇月を経過しても」に、「または手続き」を「又は手続」に改める。

(亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則(平成11年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第4条関係)

第 号 年 月 日

様

亀岡市長 回

土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土 事業(変更)許可(不許可)決定通知書

年 月 日付けで申請の土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切 土事業(変更)許可申請について、下記のとおり許可(不許可)します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の目的
- 3 事業の種類
- 4 条 件 (不許可理由)
- 5 意 見

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式(第8条関係)

第 号年 月 日

様

亀岡市長 回

土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土 事業承継承認(申請却下)通知書

年 月 日付けで申請の土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切 土事業承継承認申請について、下記のとおり承認(申請却下)します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の種類
- 3 条件(申請却下理由)

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第12号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から庭草して6箇月以内に、亀岡市を被告として、「酢窓において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の 審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求におする裁決があったこ とを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求すながする裁決があったこ ことや処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 ただし、上記の期間が在過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求をすることや必分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があることをは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合には、その審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 魁 ついては、亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条 ulo III 号で改善勧告をした 号で許可した土砂等による土地の埋立て、 例第14条の規定により、直ちに事業を一時停止し改善するよう下記のとおり命令する。 믒 Щ 土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土事業改善命令書 第三 日まる 紙 亀岡市長 Щ 日付け ところであるが、いまだに改善措置が講じられていない。 # 밅 щ # 無 日付け 土、堆積行為及び切土事業は、 第13号様式 (第10条関係) 攃 割 允 铝 事業区域の所在地 改善を命ずる事項 殹 皿 Ш 種 # 羅 # 6 6 6 継 鄉 淵 継 継 改 改 して3箇月以内に、4個両長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、上記1の審査請求をすることができます。 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 目から起算して6箇月以内に、40の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の 審面請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の 審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ とを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、客企審訴 求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をする ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請 があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 に違反しているので、同条例第14条の規定により、直ちに停止し改善措置を講ずるよう下 字 日 あなたが行っている土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土事業は、亀岡市 严 この決定があったことを知った日の翌日から起算 됴 皿 土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土事業停止命令書 第年 土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例第 Ш 皿 111 딮 1 この決定について不服がある場合は、 第12号様式 (第10条関係) 继 名 忠 壐 严 詽 割 期限 \mathbb{H} 記のとおり命令する。 Ш 圕 占 (事業停止) # 五 6 6 6 6 斌 华 鄉 $|\times|$ 継 継 改善 翭 # # ## 徥 改

第14号様式(第11条関係)

第 뮸 月 日

様

亀岡市長 印

土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土事業許可取消通知書

日付け 第 号で許可した土砂等による土地の埋立て、盛 土、堆積行為及び切土事業は、亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土 の規制に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり取り消したので通知する。 年 月 日までに、事業区域を原状に回復 ついては、同条第2項の規定により、 するよう命令する。

記

	印
事 業 名	
事業の目的	
事業の種類	
事業区域の所在地	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
原状回復方法・内容	
原状回復する期限	年 月 日まで
そ の 他	

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った目の翌日から起算
- して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の 審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ とを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式(第14条関係)

第 뮸 年 月 日

印

角岡市長

土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土 事業廃止 (中止) に伴う災害発生防止等措置命令書

日付け土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土事業廃 止(中止)届出については、検査の結果、亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行 為及び切土の規制に関する条例第21条第2項の規定により、災害発生防止等の措置を行う よう下記のとおり命令する。

- 1 事業名
- 2 事業の種類
- 3 措置を命ずる事項
- 4 措置方法
- 5 措置期限 年 月 日まで
- 6 その他

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った目の翌日から起算
- して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の 審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ とを知った目の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする とや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(亀岡市下矢田みどりの郷広場条例施行規則の一部改正)

第12条 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例施行規則(平成16年亀岡市規則第3号)の一部を次 のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第4条関係) 住 所 氏 名 行 許 可 証 日付け申請のみどりの郷における行為を下記のとおり許可する。 年 月 亀岡市長 印 記 1 行 為 場 2 行 為 内 容 3 行 為 \mathcal{O} 目 的 年 日から 4 許 可 \mathcal{O} 間 月 年 月 日まで 期 5 復 方 法 旧 6 使

(教示)

7 許

可

条

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記 の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日 から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起す ることが認められる場合があります。

(亀岡市環境美化条例施行規則の一部改正)

第13条 亀岡市環境美化条例施行規則(平成17年亀岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先)亀岡市長」に改める。 別記第4号様式中

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定が あったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内 に亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処 分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過す ると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 正当な理由がなくこの命令に従わないときは、以下のとおりその旨及びその内容を公表 することがあります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 正当な理由がなくこの命令に従わないときは、以下のとおりその旨及びその内容を公表することがあります。

に改める。

別記第5号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

(亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部改正)

別記第1号様式及び別記第4号様式中

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定が

84

あったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の申立てをした場合は、 当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処 分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過す ると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

を

平成28年4月15日発行

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して30日以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があった ことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請 求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市桂川包括占用区域使用規則の一部改正)

第15条 亀岡市桂川包括占用区域使用規則(平成26年亀岡市規則第1号)の一部を次のように 改正する。

別記第2号様式中

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定が あったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場 合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月 以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となりま

す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

を

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(助産施設の入所に関する規則の一部改正)

第16条 助産施設の入所に関する規則(昭和45年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

1

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

Γ

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

「掲示済」

告示

亀岡市告示第32号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年3月3日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1121-81012

1 保 険 者 亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

交付した日
 平成26年4月1日

3 無効になる日

平成28年3月3日

「掲示済」

亀岡市告示第33号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱(平成11年亀岡市告示第45号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条を次のように改める。

(交付対象)

- 第2条 この補助金は、民間保育所等が行う次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 病児保育事業
 - (2) 保育環境改善等事業
 - (3) 延長保育事業
 - (4) 一時預かり事業

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

事業区分	基準額	対象経費
病児保育事業	平成27年度子ども・子育て 支援交付金の交付について (平成27年9月11日付け 府子本第277号内閣総理大 臣通知別紙「平成27年度子 ども・子育て支援交付金交付 要綱」。以下「交付要綱」と いう。)別紙に定める病児保 育事業の基準額	病児保育事業に必要な経費
保育環境改善等事業	平成27年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(平成28年1月14日付け厚生労働省発雇児0114第2号厚生労働事務次官通知別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」)別表に定める保育環境改善等事業の基準額	保育環境改善等事業に必要な経費
延長保育事業	交付要綱別表に定める延長保 育事業の基準額	延長保育事業に必要な経費
一時預かり事業	交付要綱別表に定める一時預 かり事業の基準額	一時預かり事業に必要な経費

別記第1号様式中

「内訳 特定保育事業 円

休日·夜間保育事業 円

病児·病後児保育事業 円

待機児童解消促進等事業 円

保育環境改善等事業

延長保育促進事業

一時預かり事業 円」を

「内訳 病児保育事業 円

保育環境改善等事業

延長保育事業

一時預かり事業 円」に改める。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度分の補助金から適用する。

「掲示済」

亀岡市告示第34号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年3月8日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1705-61001

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成26年4月1日

3	無効になる日	平成28年3月8日	1
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	##X///C/4 (2) U	$+m$ \angle $0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 $	J.

「掲示済」

亀岡市告示第35号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成28年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類		
		住所	氏 名
1	督促状 平成27年度随1期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成27年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第36号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不 明であるため、亀岡市総務部税務課において保 管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付 する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226 号)第20条の2の規定により告示する。

平成28年3月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書 固定資産価格等登録通知書 平成27年度固定資産税・都市計画税賦 課額変更(決定)通知書

2 送達を受けるべき者の住所及び名称

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法 第20条の2第3項の規定により、告示の日 から起算して7日を経過した時点で書類の送 達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市低所得の高齢者向けの年金 生活者等支援臨時福祉給付金支給 事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、個人消費の下支えにも資するように実施する低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 低所得の高齢者向けの給付金 前条の目 的を達するために、低所得の高齢者向けの 年金生活者等支援臨時福祉給付金として亀 岡市(以下「市」という。)によって贈与 される給付金をいう。
 - (2) 支給対象者 別記1に掲げる低所得の高齢者向けの給付金が支給される者をいう。 (低所得の高齢者向けの給付金の支給)
- 第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の 定めるところにより、低所得の高齢者向けの 給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して 支給する低所得の高齢者向けの給付金の金額 は、支給対象者1人につき3万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

- 第5条 低所得の高齢者向けの給付金に係る市 の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げ る申請方式ごとに市長が別に定める日とする。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前 項の規定により定められた申請受付開始日の

- うち最も早い日から3箇月とする。 (申請及び支給の方式)
- 第6条 低所得の高齢者向けの給付金の支給を 受けようとする者(以下「申請者」とい う。)は、低所得の高齢者向けの給付金申請 書(請求書)(以下「申請書」という。)に より申請を行う。
- 2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる申請方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、低所得の高齢者向けの給付金の 申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提 出又は提示すること等により、申請者本人に よる申請であることを証する。

(代理による申請)

- 第7条 申請者に代わり、代理人として前条の 規定による申請を行うことができる者は、原 則として次の各号に掲げる者に限る。
 - (1) 平成27年1月1日(以下「基準日」という。) 時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の 審判がなされた保佐人及び代理権付与の審 判がなされた補助人)

- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の 回りの世話をしている者等で市長が特に認 める者
- 2 代理人が低所得の高齢者向けの給付金の支 給の申請をするときは、当該代理人は申請書 に加え、原則として委任状(申請書の委任欄 への記載を含む。)を提出する。また、この 場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出 又は提示を求めること等により、代理人が当 該代理人本人であることを確認する。
- 3 市は、代理人が第1項第1号の者にあっては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。 (支給の決定)
- 第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し低所得の高齢者向けの給付金を支給する。
- 2 基準日において配偶者からの暴力を理由に 避難している者及びその同伴者であって、基 準日において市にその住民票を移しておらず、 第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第 4号までに掲げる要件のいずれかを満たして おり、その旨を市に申し出たものについては、 基準日時点の住民票において当該者と同一世 帯である者から代理申請があった場合でも、 不支給決定とする(申出が、当該者の基準日 時点の住民票が所在する市町村(特別区を含 む。以下同じ。)に到達した時点で、当該者 に係る低所得の高齢者向けの給付金の代理申 請について、支給決定通知が既に行われてい る場合を除く。)。
 - (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、配偶者と別の世帯に属し、 国民健康保険に加入していること又は健康 保険法(大正11年法律第70号)、船員

保険法(昭和14年法律第73号)、国家 公務員共済組合法(昭和33年法律第 128号。他の法律において準用する場合 を含む。)若しくは地方公務員等共済組合 法(昭和37年法律第152号)の規定に よる配偶者の被扶養者となっていないこと。

- (2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定に よる保護命令(配偶者からの暴力を理由に 避難している者にあっては、同条第1項第 1号の規定による接近禁止命令又は同項第 2号の規定による退去命令。その同伴者に あっては、同条第3項又は第4項の規定に よる接近禁止命令)が出されていること。
- (3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。
- (4) 基準日の翌日以後に住民票が市へ移され、 住民基本台帳事務処理要領(昭和42年 10月4日付け自治振第150号自治省行 政局長等通知)による支援措置の対象と なっていること。
- 3 基準日において、第1号又は第2号のいずれかに該当する者については、当該者分の低所得の高齢者向けの給付金につき、以下の各号で規定する当該者の養護者から代理申請があった場合でも不支給決定とする(市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る低所得の高齢者向けの給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)。
 - (1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律 第84号)第2条第1号に規定する障害者 をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の 防止、障害者の養護者に対する支援等に関

- する法律(平成23年法律第79号)第2 条第3項に規定する養護者をいう。)から 虐待を受けたことにより、同法第9条第2 項の規定による入所又は入居(以下「入所 等」という。)の措置が取られている者 (2箇月以内の期間を定めて行われる入所 等をしている者を除く。)
- (2) 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が取られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(低所得の高齢者向けの給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、低所得の高齢者向けの給付金 支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、 申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要 について、広報その他の方法による住民への 周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、 市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われず、支給対象者(その代理人を含む。)の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により低所得の高齢者向けの給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得の高齢者向けの給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 低所得の高齢者向けの給付金の支給 を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供し てはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記(第2条及び第8条関係)

1 支給対象者

次に掲げる者に対して、低所得の高齢者向 けの給付金を1人につき3万円支給する。

- (1) 低所得の高齢者向けの給付金は、亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成26年亀岡市告示第61号。以下「実施要綱」という。)の別記1(支給対象者)の(1)(実施要綱の別記1の(1)の工を除き、(5)及び(6)の適用を受ける場合を含む。)に定める平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者(昭和27年4月1日以前に生まれた者)(他の市町村において、低所得の高齢者向けの給付金が支給される者を除く。)に支給する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、 次のいずれかに該当する者には、低所得の 高齢者向けの給付金は支給しない。

- ア 生活保護法(昭和25年法律第144 号)第6条第1項に規定する被保護者 (基準日に保護が停止されていた者及び 基準日の翌日から平成28年4月1日ま での間に保護が廃止され、又は停止され た者を除く。)
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下このイにおいて「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)
- ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する 法律(平成20年法律第82号)第15 条第3項の規定によるハンセン病療養所 非入所者給与金の受給者(援護加算(ハ ンセン病問題の解決の促進に関する法律 施行規則(平成21年厚生労働省令第 75号)第15条第3項に規定する援護 加算をいう。以下このウにおいて同 じ。)の受給者に限り、基準日に援護加 算の認定を停止されていた者及び基準日 の翌日から平成28年4月1日までの間 に援護加算の認定を廃止され、又は停止 された者を除く。)
- エ ハンセン病問題の解決の促進に関する 法律第19条の規定による援護(以下このエにおいて「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年4月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)
- (3) (1)の規定にかかわらず、低所得の高齢者 向けの給付金の支給が決定される日におい

て、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の 45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、低所得の高齢者向けの給付金を支給しない。

「掲示済」

亀岡市告示第38号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成28年3月16日から 平成28年3月29日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 06079
 - (2)路線名 湯ノ花温泉線
 - (3) 道路の区域

区	正	変 更前後別	最小幅員 最大幅員	延	長	備	考
亀岡市薭田野町佐伯浦 亀岡市薭田野町芦ノ山流		前	6. 95m 34. 00m	2, 631	.66m		
亀岡市薭田野町佐伯浦 亀岡市薭田野町芦ノ山流		後	6. 95m 34. 00m	2, 631	.66m		

2 (1) 路線番号 11107 (2) 路線名 大井側道3号線

(3) 道路の区域

区	間	変 更 前後別	最小幅員 最大幅員	延	長	備	考
亀岡市大井町並河観並3 亀岡市大井町南金岐重身		前	5. 29m 14. 09m	754	. 12m		
亀岡市大井町並河観並3 亀岡市大井町南金岐重見		後	5. 29m 14. 37m	754	. 12m		

3 (1) 路線番号 12002

(2)路線名 川関小林線

(3) 道路の区域

区	間	変 更 前後別	最小幅員 最大幅員	延	長	備	考
亀岡市千代川町川関中土 亀岡市千代川町小林西芝		前	4. 38m 9. 45m	2, 866	. 15m		
亀岡市千代川町川関中土 亀岡市千代川町小林西芝		後	4. 38m 9. 45m	2, 866	. 15m		

4 (1) 路線番号 13036

(2)路線名 堂ノ前秋吉線

(3) 道路の区域

区	間	変 更 前後別	最小幅員 最大幅員	延	長	備	考
亀岡市馬路町堂ノ西1番 亀岡市馬路町秋吉21番の		前	5. 18m 8. 95m	292	. 22m		
亀岡市馬路町堂ノ西1番 亀岡市馬路町秋吉21番の		後	5. 18m 8. 95m	292	. 22m		

「掲示済」

亀岡市告示第39号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年3月24日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成28年3月16日から 平成28年3月29日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 (1) 路線番号 06079

(2)路線名 湯ノ花温泉線

(3) 道路の区域

\rightarrow \rightarrow	間	最小幅員	延	長	備	考
<u>X</u>	lĦĵ	最大幅員	Ж.	K	VĦ	~7
亀岡市薭田野町佐伯浦亦24番 亀岡市薭田野町芦ノ山流田5秒		6. 95m 34. 00m	2, 631	. 66m		

2 (1) 路線番号 11107

(2)路線名 大井側道3号線

(3) 道路の区域

X	間	最小幅員	延	長	備	考
	1~3	最大幅員	~	^	7113	,
亀岡市大井町並河観並35番 亀岡市大井町南金岐重見25	, –	5. 29m 14. 37m	754	ł. 12m		

3 (1) 路線番号 12002

(2)路線名 川関小林線

(3) 道路の区域

X	間	最小幅員	延	長	備	考
	[Ħ]	最大幅員	処	尺	TVFFI	47
亀岡市千代川町川関中土井274 亀岡市千代川町小林西芝4番の		4. 38m 9. 45m	2, 866	. 15m		

4 (1) 路線番号 13036

(2)路線名 堂ノ前秋吉線

(3) 道路の区域

X	間	最	小幅員	延	長	備	考
E-	l HJ	最	:大幅員	严 女		נחע	
亀岡市馬路町堂ノ西1番の5先 亀岡市馬路町秋吉21番の2先記			5. 18m 8. 95m	292. 2	22m		

「掲示済」

亀岡市告示第40号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0126-75023

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成26年4月1日

3 無効になる日 平成28年3月15日

「掲示済」

亀岡市告示第41号

亀岡市次世代育成推進市民協議会設置要綱 (平成23年亀岡市告示第122号)は、廃止 する。

平成28年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

「掲示済」

亀岡市告示第42号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、平成28年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成28年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 縦覧期間 平成28年4月1日から 平成28年5月31日まで (閉庁日を除く)
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市総務部税務課

「掲示済」

亀岡市告示第43号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年3月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域
 - J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域 J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域 J R 並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成28年3月24日(木)午後1時~午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 8台
- 5 保管場所 I R馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転 車は、関係法令の規定により処分する。

\•/	\+/.H LL	. 4.4. 2.2	10 444 144 40	[[]	F	(05)	= 0.40
•X•	理紛先	まわつく	り雅雅能	十木管理課	電話 ()771	(25)	5043

「掲示済」

亀岡市告示第44号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成28年3月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名又は名称
1	督促状 平成27年度 1期 2期 3期 4期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成28年1月分 市府民税(特別徴収)	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第45号

亀岡市官学共同研究会設置要綱等の一部を改 正する告示を次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市官学共同研究会設置要綱等 の一部を改正する告示

(亀岡市官学共同研究会設置要綱の一部改正) 第1条 亀岡市官学共同研究会設置要綱(平成 12年亀岡市告示第143号)の一部を次の ように改正する。

第6条中「市民協働課」を「市民力推進課」に改める。

(亀岡市政モニター設置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市政モニター設置要綱(昭和55 年亀岡市告示第73号)の一部を次のように 改正する。

第8条中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

(亀岡市防犯カメラ取扱要綱の一部改正)

第3条 亀岡市防犯カメラ取扱要綱(平成24 年亀岡市告示第164号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2号中「設置」を「装置」に改める。

第3条、第7条第2項及び第8条第2項中 「安全安心まちづくり課」を「自治防災課」 に改める。

(亀岡市総合教育会議設置要綱の一部改正)

第4条 亀岡市総合教育会議設置要綱(平成 27年亀岡市告示第41号)の一部を次のよ うに改正する。

第7条中「夢ビジョン推進課」を「企画調

整課」に改める。

(京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会 設置要綱の一部改正)

第5条 京都市西京区・亀岡市住民交流推進協 議会設置要綱 (平成12年亀岡市告示第 144号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民協働課」を「市民力推進課」に改める。

(亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱の一部改正)

第6条 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置 要綱(平成20年亀岡市告示第95号)の一 部を次のように改正する。

第8条中「市民協働課」を「市民力推進課」に改める。

(亀岡市地域公共交通会議設置要綱の一部改 正)

第7条 亀岡市地域公共交通会議設置要綱(平成19年亀岡市告示第43号)の一部を次のように改正する。

第7条中「政策推進室政策推進課」を「ま ちづくり推進部政策交通課」に改める。

(亀岡市生活安全推進協議会設置要綱の一部 改正)

第8条 亀岡市生活安全推進協議会設置要綱 (平成10年亀岡市告示第124号)の一部 を次のように改正する。

第6条中「安全安心まちづくり課」を「自治防災課」に改める。

(亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置 要綱の一部改正)

第9条 亀岡市セーフコミュニティ推進協議会 設置要綱(平成18年亀岡市告示第177 号)の一部を次のように改正する。

第8条中「安全安心まちづくり課」を「自治防災課」に改める。

(亀岡市都市農地活用推進協議会設置要綱の 一部改正) 第10条 亀岡市都市農地活用推進協議会設置 要綱(平成7年亀岡市告示第35号)の一部 を次のように改正する。

別表中「夢ビジョン推進課長」を「企画調整課長」に、「まちづくり推進部桂川・道路整備課長」を「土木建築部桂川・道路整備課長」に、「まちづくり推進部建築住宅課長」を「土木建築部建築住宅課長」に改める。

附則

この告示は、平成28年4月1日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第46号

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱(平成13年亀岡市告示第29号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条を次のように改める。

(助成額)

第3条 通院交通費の助成額は、実際に要した 通院交通費月額に対し別表で定める助成額の 算定基準により算定するものとする。

第4条中「医師にタクシー利用の必要性を証明した書類を交付された」を「医師が必要と認めた」に改める。

第5条中「通院に要した交通費の額の範囲内で調整する」を「実際に要した通院交通費の額

から当該給付額を控除した額を通院交通費の額 として助成金を算定する」に改める。

第6条中「通院証明書」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号及び1項を加える。

- (1) 通院証明書
- (2) タクシー利用の必要性を医師が証明した 書面 (タクシーを利用する者に限る。)
- (3) 領収書等の交通費を明らかにする書面 (タクシーを利用する者に限る。)
- (4) 自家用車の利用状況を明らかにする書面 (自家用車を利用する者に限る。)
- 2 前項各号に掲げる書類について、次の各号 のいずれかに該当する場合は、当該各号に定 める書類の添付を省略できるものとする。
 - (1) 通院先の医療機関等から亀岡市に通院実 績の報告があった場合 前項第1号の通院 証明書
 - (2) 9月に前項第2号の書面を添えて申請書 を提出し、通院交通費の助成を受けた者が、 当該年度の3月に申請書を提出する場合 前項第2号の書面
 - (3) 身体障害者手帳の「障害名」欄において、 次のいずれかの部位に定める等級の表示が ある場合 前項第2号の書面
 - ア 視覚障害 1級
 - イ 両下肢の機能 1級及び2級
 - ウ 体幹機能 1級及び2級
 - エ 移動機能 1級及び2級
 - 才 心臓機能 1級
 - (4) その他特別に市長が認める場合 市長が認める書面

第7条中「(不交付)」を削り、「(別記第2号様式)」の次に「又は亀岡市じん臓機能障害者通院交通費不交付決定通知書(別記第3号様式)」を加える。

第8条中「若しくは」を「又は」に改める。 附則の次に次の別表を加える。

別表 (第3条関係)

通院交通費月額の内訳 及び助成額の上限等		助成額の算定基準
月額	5,000円以下 の部分	なし
の内訳	5,001円以上 の部分	当該部分の額の2分の1とし、10円未満の端数は切り捨てる。ただし、当該助成額の月額が100円未満の場合は、その全額を切り捨てる。
	助成額の上限	月額20,000円

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

 申請者 (請求者)

 住 所

 氏 名

 電話番号

 (助成対象者)

 氏 名

 身体障害者
 第

 手 帳
 種

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付申請(請求)書

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱に基づき、下記のとおり助成金を交付くださるよう申請(請求)します。

記

 1 申請(請求)額
 円

 (年 月から 年 月まで)

2 利用交通機関等内訳(自宅から医療機関)

区分	利用交通機関	区間	交通機関運賃 (円)		道 程 (km)	
区 刀	利用文理機則		改正前	現行	(自家用車利用)	
往復		から				
往復		から				
合 計	改正前	円 現行 円	(月日	改正)		

3 振込先

金融機関・支店名	
口座 種別・番号	
口座名義	

第2号様式 (第7条関係)

亀岡市指令 第 号

様

日付けで申請のじん臓機能障害者通院交通費の助成については、

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱に基づき、

円を交付

年 年 します。(月分から

月分までの 簡月分)

日

亀 岡 市 長

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算
- 1 この状定に がく不服がある物目は、この状定があったことを知うた目の金目がら起算して3 箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取得人には、初いの憲法とのできます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求 に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をするこ

とや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、そ の審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式 (第7条関係)

亀岡市指令 第 号

様

日付けで申請のじん臓機能障害者通院交通費の助成については、

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱に基づき、次の理由により交付しません。

年 月 日

> 囙 亀 岡 市 長

理由

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は 亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求 に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をするこ とや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、そ の審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第47号

亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱を次のよう に定める。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の移植の推進及びドナー登録の促進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する事業をいう。以下同じ。)において骨髄等の提供を行った者に対する亀岡市骨髄ドナー助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄 バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供 あっせん事業により骨髄等の提供を行った者 で、次に掲げる要件のいずれにも該当するも のとする。
 - (1) 骨髄等の提供を行った日(以下「骨髄等 提供日」という。)において亀岡市内に住 所を有すること。
 - (2) 他の自治体等が実施する同種の助成金等を受けていないこと。

(助成金の額)

- 第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下「通院等」という。)の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。
 - (1) 健康診断のための通院
 - (2) 自己血採血のための通院
 - (3) 骨髄等の採取のための入院
 - (4) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と 認める通院等

(交付申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等提供日から1年以内に、亀岡市骨髄ドナー助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
 - (2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類 (交付決定及び通知)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請を受理 したときは、速やかにその内容を審査の上、 助成金の交付の可否を決定し、亀岡市骨髄ド ナー助成金交付(不交付)決定通知書(別記 第2号様式)により申請者に通知するものと する。

(請求及び交付)

第6条 申請者は、前条の規定による助成金交付決定通知書を受けたときは、市長に請求書を提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により 助成金の交付を受けた者に対して、当該助成 金の全部又は一部を返還させることができる。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事 項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施す る。

期係) 亀岡市骨髄ドナ一助成金交付申請書 亀岡市骨髄ドナ一助成金交付申請書	請者 (〒 -) (個面 市 青 超) (日 所) (日 所) (日 所) (日 日) (日 所) (日) (日) (日)	単向内育館トプーが放金文付姿種男4茶の現在により、関係書類を欲えて下記のこわり中します。 します。 記	4年月日 年月日 1 交付	E	日 年 月 日 日 日 日 日 月 日から 月 日まで(日間) (参示)	1 -係る助成金等の交付を受けていません。 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3	- 2を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした場合には、その審査請 派付資料 水に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする
1	世 指 名 名 語	张 4. ₩			中	- る骨髄等注民基本台	ニニ :付資料 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書籍

亀岡市告示第48号

かめおか市民活動推進センター設置要綱(平成21年亀岡市告示第144号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第7号中「、市長」を「市長」に改める。

第6条第2項第2号中「第2及び」を削る。

附則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第49号

行政不服審査法の施行に伴う関係告示の整備 に関する告示を次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

行政不服審査法の施行に伴う関係 告示の整備に関する告示

(亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部 改正)

第1条 亀岡市道路整備事業補助金交付要綱

(昭和52年亀岡市告示第14号)の一部を 次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以

内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要 綱の一部改正)

第2条 亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱(平成2年亀岡市告示第50号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以

- 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、

この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成4年亀岡市告示第11号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

Γ

- 1 この決定に不服がある場合は、行政 不服審査法(昭和37年法律第160 号)の規定により、この決定があった ことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、亀岡市長に対して異議 申立てをすることができます(なお、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して60日以内であっても、 この決定の日の翌日から起算して1年 を経過すると、異議申立てをすること ができなくなります。)。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を

被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)提起することができます(なお、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 ただし、異議申立てをした場合には、この取りの訴えば、その異議申立てをした場合には、この対しの訴えば、その異議申立ての対して6箇月以内に、提起することができます。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の

取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実 施要綱(平成18年亀岡市告示第123号) の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

Γ

- 1 この決定に不服がある場合は、行政 不服審査法(昭和37年法律第160 号)の規定により、この決定があった ことを知った日の翌日から起算して 60日以内に、亀岡市長に対して異議 申立てをすることができます(なお、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して60日以内であっても、 この決定の日の翌日から起算して1年 を経過すると、異議申立てをすること ができなくなります。)。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から

起算して6箇月以内であっても、この 決定の日の翌日から起算して1年を経 過すると処分の取消しの訴えを提起す ることができなくなります。)。ただ し、異議申立てをした場合には、この 取消しの訴えは、その意義申立てに対 する決定があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に、提起す ることができます。

第855号

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に

対する裁決)があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正)

第5条 亀岡市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第153 号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を「

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができないます。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日からも審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業 実施要綱の一部改正)

第6条 亀岡市障害児(者)日常生活用具給付

事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第 160号)の一部を次のように改正する。 別記第3号様式及び別記第5号様式中

平成28年4月15日発行

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て に対する決定があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、 **亀岡市を被告として**(訴訟において**亀** 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以

- 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6筒月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決) があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

別記第6号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内で、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議

第855号

申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな

くなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

別記第7号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決) があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 **査請求をすることや処分の取消しの訴** えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市障害者更生訓練費給付事業実施要綱 の一部改正)

第7条 亀岡市障害者更生訓練費給付事業実施 要綱(平成18年亀岡市告示第162号)の 一部を次のように改正する。 別記第2号様式中

- この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て に対する決定があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

- この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお

いて亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市国民健康保険出産育児一時金受領委 任払実施要綱の一部改正)

第8条 亀岡市国民健康保険出産育児一時金受 領委任払実施要綱(平成19年亀岡市告示第 45号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

(亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱の 一部改正)

第9条 亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱(平成19年亀岡市告示第118号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定によりであったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを

提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市農業振興助成金交付要綱の一部改正) 第10条 亀岡市農業振興助成金交付要綱(平 成19年亀岡市告示第136号)の一部を次 のように改正する。

別記第2号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が

あったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を「

1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。

- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の

取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

平成28年4月15日発行

(亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助 金交付要綱の一部改正)

第11条 亀岡市林業振興及び森林環境対策事 業補助金交付要綱(平成19年亀岡市告示第 150号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定があった日の 翌日から起算して1年を経過すると異 議申立てをすることができなくなりま す。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て に対する決定があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起

算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

- この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決) があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促 進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第12条 亀岡市母子家庭等自立支援高等職業 訓練促進給付金等事業実施要綱(平成19年 亀岡市告示第155号)の一部を次のように 改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式中 -

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内に、亀岡市を被告とし て(訴訟において亀岡市を代表する者 は亀岡市長となります。)、処分の取 消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知っ た日の翌日から起算して6箇月以内で あっても、この決定の日の翌日から起 算して1年を経過すると処分の取消し の訴えを提起することができなくなり ます。)。ただし、上記1の異議申立 てをした場合には、当該異議申立てに 対する決定があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、処分 の取消しの訴えを提起することができ ます。

Г

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが処分を取消しの訴えを提起することができるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その翌日からを査決して1年を経過した後であってもであったもの取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実 施要綱の一部改正)

第13条 亀岡市障害者自立支援医療特別対策 事業実施要綱(平成20年亀岡市告示第17

を

号)の一部を次のように改正する。 別記第5号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内に、亀岡市を被告とし て(訴訟において亀岡市を代表する者 は亀岡市長となります。)、処分の取 消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知っ た日の翌日から起算して6箇月以内で あっても、この決定の日の翌日から起 算して1年を経過すると処分の取消し の訴えを提起することができなくなり ます。)。ただし、上記1の異議申立 てをした場合には、当該異議申立てに 対する決定があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、処分 の取消しの訴えを提起することができ ます。

を

Γ

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査

請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱の一部改正)

第14条 亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交付要綱(平成20年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま

す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定があった日の 翌日から起算して1年を経過すると異 議申立てをすることができなくなりま す。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに場合は、当該異議申立てをした場合は、当該異議申立た日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長とないます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この発足を知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日

- から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付 要綱の一部改正)

第15条 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助 金交付要綱(平成20年亀岡市告示第41 号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て に対する決定があったことを知った

日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査

請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正) 第16条 亀岡市妊婦健診費用助成要綱(平成 20年亀岡市告示第53号)の一部を次のよ うに改正する。

別記第3号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てをした場合は、当該異議申立てをした場合は、当該異議申立でをした場合は、とを知ったる箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

Γ

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市小規模土地改良事業補助金交付要綱の一部改正)

付要綱(平成21年亀岡市告示第60号)の 一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに場合は、当該異議申立でをした場合は、当該異議申立でをした場合は、とを知ったる箇月以内にもの翌日から起算して6箇月以内でもます。)、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

Г

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以

内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第18条 亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備 事業補助金交付要綱(平成21年亀岡市告示 第111号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式及び別記第3号様式中

Γ

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決

定があった日の翌日から起算して1年を 経過すると異議申立てをすることができ なくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した

場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 **査請求をすることや処分の取消しの訴** えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

平成28年4月15日発行

(亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交 付要綱の一部改正)

第19条 亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補 助金交付要綱(平成22年亀岡市告示第53 号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てする ことができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て に対する決定があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起

算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

- この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決) があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付 要綱の一部改正)

第20条 亀岡市支えあいまちづくり協働支援 金交付要綱(平成22年亀岡市告示第157 号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

Γ

- 1 この決定に不服がある場合は、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

を

Γ

1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。

- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができる なります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部 改正)

第21条 亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱 (平成24年亀岡市告示第35号)の一部を 次のように改正する。

別記第3号様式中

Γ

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日

から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長とないできます。)、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

を「

1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。

2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

Γ

(亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業 費補助金交付要綱の一部改正)

第22条 亀岡市重度障害児(者)在宅生活支援事業費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第64号)の一部を次のように改正する。別記第3号様式及び別記第4号様式中

1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て

に対する決定があったことを知った 目)の翌日から起算して6箇月以内に 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を 「

> 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。

- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある

ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決)があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金 交付要綱の一部改正)

第23条 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費 補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第 66号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の翌日から起 算して1年を経過すると異議申立てを することができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立

てに対する決定があったことを知った 日の翌日から起算して6箇月以内に、 処分の取消しの訴えを提起することが できます。

を

Г

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の 一部改正)

第24条 亀岡市飲用水水質検査費補助金交付 要綱(平成24年亀岡市告示第67号)の一 部を次のように改正する。

別記第3号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の翌日から起 算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内に、亀岡市を被告とし て(訴訟において亀岡市を代表する者 は、亀岡市長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができま す(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると処分の取 消しの訴えを提起することができなく なります。)。ただし、上記1の審査 請求をした場合には、当該審査請求に 対する決定があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、処分 の取消しの訴えを提起することができ ます。

を

1 この決定について不服がある場合は、

J

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(簡易な改修から始める安全なわが家の耐震 改修事業費補助金交付要綱の一部改正)

第25条 簡易な改修から始める安全なわが家 の耐震改修事業費補助金交付要綱(平成24 年亀岡市告示第172号)の一部を次のよう に改正する。 第4条を次のように改める。

(補助対象者)

- 第4条 簡易耐震補助金の公布の対象となる 者は、次に掲げる要件のいずれにも該当す る者とする。
 - (1) 居住の用に供する木造住宅の所有者、 賃借人その他権原に基づき当該住宅に居 住する者又は居住する予定者であること。
 - (2) 市税等を滞納していない者であること。 別記第1号様式中
- 「□ 建築年月を確認できるもの」を
- 「□ 建築年月日を確認できるもの(確認 通知書・登記事項証明書・固定資産 証明書等)
- □ 市税の納税(完納)証明書等 」 に改める。

別記第3号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日から起算 して1年を経過すると異議申立てをす ることができなくなります。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決

定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決) があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付 要綱の一部改正)

第26条 亀岡市ものづくり産業雇用支援助成 金交付要綱(平成25年亀岡市告示第57 号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

- この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て に対する決定があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ

ます。

- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正)

第27条 亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱(平成26年亀岡市告示第144号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式中

1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か

- ら起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができなった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す

る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の一部改正)

第28条 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金 交付要綱(平成26年亀岡市告示第219 号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

Г

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て

に対する決定があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起 算して6箇月以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある

第855号

ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成 金交付要綱の一部改正)

第29条 亀岡市ものづくり産業経営安定化支 援助成金交付要綱(平成26年亀岡市告示第 245号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議 申立てをした場合は、当該異議申立て に対する決定があったことを知った 日)の翌日から起算して6箇月以内に、 亀岡市を被告として(訴訟において亀 岡市を代表する者は、亀岡市長となり ます。)、処分の取消しの訴えを提起 することができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起 算して60日以内であっても、この決 定の日の翌日から起算して1年を経過 すると処分の取消しの訴えを提起する

ことができなくなります。

を

Γ

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決) があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな くなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査 請求をした場合には、その審査請求に 対する裁決) があった日の翌日から起 算して1年を経過した後であっても審 査請求をすることや処分の取消しの訴 えを提起することが認められる場合が あります。

に改める。

(亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助 金交付要綱の一部改正)

- 第30条 亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱(平成27年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式及び別記第4号様式中
 - 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の翌日から起 算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 - 2 この決定については、この決定が あったことを知った日の翌日から起算 して6筒月以内に、亀岡市を被告とし て(訴訟において亀岡市を代表する者 は、亀岡市長となります。)、処分の 取消しの訴えを提起することができま す(なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると処分の取 消しの訴えを提起することができなく なります。)。ただし、上記1の審査 請求をした場合には、当該審査請求に 対する決定があったことを知った日の 翌日から起算して6箇月以内に、処分 の取消しの訴えを提起することができ ます。

を

1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌

- 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが処分を取消しの訴えを提起することができるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その審査請求をした場合には、その翌日からを直求をした後であってもあります。

に改める。

(亀岡市景観形成助成金交付要綱の一部改正) 第31条 亀岡市景観形成助成金交付要綱(平 成27年亀岡市告示第44号)の一部を次の ように改正する。

別記第2号様式及び別記第5号様式中 -

1 この決定に不服があるときは、この

決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。

2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート 事業実施要綱の一部改正)

第32条 亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第48号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定が あったことを知った日(上記1の異議

申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を「

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、 この決定(審査請求をした場合には、 その審査請求に対する裁決)があった 日の翌日から起算して1年を経過した 場合は、審査請求をすることや処分の 取消しの訴えを提起することができな

くなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施 要綱の一部改正)

第33条 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事 業実施要綱(平成27年亀岡市告示第49 号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過

すると処分の取消しの訴えを提起する ことができなくなります。

を「

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施 要綱の一部改正)

第34条 亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事 業実施要綱(平成27年亀岡市告示第50 号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第6号様式中

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てた日の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、ことができなくなります。と処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を「

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。

- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市創業支援助成金交付要綱の一部改正) 第35条 亀岡市創業支援助成金交付要綱(平 成27年亀岡市告示第54号)の一部を次の ように改正する。

別記第2号様式中

1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日か ら起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができま

- す。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日か ら起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てをした場合は、当該異議申立てをした場合は、当該異議申立てをした場合は、とを知ったる箇月以内にも同市を被告として(訴訟においても同市を代表する者は、亀岡市を代表する者は、亀岡市をとなります。)、処分の取消しの訴えを提起することができなります。といても箇月以内であっても、この野しても箇月以内であっても同盟日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、 この決定があったことを知った日の翌 日から起算して3箇月以内に、亀岡市 長に対して審査請求をすることができ ます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ

第855号

とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

(亀岡市障害者総合支援法利用者負担額減免 取扱要綱の一部改正)

第36条 亀岡市障害者総合支援法利用者負担 額減免取扱要綱 (平成27年亀岡市告示第 152号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

(亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免 取扱要綱の一部改正)

第37条 亀岡市障害児通所給付費利用者負担 額減免取扱要綱(平成27年亀岡市告示第 153号)の一部を次のように改正する。 別記第5号様式中「60日」を「3箇月」 に改める。

(亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第38条 亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱(平成27年亀岡市告示第167号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中

Γ

- 1 この決定に不服があるときは、この 決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に 対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して60日以 内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立 てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この発定にもの翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査 請求のほか、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以 内に、亀岡市を被告として(訴訟にお いて亀岡市を代表する者は亀岡市長と なります。)、処分の取消しの訴えを

提起することができます。なお、上記 1の審査請求をした場合には、処分の 取消しの訴えは、その審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から実施 する。

(経過措置)

2 この告示の実施の日前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

「掲示済」

亀岡市告示第50号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年4月2日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成28年3月31日から平成28年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路	少 台	h	起点	延長	最小幅員
		偢	名	 終	点	延 戊
12007	小川今津1号	号 線	亀岡市千代川町今津2丁目15番の6先		562. 21m	5.60m
		. 夕 脉	亀岡市千代川町今津3丁目2	55.00m		

「掲示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市未熟児養育医療給付要綱(平成25年 亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正 する。

平成28年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

別表備考第1項第2号ウ中「第5項」を「第 6項」に改め、同号エ(イ)中「第2項及び第6 項」の次に「、第41条第24項」を加える。

附則

この要綱は、告示の日から実施し、平成27年度の申請分から適用する。

「掲示済」

亀岡市告示第52号

亀岡市子育で世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱(平成26年亀岡市告示第62号)は、 廃止する。

平成28年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「掲示済」

亀岡市告示第53号

亀岡市電気自動車等普及促進事業補助金交付 要綱(平成28年亀岡市告示第16号)は、廃 止する。

平成28年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「掲示済」

訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程等の 一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市総合計画策定推進委員会設 置規程等の一部を改正する訓令

(亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程の 一部改正)

第1条 亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程 (平成26年亀岡市訓令第4号)の一部を 次のように改正する。

第7条中「夢ビジョン推進課」を「企画調整課」に改める。

(亀岡市行政改革推進本部設置要綱の一部改 正)

第2条 亀岡市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年亀岡市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「夢ビジョン推進課」を「企画調整課」に改める。

(亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専 決等に関する規程の一部改正)

第3条 亀岡市会計管理者の権限に属する事務 の専決等に関する規程(平成18年亀岡市訓 令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「副課長」を「会計課副課 長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第 2項中「(以下「課長」という。)」及び同項第7号を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 財産管理課長は、物品調達基金の物品の 交付及び振替収支に関することを専決する ことができる。

第3条中「課長又は主管担当課長」を「主 管課長又は主管担当課長」に、「副課長又 は」を「主管副課長又は」に改める。

(亀岡市職員の政策研究に関する要綱の一部 改正)

第4条 亀岡市職員の政策研究に関する要綱 (平成21年亀岡市訓令第11号)の一部を 次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条第4項中「夢ビジョン推進課長」を「企画調整課長」に改める。

第16条中「夢ビジョン推進課」を「企画 調整課」に改める。

(第4次亀岡市総合計画~夢ビジョン~進行 管理実施要綱の一部改正)

第5条 第4次亀岡市総合計画~夢ビジョン~ 進行管理実施要綱(平成25年亀岡市訓令第 5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「亀岡市総合計画進行管理部会設置規則(平成23年亀岡市規則第32号)」を「亀岡市総合計画審議会部会設置規則(平成26年亀岡市規則第2号)」に、

「亀岡市総合計画進行管理部会を」を「進行管理部会を」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 策定推進委員会

亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程(平成26年亀岡市訓令第4号)に定める亀岡市総合計画策定推進委員会をいう。

第8条中「推進委員会」を「策定推進委員

会」に改める。

第11条中「夢ビジョン推進課」を「企画 調整課」に改める。

(亀岡市広報広聴取扱要綱の一部改正)

第2条中「企画管理部長」を「市長公室長」に改める。

(亀岡市公用車使用規程の一部改正)

第7条 亀岡市公用車使用規程(平成8年亀岡 市訓令第6号)の一部を次のように改正する。 第13条及び第15条中「会計課長」を 「財産管理課長」に改める。

第16条中「すべて会計課長」を「全て財産管理課長」に改める。

第23条第1項中「総務課長、財政課長、 会計課長」を「財政課長、総務課長、財産管 理課長」に、同条第3項中「会計課長」を 「財産管理課長」に改める。

第25条中「会計課」を「財産管理課」に 改める。

第26条第2項中「会計課長」を「財産管理課長」に改める。

(亀岡市コンプライアンス推進本部設置要綱の一部改正)

第8条 亀岡市コンプライアンス推進本部設置 要綱(平成24年亀岡市訓令第9号)の一部 を次のように改正する。

第8条中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

(亀岡市職員等の公益通報に関する要綱の一 部改正)

第9条 亀岡市職員等の公益通報に関する要綱 (平成25年亀岡市訓令第6号)の一部を次 のように改正する。

第6条第2項第2号中「企画管理部長」を「市長公室長」に改める。

第14条中「企画管理部」を「市長公室」 に改める。

(亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一 部改正)

第10条 亀岡市工事請負業者選定事務処理要 領(昭和45年亀岡市訓令第5号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項中「農地整備課長、ものづく り産業課長」を「ものづくり産業課長、農地 整備課長」に改め、同条第6項中「洩らして は」を「漏らしては」に改める。

第7条第2項中「農地整備課長、ものづく り産業課長」を「ものづくり産業課長、農地 整備課長」に改め、同条第10項中「洩らし ては」を「漏らしては」に改める。

(亀岡市建設工事事故調査委員会設置要綱の 一部改正)

第11条 亀岡市建設工事事故調査委員会設置 要綱(平成16年亀岡市訓令第20号)の一 部を次のように改正する。

第3条中「契約検査課長、総務課長、財政課長、農地整備課長、ものづくり産業課長」を「財政課長、契約検査課長、総務課長、ものづくり産業課長、農地整備課長」に改める。 (亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱の一部改正)

第12条 亀岡市公共工事等入札・契約制度検 討委員会設置要綱(平成19年亀岡市訓令第 21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「夢ビジョン推進課長」を「企画 調整課長、財政課長」に、「財政課長、農地 整備課長、ものづくり産業課長」を「ものづ くり産業課長、農地整備課長」に改める。

(亀岡市交流会館事務処理規程の一部改正)

第13条 亀岡市交流会館事務処理規程(平成 24年亀岡市訓令第3号)の一部を次のよう に改正する。

第3条中「市民協働課長」を「市民力推進

課長」に改める。

(亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会 設置要綱の一部改正)

第14条 亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡 協議会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第2 号)の一部を次のように改正する。

別表中「夢ビジョン推進課長」を「企画調整課長」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正 する訓令

亀岡市事務処理規程(昭和58年亀岡市訓令 第2号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(企画管理部長の専決事項)

第8条 次の事項は、企画管理部長が専決する。 (1) 特に規定するもののほか、1件

5,000,000円以上

- 20,000,000円未満の支出負担行 為の決定に関すること。
- (2) 1 件 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円以上 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円未満の負担金、補助 及び交付金の決定に関すること (財産区特別会計に関するものを除く。)。
- (3) 1 件 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円以上 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円未満の債務負担行 為を伴う契約の締結及び長期継続契約の締結に関すること。
- 第8条の次に次の1条を加える。

(総務部長の専決事項)

- 第8条の2 1件20,000,000円以上 の市税の収入命令に関することは、総務部長 が専決する。
 - 第11条の次に次の1条を加える。

(土木建築部長の専決事項)

第11条の2 1件3,000,000円以上 20,000,000円未満の工事箇所及び 工事目的の定まっている工事の施行の決定並 びに契約に関することは、土木建築部長が専 決する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条を削り、第17条を第16条とし、 同条の次に次の1条を加える。

(企画調整課長の専決事項)

第17条 市政運営に必要な資料(別に定める ものを除く。)の収集及び調査に関すること は、企画調整課長が専決する。

第20条を削り、第19条を第20条とし、 第18条を第19条とし、第17条の次に次の 1条を加える。

(財政課長の専決事項)

- 第18条 次の事項は、財政課長が専決する。
- (1) 予算の配当並びに予算の目及び節の流用 に関すること。
- (2) 公債の元利金償還に関すること。

第21条(見出しを含む。)中「安全安心ま ちづくり課長」を「自治防災課長」に改める。 第22条を次のように改める。

第22条 削除

第26条に次の1号を加える。

(4) 国民年金に関すること。

第27条第18号を削る。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部 を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市物品購入等調整委員会設置 要綱の一部を改正する訓令

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱(平成 17年亀岡市訓令第9号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1号中「50万円」を「80万円」 に改め、同条第3号中「亀岡市物品等供給契約 に係る指名停止等措置要綱」の次に「(平成 16年亀岡市告示第189号)」を加える。 第3条中「50万円」を「80万円」に、 「かかる」を「係る」に改める。

第4条中「契約検査課長、総務課長、財政課長」を「財政課長、契約検査課長、総務課長」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する訓令

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程(平成8年亀岡市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

 認定年月日
 認定番号

 支給開始年月
 認定番号

を 「

認定年月日	認定	番号	
支給開始年月	個 人	番 号	

に、 「

続 柄 同 居 別 居

を「

続			柄					
同	居	別	居					
個	人	番	号					

に改める。

別記第3号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

泰	a 岡市福祉事務所長 · 国	手当認定通知書	日付で請求のありました 認定しましたので通知します。	年月日付けで 手当の認定請求がありましたが、下記のとおり	対下しましたので通知します。	出		(注) (注) (注) まで	支 払 場 所金融機関名事当は、2月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分カアした理由をまとめて支払うこととなっています。 また、支払日は、当該支払月の5日(土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その直前の目曜日等でない日)となります。 日曜日等でない日)となります。 1、二の手当等を受けるたは、体験を表表等には、体験を表表を受けるの所得状況を届け出るり9月10日の間に、あなたやあなたの状 	 3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。 4 随股入所をしたり、障害を理由とする年金を受給した場合等、受給資格がなくなった時は、直与に福祉事務所に届けてください。 5 特別障害者手当を受給される方は、病院又は診療所へ3億月以上入院した場合、受給資格がなくなりますので、直ちに福祉事務所に届けてください。 6 有別政主を受けた日の翌日から起算して3億月以内であっても、この処分の取消したよきは、審査請求をすることができます。 6 有別政立を受けた日の翌日から起算して3億月以内であっても、この処分の取消したますができます。 7 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3億月以内であっても、この処分の取消したます。 7 この認知事を受けた日の翌日から起算して3億月以内であっても、この処分の取消したを受けた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 8 この処分の取消しまでは、審査請求をすることができません。 9 この処分の取消したときは、取消訴訟を提起することができません。 9 この処分の取消したときは、取消訴訟を提起することができません。 9 この処分の取消したときば、配出または、一体の配子とは、本の二もは、本の二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
			年 月 下記のとおり	中	松	刑	類	定	所 手払目いをつ	名 し祉手ま受期 不京の起取

年 月 日		亀岡市福祉事務所長	手当支給停止通知書	手当については、下記のとおり支給停止しましたので通知						この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、 書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算し て6箇月以内に、亀囲市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となり ます。)、提起することができます。 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。
1 6条関係)	兼		手当支給(手当については、	dp	分	所		H ₁	この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月1 書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この7 の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日かて6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市ます。)、提起することができます。 ます。)、提起することができます。 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この7 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この7 の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。
第6号様式(第16条関係)				あなたの します。	認定審	氏	無	支給停止の理由	支給停止の期間	にの処分に不 書面で、京都府 をだし、にの の翌日から起算 にの処分の瑕 て6億月以内に ます。)、提起す ただし、この の翌日から起算
515条関係) 年 月 日	禁	亀岡市福祉事務所長 圓	手当支給停止解除通知書	手当については、下記のとおり支給停止解除しましたので	44	200	Land	※ 田	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、 書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日 の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算し て6箇月以内に、亀岡市を水める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算し ます。)、提起することができます。 ます。)、提起することができます。 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日
第5号様式(第15条関係)				あなたの 通知します。	認定番号	丑 各	住所	支給停止解除の 理 由	支給停止解除の 年 月	この処分に不 書面で、京都府4 ただし、この近 の翌日から起算! この処分の取消 て6 億月以内に、 ます。)、捷起す? ただし、この近 の翌日から起算!

ᇤ

手当の受給資格については、再審査の結果、上記のとおり認定しました 亀岡市福祉事務所長 #ш ш 再認定通知書 支給開始年月 次期診断課 出期日 州 E 裏面の注意をよく読んでください。 Ш 獭 第8号様式 (第19条関係) Щ # ので通知します。 柘 币 書果 支給手当月額 悔 邶 吸給者 娷 定 出 #診 認 0 障害児福祉手当 特別障害者手当 を受けようとするときは、翌年の8月 経過的福祉手当 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分 日付けで被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり支給 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分 算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市 の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができませ 됴 の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 11日から9月10日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。 に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。 亀岡市福祉事務所長 被災非該当通知書 停止を解除することに該当しませんので通知します。 長となります。)、提起することができます。 障害児福祉手当 特別障害者手当 経過的福祉手当 Ш 翌年8月以降について再び 獭 第7号様式 (第17条関係) Щ # 被 災 状 況非該非該当の理由 柘 朌 Ш 出

Ш

ш

#

第9号様式 (第19条、第23条関係)

手当は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの 月の前月までの分をまとめて支払うこととなっています。

また、支払日は、当該支払月の5日(土曜日、日曜日及び祝日等の場合は、その直前の日曜日等でない日)となります。 この手当等を受けるには、毎年8月11日から9月10日の間に、あなたやあなたの扶

- 2 この手当等を受けるには、毎年8月11日から9月10日の間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。
- 3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。い。4 施設入所をしたり、障害を理由とする年金を受給した場合等、受給資格がなくなった時
 - は、直ちに福祉事務所に届けてください。 5 特別障害者手当を受給される方は、病院又は診療所へ3箇月以上入院した場合、受給資
 - 格がなくなりますので、直ちに福祉事務所に届けてください。 ・ 有期認定を受けた方は、次期診断書提出期日までに必ず新たな診断書を提出してくださ い。診断書が期日までに提出されない時は、その翌月分から手当を受けることができなく なります。
- 7 この再認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で、京都府知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 8 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

颒

<u>...</u>

亀岡市福祉事務所長

手当資格喪失通知書

手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

下記のとおり

				В
				H
				年
認定番号	受 給 者 氏 名	受給者住所	受給資格がなくなった理由	支給 資格 がなくなった日

の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。)、据起することができます。

ます。パ、妊にすることが、こます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記第10号様式中	
「 <u> </u>	
(ふりがな)	
受給資格者氏名	
1	
Γ	
(ふりがな) 個人番号	
受給資格者氏名	
Ţ	
に改める。	
附 則	
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。	

公告

亀岡市公告第18号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年 法律第58号)第13条第4項で準用する同法 第11条第1項の規定により公告し、当該農業 振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域 整備計画を変更しようとする理由を記載した書 面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成28年4月28日(縦覧期間満了の日)までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案の うち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域 内にある土地の所有者その他その土地に関し権 利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案 に対して異議があるときは、平成28年4月 29日(縦覧期間満了の日の翌日)から平成 28年5月13日までにこれを申し出ることが できる。

平成28年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 平成28年3月30日 至 平成28年4月28日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地亀岡市産業観光部農林振興課

「掲示済」

任免及び辞令

塚 原 泰 宏

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します 任期は平成29年3月31日までとします 平成28年3月1日

勢 井 慎 吾 亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます 中 井 督 夫 亀岡市国民保護協議会幹事の委嘱を解きます 勢 井 慎 吾

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます 平成28年3月21日

附田芳久

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します 任期は平成28年9月30日までとします

山本貴之

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します任期は平成30年3月21日までとします附 田 芳 久

亀岡市防災会議委員に委嘱します 平成28年3月22日

竹 田 幸 生

亀岡市監査委員の辞職を承認します

澤田祐樹

亀岡市休日急病診療所薬剤師の委嘱を解きます

堂 淳 子

亀岡市休日急病診療所医師の委嘱を解きます

大 石 裕 之

(各 通)

細川景子

稲 葉 照 美

亀岡市介護認定審査会委員の委嘱を解きます平成28年3月31日

議会事務局欄

規則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成28年3月29日

亀岡市議会議長 西口純生

\$\$\text{\$\text{\$\pi\}}\$\$ \$\text{\$\pi\}\$\$ \$\text{\$\pi\}\$ \$\text{

亀岡市議会会議規則の一部を改正 する規則

亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会 規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表政策研究会の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

規程

亀岡市議会全員協議会規程を次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市議会議長 西口純生

鲁岡市議会全員協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号)第166条第4項の規定に基づき、同規則別表に規定する全員協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 全員協議会は、議会の運営、市政の課題等に関し協議又は調整を行う。

(構成)

第3条 全員協議会は、議員の全員をもって構成する。

(会議)

- 第4条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。
- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 3 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議 員が出席しなければ、会議を開くことができ ない。

(出席要求)

第5条 議長が必要と認めるときは、説明のため市長その他関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 全員協議会は、これを公開する。ただ し、出席議員の半数以上の同意があったとき は、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 全員協議会の傍聴の取扱いは、亀岡市 議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第 43号)第18条に規定する委員会の傍聴の 例による。

(記録)

第8条 議長は、職員をして、会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「掲示済」

亀岡市議会広報広聴会議規程を次のように定める。

平成28年3月29日

亀岡市議会議長 西口純生

亀岡市議会規程第8号

亀岡市議会広報広聴会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市議会会議規則(昭和53年亀岡市議会規則第1号)第166条第4項の規定に基づき、同規則別表に規定する広聴広報会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 広聴広報会議は、次に掲げる事項の協 議又は調整を行う。
 - (1) 議会報の発行計画、掲載事項及び編集に 関すること。
 - (2) インターネットによる議会の情報発信に 関すること。
 - (3) 議会報告会及び意見交換会の企画、運営並びに聴取した意見等の整理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、議会の広報 及び広聴に関すること。

(組織及び委員)

- 第3条 広聴広報会議は、各常任委員会の副委 員長及び各会派から選出された議員をもって 構成するものとし、9人以内の委員をもって 組織する。
- 2 委員は、議長の指名により選任する。
- 3 委員の任期は、常任委員の任期の例による。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 広聴広報会議に委員長1人及び副委員 長2人を置く。
- 2 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事 故があるとき又は委員長が欠けたときは、委 員長があらかじめ指名する副委員長がその職 務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、会議を主宰 する。

- 2 広聴広報会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 (部会の設置等)
- 第6条 広報広聴会議に、広報部会及び広聴部 会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 部会の所掌事項は、第2条各号に掲げる事項のうち委員長が会議に諮り指定する事項とする。
- 3 部会は、委員長が指名した副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 部会には部会長及び副部会長1人を置くものとし、部会長は、副委員長をもって充て、 副部会長は、部会に属する委員の互選により 定める。
- 5 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 6 部会は、その所属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(出席要求)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、説明 のため委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 広聴広報会議は、これを公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを 公開しないことができる。

(記録)

第9条 委員長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(委任)

第10条 亀岡市議会会議規則及びこの規程に 定めるもののほか、広報広聴会議の運営等に 関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定 める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「掲示済」

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月17日

亀岡市監査委員 関本孝一亀岡市監査委員 竹田幸生

- 1 監査の種類 平成27年度定期監査
- 2 監査の期間、対象課等
- (1) 平成27年9月10日~平成27年11 月9日
 - ○環境市民部(環境政策課、環境クリーン 推進課、市民課、保険医療課)
- (2) 平成27年10月13日~平成27年 12月17日
 - ○教育部(教育総務課、学校教育課、社会教育課、学校給食センター、中央公民館、図書館、文化資料館、教育研究所)
- (3) 平成27年11月17日~平成28年2 月29日
 - ○生涯学習部(市民協働課、人権啓発課、 スポーツ推進課)
 - ○総務部(総務課、自治防災課、安全安心 まちづくり課、財政課、税務課)
 - ○公平委員会事務局
 - ○監査委員事務局

- (4) 平成28年1月12日~平成28年3月 14日
 - ○まちづくり推進部(都市計画課、都市整備課、桂川・道路整備課、土木管理課、 建築住宅課)

3 監査の対象

監査対象課等にかかる平成27年度の財務 に関する事務の執行について

4 監査の方法

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書 類等を調査し、併せて関係各課長等への質問 を行った。

5 監査の除斥

関本監査委員は、亀岡駅北土地区画整理組合理事長に従事しているため、まちづくり推進部都市整備課所管の当該事業の監査に関し、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむ ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により 指導を行った軽易な事項については、今後の 事務処理に留意されたい。

(1) 環境市民部

以下の各課にかかる平成27年8月末現 在における財務に関する事務の執行につい て、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部 に次のような事項が見受けられたので、適 正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

(ア) 犬登録等手数料において、一部に調 定漏れ及び誤りがあった。 調定をはじめ会計事務については、 漏れなく正確に事務処理を行うととも に、適切にチェックできる仕組みを検 討されたい。

(イ) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の 交付に関する事務において、事務処理 の経過が記録されておらず、決裁もさ れていなかった。

事務処理規程には、「事務は、原則 として文書により決裁を受けるべき事 項に係る事務を主管する係長より順次 所属の上司の決定を経て市長又は専決 者の決裁を受けなければならない。」 と定められている。

適正な事務処理を行う上からも、申 請書の文書受付から交付までの事務の 関与者及び決裁者を明確にするよう申 請書様式等において工夫されたい。

イ 環境クリーン推進課

亀岡市指定ごみ袋の作製の契約事務に おいて、緊急性の条項を適用し、1者見 積による随意契約がされていた。

指定ごみ袋については、適正に在庫管理された上で、計画的に作製されるべきものと考えられることから、緊急性はなじまないものと考える。随意契約について、適正な根拠理由に基づき契約されたい

また、現在の規格であるロール式を前提に、取扱業者が1者に限られるとして業者選定を行っているが、一般的な袋入り平積み式に変更した場合との利便性や経済性も含めた比較検討が望まれる。

ウ 市民課

特に指摘する事項はなかった。

エ 保険医療課 特に指摘する事項はなかった。

(2) 教育部

以下の各課等にかかる平成27年9月末 現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部 に次のような事項が見受けられたので、適 正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

(ア) 亀岡市中学校修学旅行引率補助金の 交付決定書が、通知文形式により作成 されていた。

文書事務の手引には、補助金の交付 決定通知は指令の形式によると定めら れている。

文書事務の手引に基づき、指令書により通知するよう改められたい。

(イ) 亀岡市立小中学校教員にかかる健康 診断及び結核検診業務委託について、 1者随意契約により業務委託されてい た。昨年度は4者で見積執行し、2者 の辞退はあったものの2者の見積比較 により、業者が決定されていた。

今年度に1者のみを受託可能と特定 した根拠が定かでなく、可能な限り競 争性を確保する中で、適正な契約事務 の執行に努められたい。

イ 学校教育課 特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課 特に指摘する事項はなかった。

エ 学校給食センター

アレルゲン管理システム構築業務の契約事務において、時価に比して著しく有利な価格を理由とする随意契約の条項が適用されていたが、価格比較の根拠が不十分であった。

随意契約を適用するにあたっては、根 拠を明確にし、慎重に検討することが求 められている。今後は、プロポーザル方 式の手法も選択肢の1つとして検討し、 適正な契約事務の執行に努められたい。

オ 中央公民館 特に指摘する事項はなかった。

カ 図書館 特に指摘する事項はなかった。

キ 文化資料館

(ア) 文化財冊子及び亀岡市史の販売において、領収書が希望者のみに交付されていた。

財務規則には、出納機関は、現金を 受領したときは、領収証書を当該納入 者に交付しなければならないと定めら れている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 亀岡市史の在庫管理において、台帳 のみで在庫数の確認を行っており、現 物での在庫数の確認が行われていな かった。

在庫管理は、台帳の在庫数と現物の 在庫数が合致しているかを確認するこ とが大切である。年に一度は台帳の在 庫数と現物の在庫数の確認をされたい。 なお、亀岡市史全巻完成後10年が 経過したが、多くの在庫が生じている。 生涯学習かめおか財団との連携や様々 な生涯学習機会を捉えた販売方法を検 討するなど在庫の販売促進に引き続き 努められたい。

ク 教育研究所 特に指摘する事項はなかった。

(3) 生涯学習部

以下の各課にかかる平成27年10月末 現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部 に次のような事項が見受けられたので、適 正な事務処理をされたい。

ア 市民協働課 特に指摘する事項はなかった。

イ 人権啓発課

(ア) 医療機器(交流高圧電位治療器) 賃貸借契約書において、契約規定に「上記の物件」と記載されているが、契約対象物件の名称、数量を特定する具体的な記載がなかった。

今後、契約締結において、規定内容を確認しミスを防止されたい。

- (イ) 市有地占用料において、年度当初に 調定した占用料の一部が未収となって いた。年度途中に収納状況の確認が行 われず、年度末まで放置される可能性 がある。収納状況を適切に管理された い。
- (ウ) 馬路文化センターの使用許可手続き において、一部の利用者に対して、1 枚の申請書で複数回の施設の予約を 行った上で、使用回ごとに料金を分割 して収納し、使用許可書が交付されて いた。

他団体との均衡を失しないよう申請 書ごとに使用料を一括前納とし、使用 許可書を交付されたい。

(エ) 文化センター利用者が使用したコピー実費の収納において、利用者の利便性・事務の効率化からセンター職員が分任出納員として収納できるよう検討されたい。

ウ スポーツ推進課

(ア) 亀岡国際広場球技場野鳥の森管理委託の契約事務において、契約書に規定する管理委託の範囲を示す書類が添付されていなかった。

契約書には、管理委託する範囲は、 別に定めると規定されている。 契約書の規定に基づき、必要な書類を添付されたい。

(イ) 亀岡市体育協会人件費補助金の支出 について、補助金額の3/4が前期分 として前金払により5月に交付されて いた。

前金払は、事業完了後に支出する一般原則に対する例外ではあるが、他の財団等の人件費補助についても前金払で支出されているところである。しかし、他の財団等の前金払は、補助額の1/2以下(3回払い・4回払い)となっていることから適正な前金払の額を検討されたい。

(4) 総務部

以下の各課にかかる平成27年10月末 現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部 に次のような事項が見受けられたので、適 正な事務処理をされたい。

ア 総務課(選挙管理委員会の予算執行関 係事務を含む)

本庁舎屋上設置の熱源チラー空気熱交 換機修繕について、本庁舎設備運転管理 業務を委託している業者と1者随意契約 により契約されていた。

本工事は、電気設備工事であり、他の 業者を含めた競争性による入札執行を行 うことも可能であると考えられる。

今後、増加が予測される庁舎の維持修 繕において、その執行方法については、 計画性はもとより費用効果等を検討し適 正執行に努められたい。

- イ 自治防災課 特に指摘する事項はなかった。
- ウ 安全安心まちづくり課 特に指摘する事項はなかった。

工 財政課

特に指摘する事項はなかった。

才 税務課

督促手数料及び延滞金の収納管理表の 記入における記入漏れによる調定誤りが あった。

年度末の決算整理時に是正されるものと考えられるが、入力誤りを防ぎ、また早期に発見するための事務改善や組織としてその都度チェックできる体制の確立を検討されたい。

(5) 公平委員会事務局

平成27年10月末現在における財務に 関する事務の執行について、抽出して監査 を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(6) 監查委員事務局

平成27年10月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会にかかる財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(7) まちづくり推進部

以下の各課にかかる平成27年12月末 現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部 に次のような事項が見受けられたので、適 正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

特に指摘する事項はなかった。

イ 都市整備課

都市公園 2 箇所(亀岡運動公園・さく ら公園)の指定管理において、月次報告 書の報告者名が指定管理者の代表者名で なく、支配人名で提出されていた。

基本協定書には、指定管理者は毎月終了後10日以内に月次報告書を市に提出

しなければならないと定められている。 基本協定書に基づき、指定管理者の代 表者名での月次報告書の提出を求めるよ う改められたい。

ウ 桂川・道路整備課

市有地占用料において、年度当初に調 定した占用料の一部が未収となっていた。 年度途中に収納状況の確認が行われず、 年度末まで放置される可能性がある。収 納状況の適切な管理に努められたい。

工 十木管理課

(ア)河川占用料及び奥書証明手数料において、6月以降に調定しているもので、 長期間にわたり未収となっているものがあった。

確実に収納されるよう適切な管理に 努められたい。

(イ) 奥書証明手数料において、証明書の 交付後に手数料は納付されていたが、 調定がされていないものがあった。 規定に基づき適正な事務処理をされ たい。

才 建築住宅課

(ア) 市有地の目的外使用に係る使用料の 納付時期が、5箇月後の使用期間終了 後とされていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。

特例的な措置を行うには、明確な理由根拠を示し、決裁されたい。

(イ) 市営住宅等空き地保全業務委託の決 裁書において、契約検査課の合議がな かった。

業務委託契約の運用基準では、単価 契約であっても執行予定額が事業費 50万円以上のものは、契約検査課に 合議することと定められている。 運用基準に基づき適正な事務処理を されたい。

以上が、平成27年度定期監査の対象とした部課における財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今回の監査で見受けられた以下に挙げる事項については、今後の事務処理において留意されたい。

マイナンバー制度が導入され平成28年1 月から順次利用が始まっている。

マイナンバー制度の運用においては、交付 事務、維持管理事務、他の業務システムへの 適用、情報セキュリティ対策等にかかる人的 負担、財政負担等自治体負担の増加が将来に おいても予想されるところである。これを機 会にマイナンバー制度導入に伴う証明書のコ ンビニでの交付など、市民サービスの向上や 業務効率化につながる方策についても研究し 取り組まれたい。

公金の収納事務において、調定の漏れや誤り、調定した占用料等の収納が確認されないまま長期間未収となっているものが複数課で見受けられた。金額が少額であっても放置することでミスの拡大や不用な事務が発生するリスクを伴うものである。適切な収納事務を徹底しミスを防ぐとともに、ミスを早期発見するためのチェック体制についても検討されたい。

随意契約において、その適用条項が適正でないもの、業者選定において、1者の特命随意契約が行われているもので、複数業者による競争性のある見積執行が可能と思慮されるもの等が見受けられた。随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例

外として、地方自治法施行令で定める場合に 該当するときに限り行うことができるもので ある。1者随意契約を含め安易な随意契約は、 必要以上の経費の支出や不適正な業務執行の リスクを伴うものであり、より一層慎重で厳 正な運用を望むものである。

「掲示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月17日

亀岡市監査委員 関本孝一亀岡市監査委員 竹田幸生

- 1 監査の種類 平成27年度財政援助団体等監査
- 2 監査の対象及び範囲

公益財団法人亀岡市環境事業公社における次の財政的援助等に係る出納その他の事務並びに環 境市民部環境クリーン推進課における同財政的援助等に係る事務の執行について

平成26年度公益財団法人亀岡市環境事業公社運営補助金

(ごみ収集運搬業務に係る人件費)

336, 302, 319円

- 3 監査の期間 平成27年9月3日から平成27年11月6日まで
- 4 監査の方法 団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。
- 5 団体等の概要
- (1)団体の概要
 - ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市環境事業公社(以下「環境事業公社」という。)は、亀岡市における一般廃棄物の排出抑制、分別排出の徹底及び循環による資源の有効な再生利用を推進するとともに適正な処理を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保し、人と環境にやさしい持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ・環境意識の啓発及び環境教育の支援
- 不法投棄の防止等生活環境の保全
- 一般廃棄物の処理
- イ 組織(平成27年3月31日現在)

役員理事長1人常務理事1人理事4人監事2人

評議員 6人

事務局	事務局長	1人(兼	務)	
	※常務理事は	事務局長を	兼務	
庶務課	課長	1人	係長	2人
	係員	1人	非常勤嘱託	1人
	臨時	1人		
業務課	課長	1人	係長・主幹	3人
	業務主任	5人	係員	2人
	非常勤嘱託	4人	臨時	1人
資源推進課	課長	3人	課長補佐	1人
	係長	7人	業務主任	16人
	係員	15人	再雇用	2人
	臨時	8人		

(2)補助金の概要

平成28年4月15日発行

平成26年度に亀岡市から環境事業公社へ交付された補助金総額は435,573,968円で、うち 今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位:円)

項目	事 業 費	補助金	補助内容
公益財団法人亀岡市環境事 業公社運営補助金(ごみ収 集運搬業務に係る人件費)	336, 302, 319	336, 302, 319	亀岡市が環境事業公社に委 託するごみ収集運搬業務に 係る環境事業公社の人件費 に対する補助

補助金の内訳は、主に資源推進課の職員52名分の人件費である。その他に、庶務課の職員 6名分及び役員等の人件費は、ごみ収集運搬業務、し尿収集運搬業務及び若宮工場運転管理業 務で按分し、ごみ収集運搬業務分を補助している。

補助金による業務内容は、家庭ごみ分別排出、資源の再生利用等を促進する事業、水環境の 保全を推進する事業、一般管理業務である。主な事業である家庭ごみ収集運搬及び適正排出促 進業務の平成26年度の実績は、収集運搬量17,173.5 t、啓発シール使用枚数3,629枚、適正 排出相談件数76件である。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処 理において留意されたい。

(1) 環境市民部環境クリーン推進課に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 補助金確定において、人件費支払内訳書等の支払い内容の明細が確認できる書類が不十分 であった。

支払い内容の明細等が確認できる書類の提出を求めるなど補助事業の実施内容を適切に確認できるよう改善されたい。

イ 休日勤務手当の月別時間集計において、公社給与規程の解釈運用に市の運用と異なる処理 が認められた。

今後、給与事務について、市の例に準じた処理がされるよう情報提供及び連携に努めるよ う検討されたい。

「掲示済」

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月17日

亀岡市監査委員 関本孝一亀岡市監査委員 竹田幸生

- 1 監査の種類 平成27年度財政援助団体等監査
- 2 監査の対象及び範囲

公益財団法人生涯学習かめおか財団における次の財政的援助等に係る出納その他の事務並びに 生涯学習部市民協働課における同財政的援助等に係る事務の執行について

平成26年度公益財団法人生涯学習かめおか財団補助金

67,974,668円

- 3 監査の期間 平成27年11月17日から平成28年2月29日まで
- 4 監査の方法 団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。
- 5 団体等の概要
- (1)団体の概要
 - ア 設立の目的・事業

公益財団法人生涯学習かめおか財団(以下「生涯学習財団」という。)は、地域住民の自 発性に基づく生涯にわたる学習要求等に応えるため、生涯学習の機会や情報の提供、住民の 交流活動の支援、促進等必要な事業を行い、もって、生涯学習の推進及び協働のまちづくり の推進に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ・生涯学習の振興に関する調査研究、啓発及び普及
- ・生涯学習の振興に資する国際化の推進、講座・講演会・その他先導的事業等の催しの開催 及び援助
- ・生涯学習の振興に資する文化、芸術事業及び教育、スポーツ等を通じて豊かな人間性を かんよう 涵養する事業
- ・生涯学習の振興に資する人材育成、活動支援、機会提供に関する事業
- ・住民の交流活動の支援、促進をするための事業
- 生涯学習施設の管理運営事業

イ 組織(平成27年3月31日現在)

役 員	理事長	1人	副理事長	2人
	常務理事	1人	理事	9人
	監事	2人	顧問、名誉顧問	8人
	評議委員	15人		
事務局	事務局長	1人	部長	1人
	※事務局長、	部長は課長を兼る	务	
総務会計課	課長	1人(兼務)	主幹	1人
	主任	2人	臨時職員	1人
企画課	課長	1人(兼務)	主幹	2人
	主任	1人	主査	3人
	嘱託	1人	臨時職員	1人
運営課	課長	1人	主幹	1人
	主任	1人	主査	1人
	嘱託	1人	臨時職員	6人

(2)補助金の概要

平成26年度に亀岡市から生涯学習財団へ交付された補助金額は67,974,668円で、今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位:円)

項目	事業費	補 助 金	補助内容
公益財団法人生涯学習かめおか財団補助金	74, 304, 047	67, 974, 668	・生涯学習かめおか財団人件費補助・生涯学習かめおか財団事業補助・生涯学習かめおか財団管理費補助

補助金の内訳は、主に総務会計課の職員5名分及び企画課の職員9名分の人件費(54,080,392円)である。その他に、事業費(12,489,192円)及び管理費(1,405,084円)を

補助している。

補助金による事業内容は、講演会事業(コレージュ・ド・カメオカ、丹波学トーク、亀岡生涯学習市民大学等)、文化・芸術振興事業(亀岡市美術展、亀岡市民文化祭等)、講習会事業(ばらフェスタ等)、啓発・支援事業(花と緑のフェスティバル、生涯学習助成事業等)、国際交流事業(ワールドフェスタ等)、調査研究事業(市民活動による事業の成立過程と財団の役割等)である。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) 生涯学習財団に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 生涯学習助成事業について、生涯学習事業助成要項には理事長が助成対象者を決定すると 定められているが、決定において理事長の決裁がなかった。

運用実態を含めて、要項等の見直し等を検討し、適切な事務処理をされたい。

イ 生涯学習助成事業について、実績報告で提出された収支決算書の支出区分の金額が添付された領収書の金額になっておらず、誤っているものがあった。

実績報告の支出金額について、適切に確認をされたい。

ウ 生涯学習助成事業について、実績報告で提出された収支決算書の機材等賃借料の支出区分 において、菓子の領収書が添付されているものがあったが、謝礼用に購入したとわかる経過 を確認できる記録がなかった。

実績報告に不明瞭な領収書の添付がないように、適正な記録処理をされたい。

- エ 時間外勤務手当について、正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務の時間外勤務手当の割合は100分の135であるが、正規の勤務時間が割り振られた日における勤務の時間外勤務手当で100分の125の割合で支給されているものがあった。
- オ 勤務日振替簿等の勤務管理に関する書類において、鉛筆書きや確認印漏れのものがあった。
- (2) 生涯学習部市民協働課に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- ア 時間外勤務手当について、正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務の時間外勤務手当の割合は100分の135であるが、正規の勤務時間が割り振られた日における勤務の時間外勤務手当で100分の125の割合で支給されているものがあった。 職員給与規程に基づき、適正な事務処理となるよう指導されたい。
- イ 勤務日振替簿等の勤務管理に関する書類において、鉛筆書きや確認印漏れのものがあった。 証拠書類として不備がなく適正な事務処理となるよう指導することにより改善されたい。

以上が、平成27年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について監査した結果である。

文書事務、補助金等の事務において、軽微な誤りが見受けられた。今後の事務処理において注意されたい。

施設使用料等の金銭の出納事務は、財務規程に「出納員は、金銭の出納事務を行わせるため職員を金銭取扱員に命ずることができる。」と定められており、総務会計課職員のみが辞令により命じられている。しかしながら、現実には利用申請等の窓口対応を行う運営課職員が取り扱っていた。金銭については、責任を明確にし、厳重に取り扱う必要があり、適切な体制で取り扱えるよう運用の見直しをされたい。

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月17日

亀岡市監査委員 関本孝一亀岡市監査委員 竹田幸生

- 1 監査の種類 平成27年度定期監査
- 2 監査の対象及び期間等

曽我部小学校 吉川小学校 薭田野小学校 大井小学校 千代川小学校 教育部川東小学校 平成27年4月1日 平成27年10月9日 本平成27年8月31日 ~平成27年12月9日		対 象	対象期間	実施期間
亀岡中学校 別院中学校 南桑中学校 育親中学校	教育 部教育機関	曽我部小学校 吉川小学校 薭田野小学校 大井小学校 千代川小学校 川東小学校 保津小学校 亀岡中学校 別院中学校 南桑中学校		

3 監査の方法

各学校において、学校運営方針、各学校を取り巻く現状及び課題をはじめ特色ある活動や安全 対策の取り組み等について、学校長より聴取を行った上、平成27年度の財務に関する事務の執 行について、とりわけ30万円未満の教材備品の購入事務及び寄贈品の管理等に主眼を置き、関 係諸帳簿、証拠書類等を確認するなど実地調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

以上が、平成27年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

学校での教材備品等の購入について、学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程に おいて校長に補助執行させる事項として、30万円未満の支出負担行為の決定及び支出命令に関 することと定めている。

教材備品の購入について、多くの学校においては、教材備品の購入希望品目等を各教員から聞き取り、校長が内容を確認し、複数の業者から見積りをとり、購入品目、購入業者を校長が決定している。教材備品の選定から購入業者の決定までの過程において、口頭で確認、決定していることが多く、決定経過書類が作成されていない学校が多くあった。

決定後は業者に発注し、納品後に業者から請求があり、支出負担行為兼支出伝票(施設伝票)に校長の決裁を受け、必要な書類を添付し、教育総務課に回付している。また、教育総務課で起票された支出負担行為伝票兼支出伝票については、支出負担行為伝票は教育総務課に保管され、支出伝票は会計課で保管されているが、伝票に見積書、請求書原本を添付しているため、学校では購入後に見積りをした業者や見積比較した金額がわかる書類が保管されてない状況も見受けられた。今後は、教材備品等の購入の決定過程がわかる記録文書の整備をするなど全学校で統一した事務が望まれる。

寄贈品について、ほぼすべての学校において寄附台帳が整備され、記録管理されていたが、一部の学校においては寄附台帳が整備されていなかった。寄贈品を適切に記録管理するために、寄附台帳を整備されたい。

		_	-	
1 1	记.	15	\X	П
1 1	10/	. 1 >	₹Ħ	

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月17日

亀岡市監査委員 関本孝一亀岡市監査委員 竹田幸生

- 1 監査の種類 平成27年度工事監査
- 2 監査の対象 道改第1号 市道篠ランプ9号線外1線道路改良工事 [まちづくり推進部 桂川・道路整備課]
- 3 監査実施期間 平成27年11月9日から平成28年2月3日まで
- 4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の現地調査を実施した。この監査結果報告は、同協会技術士の調査意見を参考として作成したものである。

5 工事の概要

契 約 金 額 38,131,560円 (内消費税 2,824,560円)

工 期 平成27年6月5日~平成28年3月15日

請 負 業 者 株式会社 近畿産業

監査執行日 平成28年1月15日

工 事 概 要 工事延長L=970.0m W=12.0m

土工 一式

擁壁工 重力式擁壁 L=47.8m

排水構造物工 側溝工 L=206.8m

管渠工 L=33.0m

集水桝工 N=6箇所

防護柵工 ガードレール L=120.0m

道路付属施設工 照明灯 N=3箇所

交通信号機移設工 一式

舗装工 表層 (車道) A=2,246.2㎡

表層 (歩道) A=715.1 m²

排水性舗装 $A = 400.0 \,\text{m}^2$

 区画線工
 一式

 構造物撤去工
 一式

6 監査結果

書類調査結果は、当工事の関係書類はよく整理されていた。提示されたすべての書類を調査し、 疑問点は説明者に質問するとともに、当工事の計画・調査・仕様・積算・契約・施工管理・監理・試験・検査等の各段階における技術的事項について調査した。

特に指摘すべき大きな問題点は見られなかった。

施工状況調査結果は、本調査時点における出来高は約52%程度で、交差点の改良工事が行われていた。

目視の限り設計図書並びに計画工程に従って、概ね良好な出来栄えで施工されていた。 なお、調査した事項と留意が望まれる内容の要点を以下の各項に示した。

(1) 書類調査

ア 工事計画について

市道中矢田篠線は、国道9号と市道篠ランプ9号線を結ぶ延長L=850.0m、幅員W=12.0mの幹線市道として整備を進めており、既供用区間である都市計画道路中矢田篠線と接続することにより、国道9号の慢性的な交通渋滞の解消と道路ネットワークの充実を図るものである。

また、本区間においては、大規模な民間宅地開発(区画整理併用)が実施されており、 同時に事業を実施することで効果・効率を高めるものである。

当工事の全体計画は平成19年度から平成27年度の9箇年で、平成26年度末までに国道9号 ~市道篠ランプ9号線付近まで約800mの築造工事を完了しており、当該工事において残る 約50mの築造工事と交差点改良工事を進め、平成28年2月24日からの供用が予定されてい た。

イ 設計内容について

継続して工事が行われており、設計内容について特に問題はなかった。

ウ 積算について

積算システムにより積算されていた。見積りの必要なものは3者以上より徴収し、最低価格を積算価格としていた。その他、特に問題はなかった。

エ 特記仕様書について

特記仕様書は標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有な技術的要求を定めるものである。施工条件の明示という役割もあり、工事の品質確保につながるものである。特記仕様書の内容について特に問題はなかったが、今後次の事項について留意されたい。

- ・特記仕様書に工事名を明記すること。
- ページを入れること。
- ・第1条に適用する仕様書が示されているが、それに本特記仕様書を加えること。
- ・舗装の切断粉(泥)についての産廃処分について定めることを検討されたい。

オ 契約について

応札15社による条件付一般競争入札であった。

請負契約関係書類は整備されており、特に問題はなかった。

また、変更契約が2回行われているが、その処理手続きは適切に行われていた。

カ 施工計画書について

施工計画書は、受注者がどのように施工するかの指針となるもので内容を十分審査して受理すべきものである。

記載内容充実のため、今後次の事項について留意されたい。

- ・施工計画書にページを入れること。
- ・文章の表現は「である」調に統一すること。
- ・安全訓練計画を記載すること。
- ・埋戻し土の転圧仕様を明示すること。
- ・過積載の具体的な防止方法について記載すること。
- ・緊急資材の保管場所を明示すること。
- ・当該工事と関係の無い記述は削除すること。

キ 出来形管理について

出来形管理の社内規格値を規格値の80%として計画し、管理されている。特に問題はなかった。

ク 品質管理について

品質管理計画が作成され実施されていた。

調査時点までの品質管理は適切に行われているのを確かめた。

厳寒期での舗装工事は、天候の良い時期を選ぶとともに、出荷温度、締固め温度を適切に 管理し、品質確保に努められたい。

ケ 工程管理について

現状では工程について特に問題はなかった。

コ 施工監理について

段階確認計画が作成され、実施を写真で確認したが、その記録書はなかった。記録書を整備されたい。

サ 設計変更について

設計変更は2回行われていた。1回目は工期変更のみで工期が118日から207日に延長されていた。これは地元自治会及び関係地権者との協議調整並びに公安委員会との変更協議に不測の日数を要し、工事に着手できなかったものである。

2回目は工期が更に延長され207日が285日になった。工事内容に変更が生じたため、工事金額の変更も行われていた。関西電力柱移設工事との工程調整に不測の日数を要し、工事着手が10月中旬にずれ込んだことによるものである。

工事に着手できないと判断し、平成27年7月1日に工事中止の指示を出し、10月5日に工事 再開の指示が出されていた。工事発注前に協議が終わっているのが前提であるが、発注後の 地元との協議に時間を要したものである。しかし、協議に時間を要すると判断し、工事中止、 再開の指示が適切にされていた。

シ 社内検査員について

受注者において現場組織表に社内検査員が選任され、自主的な品質管理体制が取られてい

たことは評価できる。

(2) 施工状況調査

ア 安全管理状況について

安全管理書類が整備されているのを確かめた。ただ、次の事項について留意されたい。

- ・重力式擁壁の天端に転落防止柵を設けること。
- ・通学路になっている箇所については案内標識の設置及び誘導をすること。
- ・立入禁止柵を設置すること。(篠ランプ9号線NO.3、重力式擁壁端部付近)
- ・道路横断が必要な工事箇所があり、作業員の近道心理が働きそうであるが、必ず信号を 守るという習慣をつけ、交通災害が起こらないよう努められたい。特に、高速道路から 出てきた車両はスピードを出している傾向があるので注意が必要である。

イ 現場内の整理整頓について

現場は数箇所で施工途中の状況が見られ、現場内が雑然としていた。作業をしている箇所とそうでない箇所を明確に分け、つまずき、転倒の予防のため、現場を整然とされたい。

ウ 現場の標識について

現場には建設業の許可票、労災保険関係成立票、建退共制度導入者である標識、施工体系 図が掲示されていた。ただ、掲示場所が現場内であり、一般公衆の目に付くところではな かった。掲示場所について工夫されたい。

以上が工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

工事内容としては一般的な工事といえるが、工事期間が当初の2倍以上に延長されている。工事の発注にあたって的確な見通しが必要ではなかったかと思われる。今後の工事発注にあたって留意されたい。

また、冬期間でのコンクリート工事、舗装工事及び区画線工事は、品質確保に十分な配慮が必要である。これら工事に対する計画書を作り、発注者・受注者で十分打合せを行い、良好な品質を確保するように努められたい。

公共工事の品質を確保するための手法として、一定額以上の工事発注に際して、ISO取得要件を考慮するなどの方法を検討してはどうかと考える。

今後においても、市民の期待に応えられる社会基盤の整備に向け、環境や安全管理に留意した 公共事業を実施されることを望むものである。

「掲示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に 関する規則の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成28年3月25日

亀岡市教育委員会委員長 栗山正則

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市立幼稚園における預かり保 育の実施に関する規則の一部を改 正する規則

亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に 関する規則(平成27年亀岡市教育委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次 のように改める。

Ш 湽 まるで 됴 田 # 亀岡市教育委員会 預かり保育の申込みについては、次のとおり決定しましたので、通知します。 # 亀岡市立幼稚園預かり保育利用決定通知書 岙 教育時間終了後から午後 湽 Щ 一箇月 おおむね # 様 利用回数 F 利用時間 第2号様式 (第5条関係) 承 預かり保育期 な名 が 氏 保護者 り里 冷险 ш 篮 日まる <u></u> Щ ※預かり保育の実施時間は、教育時間終了後から午後5時まで # 町 ③妊娠中·産後等 時まで # 亀岡市立幼稚園預かり保育利用申請書 電話番号 H 200 預かり保育を利用したいので、次のとおり申し込みます。 ⑤その他準じる状態 教育時間終了後から午後 保護者住所 ②通院·介護等 凝 町 おおむね # 一箇月 ①就労・就学 ④災害復旧等 別記第1号様式 (第5条関係) 利用時間 E 利用回数 (宛先) 亀岡市教育委員会 華 氏名 預かり保育希望の期間 緊急連絡先 な名 希望する理由 が 氏 り里 冷恕

Ш 滥 でまり <u></u> Щ ※預かり保育の実施時間は、教育時間終了後から午後5時まで ③妊娠中·産後等 # 町 再まん # 亀岡市立幼稚園預かり保育利用変更届 預かり保育の利用について、次のとおり変更したので届け出ます。 如 EMS ⑤その他準じる状態 妝 教育時間終了後から午後 淵 ②通院·介護等 # 滥 一箇月 おおむね 保護者住所 **开**名 田 # ④災害復旧等 ①就労・就学 E 利用回数 利用時間 (宛先) 亀岡市教育委員会 羅 开名 第4号様式 (第6条関係) 希望する 理由の変更 希望する期間の変更 な名 光 田 绺 6 於 氏 刪 W り屋 ⑩ 乙谷 変更 ıξ 쑆 獙 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴え 市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査 請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを 知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。 ш 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として (訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡 日付けで申込みのありました預かり保育については、次の理由に 篮 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算で3箇月以内に、亀岡市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 ᇤ Щ # 亀岡市教育委員会 亀岡市立幼稚園預かり保育利用不承認通知書 夲 淵 を提起することが認められる場合があります。 嶽 第3号様式 (第5条関係) 田 # より承認しません。 4 柘 析 不承認の理由 Ã 出 保護者 民 2 ų 袒 糎

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市立幼稚園保育料減免規則を廃止する規 則をここに公布する。

平成28年3月31日

亀岡市教育委員会委員長 栗山正則

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市立幼稚園保育料減免規則を 廃止する規則

亀岡市立幼稚園保育料減免規則(平成27年 亀岡市教育委員会規則第6号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費 負担教職員の服務に関する規程の一部を改正す る訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

亀岡市教育委員会教育長 竹岡 敏

亀岡市立の小学校及び中学校に勤 務する府費負担教職員の服務に関 する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費 負担教職員の服務に関する規程(平成2年亀岡 市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次の ように改正する。

第10条第1項中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。 別記第12号様式中「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「営利企業等に従事」を「営利企業に従事等」に、「営利企業等です」を「営利企業で進事等」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

1, 473人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の 3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教 育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査 委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有 権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

24,535人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

平成28年3月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野﨑千惠子

12,268人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

平成28年3月31日に招集された亀岡市選挙管理委員会において、次の者が委員長に選挙された。

平成28年3月31日

亀岡市選挙管理委員会 委員長 岡野宗忠

住 所 省略

氏 名 岡野宗忠

「掲示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市水道布設工事監督者及び水道技術管理 者の職務に関する規程を次のように定める。

平成28年3月8日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市水道布設工事監督者及び水 道技術管理者の職務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律 第177号。以下「法」という。)第12条 に規定する水道の布設工事の監督者(以下 「布設工事監督者」という。)及び法第19 条に規定する水道技術管理者(以下「技術管 理者」という。)の指名及び任命並びに職務 内容等に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(布設工事監督者の指名)

第2条 布設工事監督者は、亀岡市上水道事業 給水条例(昭和33年亀岡市条例第28号。 以下「条例」という。)第51条に規定する 資格を有する者のうちから、水道事業の管理 者の権限に属する事務を行う市長(以下「管 理者」という。)が指名する。

(布設工事監督者の職務)

第3条 水道布設工事を自ら施行する場合においては、布設工事監督者は、その適正な施行を確保するために必要な技術上の監督業務を行うものとする。

- 2 請負契約による水道布設工事を施行する場合においては、布設工事監督者が当該工事の 工事監督となり、次に掲げる事項に関する職務を行うものとする。
 - (1) 請負契約の相手方に対する指示及び協議に関すること。
 - (2) 水道布設工事の施行に係る設計図書等の 作成及び交付並びに請負契約の相手方が作 成した設計図書等の承認に関すること。
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、水道布設工事の立会い、水道布設工事の施行状況の 検査及び工事材料の試験、検査等に関する こと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、水道布設工事の施行上必要な技術に関すること。

(布設工事監督補助者) (4条 水道布設工事を所)

- 第4条 水道布設工事を所掌する課の所属長は、 必要に応じて布設工事監督者の職務を補助す る者(以下「布設工事監督補助者」とい う。)を職員のうちから指名することができ る
- 2 布設工事監督補助者は、条例第51条に規 定する資格を要しないものとする。
- 3 布設工事監督補助者は、布設工事監督者の 指示に従い、布設工事監督者の職務を補助す るものとする。

(技術管理者の任命)

第5条 技術管理者は、条例第52条に規定する資格を有する者であって、副課長級以上の職にある者のうちから管理者が任命する。

(技術管理者の職務)

- 第6条 技術管理者は、次に掲げる事項に関する職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行うものとする。
 - (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。

- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査 及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第20条第1項の規定による水質検査 に関すること。
- (5) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (6) 法第22条の規定による衛生上必要な措置に関すること。
- (7) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (8) 法第37条前段の規定による給水停止に 関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、水道の管理について技術上の事項に関すること。
- 2 技術管理者は、前項第1号から第6号まで に規定する検査その他の措置を行ったときは、 管理者に対して報告しなければならない。
- 3 技術管理者は、前項第7号又は第8号に規定する措置を行うときは、事前に管理者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合であって、事前に通知を行うことができないときは、措置後、直ちに管理者へ報告しなければならない。

(水道技術管理者補助者の設置等)

- 第7条 管理者は、技術管理者の職務を補助し、 当該職務の円滑な処理を図るため、水道技術 管理者補助者(以下「技術管理者補助者」と いう。)を置くことができる。
- 2 技術管理者補助者は、管理者が指名する職員をもって充てる。
- 3 技術管理者補助者の職務分担は、技術管理 者が別に定める。
- 4 技術管理者補助者は、技術管理者の命を受け、職務を行うものとする。
- 5 技術管理者補助者は、職務のうち、特に重

要又は異例な事項については、その都度、技 術管理者に報告しなければならない。

(布設工事監督者及び技術管理者の育成)

第8条 管理者は、布設工事監督者及び技術管理者の計画的育成に努めるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な 事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条 例施行規程の一部を改正する規程を次のように 定める。

平成28年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市公共下水道事業受益者負担 に関する条例施行規程の一部を改 正する規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条 例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規 程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条、第13条第3項及び第17条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第18条第1項中「双方合意のうえ連署して」を削る。 別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第9条関係)

負 担 区

(表)

年度 下水道事業受益者負担金決定通知書

台帳番号

あなたの受益者負担金を次のとおり決定しましたので亀岡市公共下 水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項の規定により通知し ます.

様公

円

期別	1期	2期	3期	4期	合計
年度	8月1日~8月31日	10月1日~10月31日	12月1日~12月28日	2月1日~2月末日	िं हॉ
年度	円	円	円	円	円
年度	円	円	円	円	円
年度	円	円	円	円	円
年度	円	円	円	円	円
年度	円	円	円	円	円

	1	2	3	4	5	
権利の種類	地上権	質権	使用賃借権	賃貸借権	その他	所有権

			受益地			負担金額		減免率	徴収	減免額又は		
番号	土地の所在地	所有者番号	公簿地目	権利の種類	地積(m²)	貝担亚領	減免事由	例兄平	猶予	徵収猶予額	差引負担額 (円)	備考
留り	工地の別在地	別有相當 5	現況地目	作的の個類	л <u>е</u> ля (III)	(円)		(%)	事由	(円)		
					m²	円				円	円	
					m²	円				円	円	
					m²	円				円	円	
					m²	円				円	円	
					m²	円				円	円	
					m²	円				円	円	
					m²	円				円	円	
					m²	円				円	円	
		合		計	m²	円				円	円	

(裏)

下水道事業受益者負担金賦課の根拠・その他について

- 1 この負担金は亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例第6条第1項の規定により、下水道事業の受益者に賦課するものです。
- 2 負担金の納付及び負担金を完納しなかった場合
- (1) 負担金は各年度表記の納期限までに納入通知書により市役所、市上下水道部下水道課、亀岡市出納取扱金融機関及び亀岡市収納取扱金融機関で納入してください。(納期の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に当たるときには、その翌日を納期の末日とします。ただし、納期のうち第3期については、その末日が土曜日に当たるときは、翌年の1月6日を、日曜日に当たるときは、翌年の1月5日をそれぞれ納期の末日とします。) 納期限を経過したものは、亀岡市上下水道部下水道課へご連絡ください。
- (2) 次の割合を乗じて算出した額が延滞金となります。
 - ・納期限後1箇月以内は、特例基準割合に年1%を加算した割合(ただし、加算した割合が年7.25%を超える場合は、年7.25%の割合)
- ・納期限後1箇月以後は、特例基準割合に年7.25%を加算した割合
- ※特例基準割合とは当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。
- (3) 督促を受け、その督促期限までに完納しなかった場合には、国税徴収法による滞納処分を受けることがあります。
- 3 口座振替について 受益者負担金の納付は便利な預金口座振替の制度がありますのでご利用ください。
- 口座振替取扱金融機関
- 4 負担金を一括納付した場合

一括納付した額に100分の5の割合を乗じて得た額に相当する額を報奨金として交付します。ただし、その額又はその額に前回までに交付した報奨金の額を加算した額が20,000円に達するまでの額とします。なお、今回の賦課決定時に、負担金の減免、又は徴収猶予を受けられた受益者は、この制度が適用されません。

5 受益者に変更があった場合

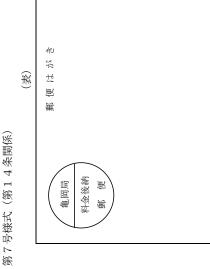
受益者に変更(土地の売買、譲渡など)があり、当該変更に係る当事者が合意したときは、新・旧の受益者の一方又は双方が「下水道事業受益者変更申告書」を提示してください。申告書提出後 に到来する納期については、新しい受益者となった方が納入することになります。

- 6(1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市上下水道 管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌 日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取 消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 7 この賦課通知についてのお問合せは、亀岡市上下水道部下水道課 電話番号

郵便番号621-0811

亀岡市北古世町1丁目2番5号

注 管理者を置かない場合には、「亀岡市上下水道事業管理者と」とあるのは「亀岡市長と」と書き替えて使用すること。



藤分 椞

次の割合を乗じて賃出した額が延滞金となります。
・納期限後1箇月以内は、特例基準割合に年1%を加算した割合(ただし、加算した割合が年7.25%を超える場合は、年7.25%の割合)
・納期限後1箇月以後は、特例基準割合に年7.25%を加算した割合とは当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をい 年度 \$ 庚 督促手数料 下水道事業受益者負担金 # 點 E 蓝 年度 倒 中 額 受益者番-康 奉 倒 蜌 型 **4**Π 俥 崽

京都府亀岡市北古世町1丁目2番5号

上記の金額を至急お納めください。

と書き替えて使用するこ。

A)

3 (1) この決定について不服がある場合は、この決定があったことを 知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査 して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由がある ときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審 査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過し (2) この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があっ たことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告 として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市上下水道管理 (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この決定 (審査請求をした 場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算 この督促後10日をすぎても未納の時は、国税徴収法による滞納処分 その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算 た後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起す 1 表記記載の下水道事業受益者負担金につきましては、いまだに納付が 者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、 ※本状をお届けする前に納付済の時は 約期内の自主給付にご協力ください。 行違いですからご了承ください。 して6箇月以内に提起することができます。 幯 ることが認められる場合があります。 ありませんので至急納付ください。 請求をすることができます。 اً رُ を受けることがあります。 納入取扱機関 2

とあるのは「亀岡市長と」 管理者を置かない場合には、「亀岡市上下水道事業管理者と」

TEL

市上下水道部下水道課

紐

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式(第17条関係)

受益者番号	
通知書番号	

下水道事業受益者負担金納期限変更通知書

様

年 月 日

受益者 (納付管理人)

住所 氏名

印

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第17条の規定により繰上徴収す るため次のとおり納期限を変更します。

年度	期	- 約り	負	担	金	額	当	初の	納	期限	亦	百名	4 M	幼	期限	備	-	考
十尺	第	期	Я	11.5	212	円					12	X	2 07	. \ull.1 \	791 1915	VHI		フ
-								年	<u>月</u>	<u> </u>	-							
	第	期				円		年	月	日	_							
	第	期				円		年	月	日								
	第	期				円		年	月	日								
	第	期				円		年	月	目								
	第	期				円		年	月	日		年		月	目			
	第	期				円		年	月	日		4		Л	Н			
	第	期				円		年	月	目								
	第	期				円		年	月	日	1							
	第	期				円		年	月	目								
	第	期				円		年	月	目	1							
	第	期				円		年	月	日	1							
合		計				円												
納変	納 期 限 変更理由																	
納	付場	所	亀岡市上下水道部下水道課															

別記第15号様式中「双方合意のうえ」を削る。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

「掲示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成28年3月16日から平成28年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成28年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 供用及び汚水の処理を開始する年月日 平成28年3月31日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域 古世町(西向林・西内坪)、中矢田町久保垣内、北古世町2丁目、安町中畠、上矢田町東垣内、 余部町(塞又・谷川尻)、曽我部町中状使 重利(山ノ下・軍垂) 穴太(口山・藤ノ木) 春日部大谷、薭田野町佐伯(岩谷ノ内稲荷谷・八王寺・飼条)、千代川町湯井艮筋 小林(下 戸・西芝)、篠町篠下西山 浄法寺中村 夕日ヶ丘3丁目 馬堀伊賀ノ辻、西つつじケ丘五月

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起点	終点
府道郷ノ口余部線	大井町並河新戸17番3先	余部町大塚76番2先
府道郷ノ口余部線	余部町大塚76番2先	大井町並河南台41番3先
国道 9 号線	大井町並河南台41番3先	余部町塞又80番4先
市道上佐伯線	薭田野町佐伯飼条2番3先	薭田野町佐伯斉ノ神39番先

台2丁目、東つつじケ丘都台、大井町西部土地区画整理事業区域内の各一部

- 4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1)位置:京都府亀岡市三宅町八田1番地

(2) 名 称: 亀岡市年谷浄化センター

「掲示済」

(各 通)

任免及び辞令

井石太串竿櫻原藤松湊悦 耐達哲嗣邦禎美行妙夫子也史夫男夫子雄子

山下

昇

亀岡市上下水道事業経営審議会委員に委嘱しま す

任期は平成30年3月1日までとします 平成28年3月2日

市立病院欄

規 程

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

亀岡市病院事業管理者職務代理者亀岡市立病院長 玉井和夫

鲁岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院処務規程等の一部を 改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに地域連携室」を 「、地域連携室及び地域医療情報センター」 に、

「医事課

医事係

地域連携室 」を

「医事課

医事係

地域連携室

地域医療情報センター 」に改める。

第3条中第5項を第6項とし、第4項を第 5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次 に次の1項を加える。

3 地域医療情報センターの分掌事務は、在 宅医療の調整に関することとする。

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程 の一部改正)

平成28年4月15日発行

第2条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する 規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第 4号)の一部を次のように改正する。

別表第2項中「係長」の次に「、主幹」を 加える。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一 部改正)

第3条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程 (平成16年亀岡市病院事業管理規程第26 号)の一部を次のように改正する。

別表第3の4医療職給料表(3)職務級別基準 表中

Γ 看護師長の職務 4級

を

4級 看護師長の職務 主幹の職務

に、

5級 副看護部長の職務

を

副看護部長の職務 5級 困難な業務を行う主幹の職務

に改める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行す る。

「掲示済」

亀岡市立病院公告第2号

平成28年2月24日に実施した亀岡市立病 院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決 定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告 する。ただし、登録有効期限については、平成 28年7月31日までとする。

平成28年3月8日

亀岡市病院事業管理者職務代理者 亀岡市立病院長 玉井和夫

(候補者受験番号)

·試験区分 看護助手

1 5 6

「掲示済」